

戦時体制への移行と財閥の再編成

——三井合名会社改組問題によせて——

春
日
豊

はじめに

一 三井合名会社改組の経緯

- 1 改組案の登場とその推移
- 2 合併準備と三井総元方の新設

二 改革案の内容

- 1 駒田案「合名会社ノ解散ヲ論ス」の内容
- 2 駒田案「増税上ヨリ親タル三井家保全組織ニ就テ」の内容
- 3 福田案（三井合名会社会計課案）「税法改正ノ当社及三井家ニ及ボス影響ト改組ノ是非」の内容
むすび—改組の歴史的意義—

はじめに

第一次大戦前後の時期に、本社部門の設立（一九〇九年三井合名会社設立、一九二二年住友合資会社設立）ないし傘下事業の分離独立（三菱では一九一七〜二一年の間に三菱合資会社から分離して八社設立）によって、統轄組織を整備した各財閥は、戦時体制への移行に伴い次々と本社部門を改組していった。一九三七年三月一日に住友合資会社が株式会社住友本社に改組されたのを嚆矢として、同年一月二日には三菱合資会社が株式会社三菱社と組織を改め、三井では一九四〇年八月二六日に新たな事業統轄機関として三井総元方が設立され、翌日には三井物産が三井合名会社を吸収合併し、新三井物産会社が設立された。

戦時体制下における、右のような財閥の組織形態の変化は、何に起因し、どのような歴史の意味をもっていたのか。これまでに、戦時下におけるかかる財閥組織の変化を、戦時国家独占資本主義への移行の一つのメルクマール、あるいは金融資本的蓄積方式の完成、とみる見解が出されている。⁽²⁾ これらの見解に共通しているのは、以下のような理解である。すなわち重化学工業化の進展に伴って、いわゆる既成財閥の主要な蓄積基盤が旧来の商事・金融・運輸・鉱山などから重化学工業へと転換し、そのために厩大な資金需要が発生し、その資金調達のためには従来の閉鎖的出資の自己金融形態から社会的資金の動員が可能となる体制への再編成が不可避となり、財閥本社の改組が実行された、との理解である。⁽³⁾ 財閥本社の改組との係わりで、その理解の核心点を指摘すれば、自己金融形態の崩壊↓社会的資金動員体制への転換という点にある。確かに、三大財閥いずれにおいても戦時体制への移行に伴う資金需要の急増によって、自己金融形態は限界に達し、何らかの形で他人資本の導入がおこなわれていたのは事実である。長期的展望に立脚すれば、財閥本社の改組を社会的資金動員体制への再編の一環と位置付けることは、当を得ていると言える。しかし、それは飽く

までも長期的展望に立脚した客観的基礎過程との関連において位置付けた場合であって、改組当事者の当面の主要な意図はそこにはなかった。改組当事者の直接的動機は、戦時税制への対応、とりわけ所得税、相続税対策がその主要な要因であった。その意味において、財閥の再編成は直接的には戦時税制を媒介とし、いわば外側から強制的に促進されて展開したのであり、この側面を看過すべきではない。社会的資金の動員は、この時期においては未だ財閥傘下個別企業の株式公開、借入金、社債発行等によって可能であり、財閥本社の株式会社への改組を直接的に規定する要因とはなり得ないからである。むしろ、この時期の三大財閥は、公式表明とは異なり、その中枢部＝本社部門ではその資金負担をなるべく軽減し、本社部門の閉鎖的出資関係を可能な限り追求していた、とみた方が史実に近い。従って、本社の改組は、即社会的資金動員体制への主体的な再編成を必ずしも意味するものではなかった。それにもかかわらず、その改組は他律的に規定されつつ、閉鎖的出資関係から資金需要の急増という事態に対応しうる社会的資金動員体制への再編成の方向性を示していた。

本稿では、右の改組過程として、三井合名会社改組問題を対象としてとりあげる。三井合名会社改組問題については、すでに松元宏が取扱っている⁽⁴⁾。松元の場合、事実経過や改革案の検討は、紙数の関係で限定的に触れられており、また三井合名と三井物産の合併調印（一九四〇年三月二〇日）後から三井総元方、新三井物産の設立（八月二六、二七日）までの期間の改組推移については触れられていない。本稿では、合併調印から三井総元方設立までの経緯も含め、改組の意図や推移をできる限り詳細にあとづけ、そのなかからその歴史的意味を考察することとする。なお、関係史料はほとんど未整理（未公開）史料であるため、本稿では利用者の便を計るため、基本資料は全文をまとめて本稿の最後に掲載し、資料紹介をも兼ねた。それらの資料の引用は、資料1、資料2……とした。

(1) 住友、三菱の改組については、麻島昭一著『戦間期住友財閥経営史』(東京大学出版会)第一部第二章第二節、『三菱社誌 37』一二九八〜一三〇七ページおよび麻島昭一著『三菱財閥の金融構造』第二章第二節参照。

(2) 前者は中村政則「国家独占資本主義の成立と展開」、「戦時国家独占資本主義の確立」(永原慶二編『日本経済史』、有斐閣、所収)および同「国家独占資本主義論」(石井寛治、海野福寿・中村政則編著『近代日本経済史を学ぶ』)、有斐閣、所収)、後者は三和良一「戦時統制経済と戦後改革」(同上所収)参照。

(3) たとえば中村は一九三七年から開始される三大財閥の機構改革について「これら一連の財閥史上画期的ともいえる大財閥の改組は、旧来の財閥本社による自己金融的色彩のつよい資金調達的方式では、もはや生産力拡充、軍需生産増大の国策に十分に対応できなくなっていたことを意味していた。そのために財閥は、旧来の本社機構を改編して、同族的封鎖的持株会社から脱皮をはかり、株式を一般公開し、社債・借入金などの外部資金を導入することによって、傘下の軍需会社の資金需要に応じなければならない」(前掲「戦時国家独占資本主義の確立」)と述べている。また三和は「財閥の組織改革は戦時税制への対応という面をもっているが、大きくとらえれば、それは金融資本の特徴である株式会社形態を媒介とする資本蓄積方式の完成であり、また国家独占資本主義のもとですめられる資本と労働の対立の隠蔽の一形態であるといえる。重化学工業化を蓄積基盤とするために必要な膨大な資金を調達するには、従来の閉鎖的自己金融体制を、株式公開によって社会的資金動員を可能にする体制に転換することが必至であり、それによって、持株会社制をフルに機能させた金融資本的蓄積方式を完成した」(前掲三和論文)と指摘している。

(4) 松元 宏「三井合名会社体制の破綻とその再編成——一九三〇年代の三井合名会社について——」(『三井文庫論叢』第九号、のち同『三井財閥の研究』、吉川弘文館、所収)参照。松元も結論的に本社部門Ⅱ三井合名改組の意義を社会的資金の動員を可能とする組織変更と位置付けている。しかし、その歴史の意味Ⅱ日本資本主義の構造的変化との関連ないし資本そのものの性格変化については言及していない。

一 三井合名会社改組の経緯

1 改組案の登場とその推移

三井合名会社改組問題が具体的に組上にのぼり始めたのは、一九三八（昭和一三）年春頃のことであつたらしい。^{（下）}同年三月一〇日に三井銀行文書課長代理の田中寛治が、三井同族会事務局第一主事（第一部は清泉学寮、三井文庫、同族子弟の海外留学および実務練習に関する件以外、のすべてを管掌した）兼三井合名会社秘書課に移籍したのは、その布石だつたと思われる。さらに三井銀行広島支店長だつた福田忍が、同年七月八日付でその職を辞し、藤井輝雄のあとの三井合名会計課長に就任している。この人事も三井合名改組問題を射程に入れた人事だつたと思われる。こうした改組問題がはっきりした文書で示されたのは、現存する史料では同年一〇月付の駒田民蔵「合名会社ノ解散ヲ論ス」（資料1）が最初である。当時駒田は三井同族会事務局第一職員兼三井合名会社会計課勤務の職にあつた。この意見書は永島雄治同族会理事の手を経て南條金雄同族会理事兼三井合名常務理事に提出された。この駒田案については次章で少し詳しくみるが、駒田がここで三井合名の解散を提起した基本的論拠は、次の点にあつた。第一点が現合名組織では三井の相続税納付が不可能になること、第二点が合名会社の「不表現資産」に対する高率課税を回避するために必要な措置であること、第三点が合名会社組織体制では傘下会社と三井合名との二重課税になり、その額が膨大で不利であること、以上の三点である。こうした解散論が提起された直接的な契機は、解散論の論拠がすべて税額とかかわっていることでもわかるように、課税問題にあつた。その背景には後に詳しくみるように、一九三七年四月一日施行の臨時租税増徴法等の税制改正による増税があつた。とくに相続税や所得税の増大は、財閥本社の改組を直接的に促進したのである。

翌一九三九年一二月、駒田は先の見解をより具体的に詳論した「増税上ヨリ観タル三井家財産保全組織ニ就テ」（資

料2)を提案した。この案は田中寛治三井家同族会事務局主事の加筆を受け、永島雄治同族会理事の手を経て同族会議長(三井高公)に提出された。同時に三井家同族や三井合名常務理事向井忠晴等にも配布された。後に詳しく検討するが、この案は現合名組織では相続税支払が不可能となる根拠を、所得税・相続税・法人税等の税制の抜本的改正(第七六議案提案、一九四〇年三月二十九日制定)を折込んで、詳細に検討したものである。

翌年一月三十一日には三井合名会計課長福田忍が「税法改正ノ当社及三井家ニ及ボス影響ト改組ノ是非」(資料3)と題する改組案を提起した。この福田案は、現合名組織ではやはり相続税支払が不可能になる点からも三井合名の改組が不可避としたうえで、その改組の具体的方策として解散論ではなく、三井合名・三井物産・三井鉱山の三社合併論を提唱した。この三社合併のやり方には後にもうに種々の方法が考えられたが、とにかく三井合名の解散に比較して、解散に伴なう莫大な清算所得税を支払わなくてすむ点、また物産・鉱山との配当収入の二重課税を免れる点、資産処分課税を免れる点など合併案の有利な点を指摘して、三社合併案を結論付けた。

この福田案の提起を受けて、三井では改組の本格的な検討に入るために、三井合名改組の対策委員会が設置された(以下、資料5による)。この委員会には向井忠晴三井合名常務理事が委員長として入り、委員には南条金雄三井合名常務理事以下、三井合名、三井物産、三井鉱山、三井銀行、三井家同族会から一三人が指名され(追加二人)、委員補佐として七人が加わった(追加一人)。一九四〇年二月九日に第一回対策委員会が開催され、福田案の検討に入った。

ほぼ連日対策委員会が開かれ、二回〜四回までの委員会で解散論には否定的評価を下し、第五回委員会(二月一五日)において「合併ハ三社合併ヲ最善トスル事」が確認された。同時にこの委員会では事業会社たる合併会社が銀行、信託、生命などの金融関係三社の大株主になることは不適當であるとの判断を示した。また今後の研究課題として、合名会社と株式会社との合併の法律的検討、資金調整法上の拘束如何、それらを考慮して合併の積極的必要性、鉱山会社の合併

と免許事業との関係、などが挙げられた。翌日の第六回委員会では、合併後の対応策として、三井一家による組合を作ることに、事業統制機関を作ることが出されている。翌一七日の第七回委員会において、これまでの議論を踏えた成案の起草を決定した。起草委員には福田忍のほか濱龍彦合名文書課長、橋本幸造鉦山常任監査役、大矢知昇銀行取締役、高橋清悟物産文書部副部長の五名が選ばれた。一九日の第八回委員会では起草委員の成案が検討に付され、翌二〇日の第九回委員会では向井委員長から「合併に関シ堂々たる理由」を考慮する必要が力説され、合併理由について議論がなされている。「堂々たる理由」の必要性は、合併認可申請と社会への公表（世論）とを考慮したためであろう。以上のような議論を踏えて、対策委員会の成案がまとめられた（資料5所収）。

対策委員会の成案は三案から成る。第一案は三社合併実施のため臨時資金調整法に基く許可申請の内交渉を関係官庁と即時に進めること、第二案は三社合併が三月中旬まで判明しなかったり、不許可の場合には、清算資金調達の見込みをたてて、直ちに解散の手續きをとる、同時に事業統制機関たる新株式会社設立の手續きをとること、第三案は三社合併を延期し、時期を見て早い時期に実行すること、以上がその内容である。それぞれの案について、これまでの議論を踏えた長所と短所が列挙されている。第一案の短所は不許可の可能性を否定できない点に尽きており、要するに第一案は三社合併を推進するということが、対策委員会の結論であった。

他方で二月二六日からは解散の場合をも考慮して、「解散ノ場合ニ於ケル清算税基他ノ資金調達方研究ノタメ」に金融委員会が開催された。委員長にはやはり向井忠晴が就任し、委員には南条金雄以下一三人が名を連ね、対策委員会には参加していなかった三井信託、三井生命の各会長が加わっている。金融委員会では三月一日に答申事項を決定し、三月四日に「金融委員会答申決定事項」として答申した（資料5所収）。それによれば、資金調達方法として三井合名所有の三井物産、三井鉦山株を中心に約一億六〇〇〇万円の株式を売却し、三井銀行、三井信託は有価証券担保で一億円を

合名清算人に融資する（融資比率銀行六、信託四）、という案であった。

金融委員会と併行して、二月二十六日から合併、解散それぞれの場合に対処する手続審査のための手続審査委員会が開催された。委員長はやはり向井忠晴で、委員には南条金雄以下二一名が参加した（資料5）。このように対策委員会では、一応三社合併論の結論を出しながらも、解散の場合をも想定して改組準備が進められたのである。⁽²⁾

対策委員会の結論である三社合併論も、その後二社合併論（合名と物産の合併）に変更され、三井合名、三井物産の二社合併論が正式決定されていく。それがいつの時点であるのか、確認できる資料は今のところ見当たらない。三月上旬であることは間違いない。二月二十六日付で三社合併案のさまざまな方式が提案されているが、翌二十七日付では二社合併案の二つの方式が提案されている（資料6）。一日違いのこの変更について、何が原因であったか必ずしも判明しないが、政府当局者との話し合い、指示により認可申請を得やすいように配慮したものと思われる。⁽³⁾ 二月二十七日には、新商法改正委員であり、改正商法立案の中心人物であった松本蒸治に二社合併案の可否について意見を求め、その後物産による合名の吸収合併が最良との回答を得ている。

三月四日～一日の間に二社合併を決定した三井合名では、三月十二日に三井合名常務理事向井忠晴の名で大蔵省主税局長大矢半次郎宛に、二社合併に伴う合併差益又は清算所得に關しては非課税との理解を示しながら、それについて確認のため当局の内意を打診している。⁽⁴⁾ 恐らく、この三井側からの打診に対して非課税との回答を得たものと思われ、翌々日の十四日には三井合名会社代表社員三井高公名で大蔵大臣桜内幸雄、商工大臣藤原銀次郎両大臣宛に「会社合併内認可申請書」（資料7）を提出している。また同日付で、関係官庁に示したと思われる三井高公名の以下の「覚」が作成されている。

一、本合併ニ依ル小生ノ取得スヘキ株式ヲ譲渡スル場合ハ予メ日本銀行ニ協議スルコト

但シ重役資格株、功勞株其の他小額ナル株式ノ移転ハ此限ニ非ス

二、右株式譲渡ニ代リ得タル資金ノ使途ハ国策ニ副ヒ政府ニ於テ何等カノ御方針アル場合ハ之ニ順応スルコトニ努ムルコト

昭和拾五年参月拾四日

三井 高 公

右の「覚」のあと、十八日には三井合名会社代表社員三井高公名で、商工・大蔵大臣宛に「今後合併会社ニ於テ合併当時ニ於ケル配当率ヲ超エ増配セントスル場合ニハ会社利益配当及資金融通令実施中ハ勿論其後ニ於テモ予メ政府ト協議可仕候」との「覚」を提出している。⁽⁵⁾ このような政府方針に沿う「覚」を提示したうえで、三月二〇日に政府の内認可がおり、同日、三井合名、三井物産の合併契約が締結され、三井合名では「合併契約書」を総社員連名で承認した（総社員同意書）。三月二十五日には三井合名、三井物産双方において、それぞれ社員総会、株主総会が開催され、合併を正式承認し、同時に三井物産では合併後自己株式の消却による減資を決議した。翌二六日、石油業法施行規則第一二条、第一三条に基づき「会社合併許可申請書」を商工大臣宛に提出、二七日には臨時資金調整法上から商工、大蔵両大臣宛にやはり会社合併許可申請を出し、また三井物産では同日、「目的変更認可申請書」を両大臣宛に提出した。そして翌二八日、三井合名、三井物産の合併が正式に認可されたのである。

最終的に承認された合併会社は、以下のような形式をとって総株数六〇〇万八九九〇株、資本金三億四万九五〇〇円（払込額二億四七三六万七二七五円）と決定された。すなわち、新会社は資本金一・五億円（払込額一億二五〇万円）の三井物産株式会社が、資本金三億円（払込額二億四七〇〇万円）の三井合名会社を吸収合併し、総株

数九〇〇万株・資本金四・五億円とする。同時に三井物産が合併によって三井合名より承継した自己株式額面五〇〇円全額払込済一九九万四〇〇〇株及び払込済額二二万五〇〇〇銭九九万七〇〇〇株、計一億四九五万五〇〇〇円（合計払込額一億二二三万二七二五円）を償却し、資本を減少して資本金三億四四万九五〇〇〇円としたのである。

正式認可がおりた翌二九日、三井物産では極秘に各部、支店、出張所長宛に取締役名で三井合名・三井物産合併を伝えるとともに、社外への説明の仕方についても指示を与えた。⁽⁶⁾ その指示は、まず次の声明書程度の説明で済ませ、とのことであった。

声 明 書⁽⁷⁾

三井ハ従来合名会社ヲ中心トスル体制下ニ国家ニ御奉公シテ参リマシタガ時勢ノ進運ニ応ジ一層能率ヲ挙ゲテ国策的事業に尽瘁致シ度ク存ジマス処、金融其他ノ点カラ合名組織ニテハ不便ガ多イ為、此際株式会社ニ改組スルコトヲ適當ト認メマシタ。同時ニ我對外貿易モ愈々困難ヲ加ヘツツアリマスカ三井物産株式会社トシテモ資力ヲ充実シテ刻下ノ急務タル輸出振興ニ懸命ノ努力ヲ致サネバナラナイノデ両会社ヲ合併統合スルコトト致シマシタ。之ニ依テ三井ハ其傘下ニ擁スル資本、組織信用ヲ最高度ニ活用シマスト共ニ今後更ニ社債、借入金、關係会社ノ株式公開等ノ方法ヲ講ジテ社会ノ協力ヲ仰ギ国策的事業ニ益々邁進センコトヲ期シテ居リマス

この声明程度では満足しない向きには、「改組変更趣意書」⁽⁸⁾に沿って説明し、この趣意書は公表しないように指示した。これには声明書と同様の趣旨の前文のほかに、「一、資本金額」として前述した手続による資本金額の設定、「二、改組変更ノ時期」として八月十五日が明記され、「三、改組変更ニ依り当社ノ營業目的」として「(イ)諸事業ニ対スル投

「資並融資」「(有価証券及不動産ノ取得保有)の追加が指摘され、かつ「株式公開ノ場合ヲ予定シ之ニ即応スル様定款ノ変更ヲ為シタリ」と、以上の点が記載されている。これに加えて、改組理由が別紙として添えられた。改組理由は、認可申請書(資料7)の改組理由とほとんど内容的には同じであるが、生産力拡充を一項目として敢て掲げており、社会的配慮をした内容となっている。⁽⁹⁾

こうした合併発表の準備を整えて、四月一日夕方三井本館内で館内金融同志会記者を招き、佐々木四郎調査課長からあらかじめ用意されていた説明書の要項に沿って、三井合名、三井物産の合併が発表された。⁽¹⁰⁾翌二日には三井物産本店内に改組事務所を新設した。改組事務所長には三井物産の高橋文書部副部長を任命し、同事務所は合併関係の連絡や法令上の各種手続、あるいは官庁との交渉など合併に関する事務一切を担当した。

2 合併準備と三井総元方の新設

合併準備の過程で重要な課題となったのは、傘下金融諸機関の所属問題と新たな統轄機関の設置問題であった。傘下金融諸機関(三井銀行、三井信託、三井生命)の三井合名所有株式の帰属について、対策委員会でも議論され(資料5)、また、合併に際して、新合併会社はそれを所有しないことが、当局との了解事項であった。当局との了解事項では、合併成立後に金融関係三社株式を三井家へ譲渡することになっていたが、六月二十七日の三井合名理事会において、譲渡を繰り上げ合併成立前に実施することを決定した。その理由について同会議では金融関係諸会社は「其業務ノ性質上一時的ニモ事業会社タル三井物産ノ保有ニ帰セシメサルヲ穩当トスルノミナラズ当社並ニ合併会社ノ益金按配上合併前、受渡ヲ完了スルコト便宜⁽¹¹⁾」と指摘している。言うまでもなく真の理由は後者にあり、その内実は税金問題であった。要するに合併成立前に譲渡した方が、譲渡差益に対する課税が少ないためであった。この点について理事会への提出議案で次

金融関係三会社株式

三井家ニ譲渡差益金ニ対スル税金

	税金	(本案トノ差)
	千円 %	千円
(1) 本案 (昭和十五/上, 下兩期ニ分割譲渡)ニヨル場合	16,992(60.7)	
(2) 二社合併後昭和十五/下 中ニ譲渡スル場合	21,890(78.2)	4,898
(3) 二社合併後昭和十五年/下 十六年/上兩期ニ分割譲渡スル場合	20,676(73.8)	3,684

のように述べている。⁽¹²⁾

株式譲渡ノ時期ト税金ノ關係

三会社株式ヲ当社昭和十五年上、下二期ニ譲渡スルトキハ合併後譲渡スル場合ニ比シ税金上別表(上掲表:引用者)ノ通り相当有利トナル。即チ合併申請當時ニ於テハ物産会社ノ半期税込平常益金見込額ハ二千參百余万円ノ予想ナリシ処其後物産会社ノ収益状態著シク良効ナルタメ合併会社ノ本年下期(九月決算)平常益金ハ税込約四千万円ニ達スル見込トナリ、之ニ三会社株式売却差益式千八百万円ヲ加フルトキハ合併会社本年下期益金ハ六千八百万円ノ巨額ニ上リ売却差益ニ対スル税金ハ式千八百九拾九万円(七八%ニ)ニ達スベク、又右売却差益ヲ合併会社本年下期及ビ明年上期(昭和十六年三月決算)ニ分割計上スルトシテモ合併会社ガ現在ノ収益状態ヲ持續スル限り税額ハ式千六百七拾七万六千円(七三%ハ)ニ上ル計算トナリ、本案ニ依ル尅千六百九拾九万式千円(六〇%七)ニ比シ何レモ相当割高トナル勘定ナリ

右起案文中の本案とは、第1表の金融三社株式の三井家への譲渡方式のことである。

三井合名理事会において右記の決定をおこなった同日、三井同族会では金融三社買収株式の取扱いを定めた「覚書」を作成し、三井家同族一一名がそれに連署した。「覚書」の主要点は、金融三社株式を共有とし、三井合名持分比率と同一比率で一家が保有すること、共有関係の一切の事項は共有者全員の同意に依ること、株式買収代金は買収株式を担保として当分の間三井合名会社から借入れること、株式買収、借入金その他これ

戦時体制への移行と財閥の再編成（春日）

第1表 金融三社株式の三井家への譲渡方式

1. 売却株式

<6月中受渡分>

三井銀行旧株式	200,000株 (@100円 全額払込済)	1株	165.0円替
三井生命株式	30,000株 (@50円内12.5円払込) * 名義貸1,450株含む	〃	85.0円替
上記代金	35,550,000円		
差益金	14,020,225円		

(合名15年上期(6月決算)益金トナル)

<7月中受渡分>

三井銀行新株式	276,427株 (@100円 内50円払込) 乙勘定分81,560株を含む。	1株	91.7円替
三井信託株式	96,230株 (@100円 内25円払込)	1株	55.5円替
上記代金	30,689,120円		
差益金	14,066,876円		

(合名15年下期(8月決算)益金トナル)

2. 所有名義

三井家所有名義ハ便宜上「三井高公外十名共有代表者三井高公」トス
但シ組合又ハ会社設立ノ上ハ同名義ニ書替ノコト

3. 代金支弁方法

差当り代金総額当社ヨリ繰替、追テ三井家所有株式売却代金其他ヲ以テ返
済ヲ受クルコト

但シ利息ハ配当金相当額タルコト

出典) 昭和15年6月26日「金融関係三会社株式ヲ三井家ニ譲渡之件」(三井合名会社議案「同族会議案」所収)より作成。

注) 1. 上記本文中にある乙勘定とは三井11家の共同財産の予備積立金を指す。乙勘定の譲渡は三井家同族会の承認が必要であり、7月2日に同族会に提案されている(3日可決か)。

2. * 三井生命株式の帳簿価格は50.99円。

第2表 三井合名より三井家への株式売却（7月31日）

銘柄	数量	帳簿価格		売却価格		差益金	
		@	金額	@	金額	@	金額
甲勘定（三井合名所有）	株	円	円	円	円	円	円
三井銀行新株式	194,867	42.29	8,240,811.64	87.70	17,089,835.90	45.41	8,849,024.26
三井信託 株式	96,230	26.03	2,505,130.00	55.50	5,340,765.00	29.47	2,835,635.00
小 計			10,745,941.64		22,430,600.90		11,684,659.26
乙勘定（三井家予備積立金）							
三井銀行新株式	81,560	72.05	5,876,302.46	87.70	7,152,812.00	15.65	1,276,509.54
合 計			16,622,244.10		29,583,412.90		12,961,168.80

出典 「株式売却差益金明細表」（三井合名会社「昭和十五年下期決算表」所収）より作成。

注）7月31日付売却の確定は、三井合名「有価証券元帳」による。なお、株数×単価が帳簿価格と合致しないが、原資料のままとした。

に伴う一切の権利・義務は持分比率により分担すること、買収株式の管理・保管は当分の間三井合名会社に委託すること、などであった。

六月中受渡分については六月二八日決定どおり実行され、七月受渡分についてはその後株価の変動（三井信託株不変、三井銀行株六月二七日九一円八〇銭→七月十六日八八円四〇銭）を踏まえ、時価譲渡に変更され、七月二日左記の価格で譲渡され、三井家への譲渡を完了した（第2表参照）。

新たな統轄機関の問題は、合併発表前から議論され（資料5）、発表後には具体的な検討が進められていたと思われる。機関の要綱や案文の作成などの作業過程に実際に入ったのは、金融諸会社株式の三井家への譲渡が決定されて以降のことと思われる。昭和十五年七月付（日付不明）「三井同族組合及三井総元方規約草案説明」⁽¹⁵⁾（三井合名会社）は、恐らくその作業の最初の、あるいは極く初期の結果と思われる。

同草案では、まず三井同族組合と三井総元方について、次のような大綱と機構図によって、その基本的性格を要約している。

新機構 大綱

一、三井同族組合

合名会社改組に伴ヒ社員ノ持分ニ対シ割当テヲ受クル新物産社株式（即從來ノ社員持分ニ相当スルモノ）ノ管理保全及關係会社事業統轄ヲ目的トスル組合ヲ設ク。

組合規約ハ大体現在ノ合名定款並民法組合規定ヲ参酌シ、大綱ヲ規定ス。

本組合ハ前記ノ如ク新物産ヨリ受入ルヘキ株式（從來ノ合名甲、乙勘定全部）ノ保全機構ナルカ、右ノ内甲勘定即營業資産ノ管理ヲ三井総元方ニ、乙勘定即共同資産ノ管理ヲ同族會事務局ニ委託スル仕組ナリ。

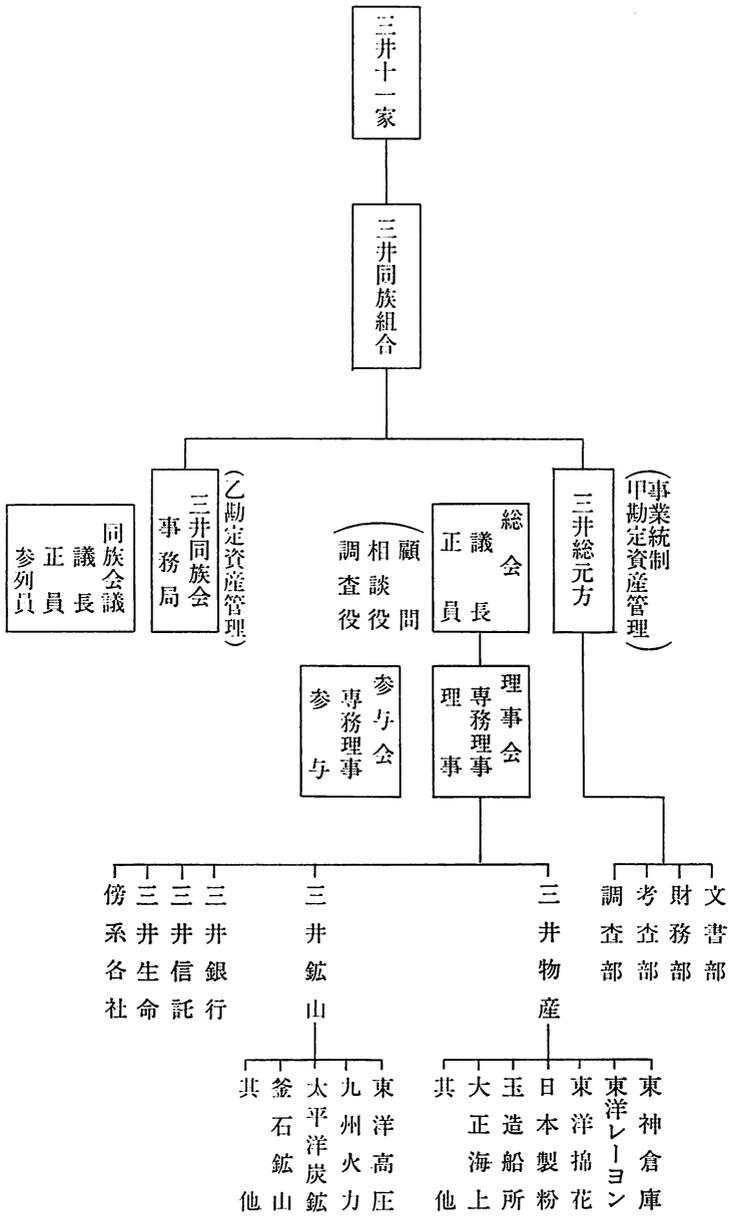
二、三井総元方

三井同族組合保有ニ係ル甲勘定ノ資産管理及關係事業統轄ノ実行機關ナリ。

即三井同族組合ハ資産保有機構、三井総元方ハ實際上ノ活動機關ニシテ兩者相俟テ現合名機構ト同様ノ組織トス。

三井総元方ノ規約及其業務規程ハ合名現定款及業務規定ニ依リ之ヲ制定ス。

三、新機構ヲ图示スレハ次ノ如シ。

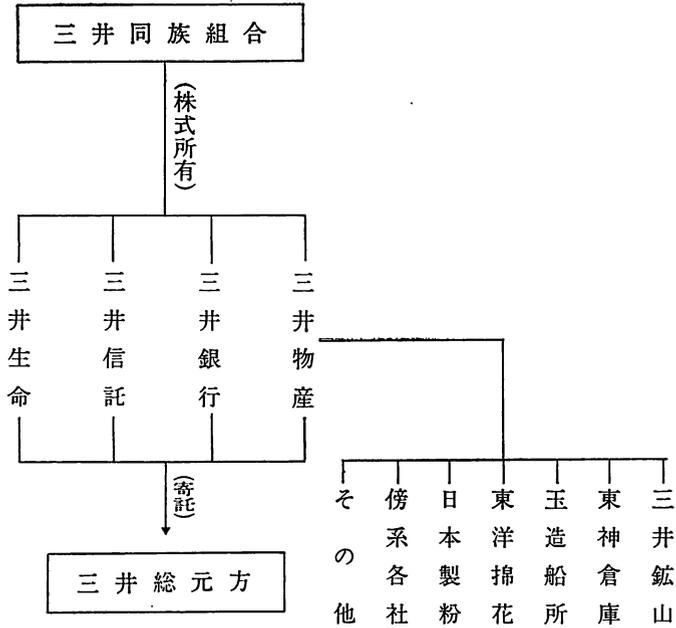


これに続いて「三井同族組合同規約」と「三井総元方規約」が提示され、それぞれについて各条文に逐一説明が加えられている（資料9参照）。

この案をたたき台として、三井同族組合の規約と新たな統轄組織である三井総元方の規約の検討が、積み重ねられたのである。七月一九日に第一回同族会議が開かれ、新機構協議事項と諸規約案が示され、二三日の第二回同族会議で逐条検討が加えられた。以降二三、二四、二五、三〇、三一日と同族会議が開かれ、その後八月二日の決定案までたびたび修正を受けている。なお、日付けの判明する七月二三日付規約草案は当初案と異なり、三井総元方議長と同族からの互選、議長任期三年などとしており、この案は結局三井合名理事段階にとどまり、同族会議には提出されなかった。議論の過程で最大の焦点となったのは、同族組合同規約第三条の三井家の共有財産を共有名儀とする（代表者三井高公）か否かにあった。結局、共有財産として結着をみる¹⁶が、全体的には総領家の権限を限定する方向が盛り込まれた。分権化の方向が進行していたと言ってよい。

右のような経過を経て、「三井同族組合同規約」と「三井総元方規約」、「三井総元方業務規定」、「事務細則」が確定され、八月二六日三井総元方が設置され、三井合名会社に代る新たな三井財閥の統轄機構が創出されたのである。他方で三井物産、三井合名の合併は、八月二六日に三井物産臨時株主總會Ⅱ合併報告總會がおこなわれ、翌二七日合併とそれに伴う増減資登記および役員就任登記を完了した。ここに新三井物産が誕生するとともに、同日限りで三井合名が解散し、同時に改組事務を担ってきた改組事務所も閉鎖された。このように一九四〇年八月二七日には、三井同族組合―三井総元方―新三井物産という新たな組織体制が発足したのである（第1図参照）。

第1図 新発足の三井財閥体制（1940年下期）



出典) 「三井同族組合決算表」「三井総元方決算表」より作成。

注) 三井同族組合の有価証券所有は、他に東京ゴルフ(株)、程ヶ谷ゴルフ(株)、(株)国民新聞社の株が50~200株と財団法人東京倶楽部(額面24,000円)とがあるが、帳簿価格は0である。

(1) 当時三井合名会計課長であった藤井輝雄は、この事情について以下のように述懐している。「今度の合名改組の問題ですが、この問題の発生すべきことは昭和十二年の末に総動員法の全貌が現れた時にすでに予期したところでした。だから翌十三年三月私から問題を提出したのでした」(「藤井輝雄談話筆記」昭和十五年七月十五日付 三井文庫未整理史料)。

(2) 解散論は同族などを中心に一貫して根強く主張されていたようである。解散を想定して、次のような内認可申請書も作成されていた(三井不動産株式会社所蔵史料)。この申請書が当局に一旦は提出されたようである。

御 願

拝啓

今般三井合名会社ハ時勢ノ進運ニ応スル為メ株式会社ニ改組スルコト、シ之カ具体的手段トシテ現会社解散ノ上同
一資本額ノ新株式会社ヲ設立仕度存在候ニ就而ハ改メテ事情具陳可仕候へ共右新会社設立ニ関スル臨時資金調整法
上ノ認可並ニ三井合名会社解散ニ伴フ清算所得税納付方法及之カ資金調達ニ関シ何分ノ御指示御協力ヲ相仰キ度予
メ御内意御伺旁及御願候也

昭和拾五年参月 日

三井合名会社々々長

三井高公

大蔵大臣

桜内幸雄 殿

(3) この点について当時三井合名監理課に勤務し、敗戦後三井本社清算人となった田口純(のち三井不動産株式会社専務取締役
役に就任)は、「迫水氏、三社より二社ヲ推センカ」とのメモを残している。迫水氏とは、当時、大蔵省理財局金融・企画・
証券課長であった迫水久常のことである。また、先の藤井輝雄の談話では「今度の合併案は軍部との関係や何か手統上の容
易な物産と合併することになった」と述べている。こうした指摘からも、三社合併から二社合併への変更は、政府当局者の
指示が大きいと思われる。

(4) この文面は以下のとおり(三井不動産株式会社所蔵史料)。

拝啓

今般三井合名会社ヲ左記条件ヲ以テ三井物産株式会社ニ合併仕度存居候処、本合併ニ付テハ所得税法第七十三条ノ二ノ規定ニ依リ合併差益又ハ清算所得ヲ御認定ノ上課税被致事無之儀ト諒解罷在候得共、尚為念貴方御内意拝承仕度此致御願旁得貴意候 拜具

記

一、合併条件ハ対等トス

但シ合名社員ニ対シ総額金七百五十拾万円ノ交付金支払方ニ付御内意伺中ナリ

二、物産ハ合名資産ヲ其記帳価格ノ儘受入れ評價替ヲ為サス

追而別添合併契約書案及合名物産両社計算書類御参照被成下度候

なお、文中の所得税法第七十三条ノ二は以下のような条文である。「同族会社ノ行為又ハ計算ニシテ其ノ所得又ハ株主社員若ハ之ト親族、使用人等特殊ノ関係アル者ノ所得ニ付所得税通脱ノ目的アリト認めラルルモノアル場合ニ於テハ其ノ行為又ハ計算ニ拘ラス政府ハ其ノ認ムル所ニ依リ此等ノ者ノ所得額ヲ計算スルコトヲ得」。

(5) 以上の史料は、三井文庫未整理史料(田口純氏寄贈)および三井不動産株式会社所蔵史料である。

(6) 「三井合名、三井物産合併関係書類」(三井物産未整理史料)所収の史料で次のように指示している。

「一、三井合名会社改組変更ノ事今般三井合名会社ニ於テハ時勢ノ進運ニ伴ヒ当社ト統合ノ上株式会社組織ニ改組セラルルコトト相成候処、此度ノ改組ノ趣旨ハ別紙趣意書ニ詳述セル如ク住友及三菱各本社ノ例ニ倣ヒ三井合名会社ヲ株式組織ト為シ資金調達ニ便ナラシムルト共ニ当社ノ資本資力ヲ充実セシメ対外的信用ノ昂揚ヲ目的トスルモノニ有之、貴店各位ニ対シテモ其趣旨ヲ徹底セシメラレ度ク、殊ニ社外ニ対シテハ兎角ノ疑惑ヲ招クコト無之儀其言動等ニ付充分御留意相成度候、尚新聞記者等ニ対シテハ別紙声明書程度ノモノヲ御説明被下度、而シテ此声明書程度ニテ満足セサル向ニ対シテハ右趣意書ノ趣旨ヲ体シテ御説明相成趣意書其モノハ公開セサル様御取計相成度右申進候也」

(7)(8) 同右史料所収。

(9) 「改組変更ノ理由」(同右所収)。理由は以下の四項目から成っており、それぞれに説明が付されている。「一、当社ノ資本

力ヲ充塞セシメ貿易国策遂行上不可欠ナル國際的信用ノ昂揚ヲ計ルコト」「二、生産力補充能力ヲ増加シ興亜開發事業ニ対スル堅実ナル進出ヲ計ルコト」「三、三井合名会社社員ノ持分ニ換価性及担保力ヲ付シ之カ公開に因リ三井關係事業ニ対スル社会全般ノ資本的協力ヲ仰キ度キコト」「四、両会社ノ出資關係ヲ総合整理シ、金融關係各社ヲ除ク全事業会社ノ統制ヲ一元化スルコト」。

(10) 当初発表は四月二日を予定していた。急拠四月一日に変更した事情を三井合名秘書課長伊藤弥三吉は以下の文面のメモとして残している。

「合名会社ト物産ノ合併問題ノ発表ハ最初四月二日午後四時ト予定セルトコロ東京朝日新聞四月一日夕刊（二日付）ニ何処ヨリカ Scarp セル記事ヲ掲ゲタリ、依而急拠予定ヲ変更シ四月一日夕ニ館内金融同志會記者ヲ本館ニ招シ佐々木考查課長、秘書課長、庶務課長等列席ノ下ニ別紙説明書ノ要項ニヨリ佐々木考查課長ヨリ説明発表セリ」云々。

なお、説明書の要項文は以下のとおり。

- 一、最近世界ノ貿易モバーター制度、関税障壁、通商条約廢棄等ニヨリ各国ノ対立ガ深刻化シ對外貿易ガ困難ヲ加ヘマシタ上ニ近時円為替相場ノ低落ト物価ノ世界的昂騰トニ伴ヒ三井物産株式会社現在ノ資本金額ハソノ事業ノ規模ニ比シ過少ノ憾ミガアリマスノデ資本金ヲ増加シ國際的信用ノ昂揚ヲ図リ巨額ノクレジット設定ニ支障ナカラシムル事ガ目下ノ急務トナリマシタ而シテ資本ノ増加額ハ為替相場ノ低落等ヲ考ヘ倍額一億五千万円ノ必要ヲ認メマシタ
- 二、三井鉱山株式会社ニ於テハ現下國家最大ノ緊要事タル生産力補充並ニ新支那經濟建設ノ國策の事業ヲ遂行スルタメニ昭和十八年度マテニ約二億三千八百万円ノ資金ヲ必要トスル次第アリマス（此金高当局ノ注意ニヨリ抹消…覽外に表記）又其他三井關係事業ノ生産力補充資金トシテ約三億円ノ巨額ニモ達セントシテ居リマス
- 三、右ノ如ク三井トシテモ目前約四億五千万円ニ近キ巨額ノ資金ヲ必要トスルニ到リマシタガ現在ノ合名組織デハソノ持分ニ換価性及担保力ナク又法律上社債發行ノ能力モナク資金需要ニ支障ヲ来シマスノデコノ際從來ノ因習ヲ打破シテコレヲ改組變更シ持分ノ株式化ヲ図ルト共ニソノ關係会社ノ株式モ漸次一般ニ公開シテ汎ク社会ノ資本的協力ヲ得ルト共ニ一方前述ノ三井物産株式会社ノ資金需要ヲ資金ノ移動ナシニ調達スルタメニハ両社ヲ合併スルノガ最も適當ナ方法ト認メマシタ尚新会社創立ノ時期並ニ其名称等ハ追テ発表シマスガ新会社ハ從來ノ三井合名会社ノ業

務ヲ繼承シマスト共ニ三井物産株式会社ノ事業ヲ遂行致シマス

「註」(新会社、成立ノ資本金、合併決議年月日、成立ノ時期；略。新会社ノ名称及機構 成立ノトキ發表ス)。右の二つの史料は、いずれも三井合名会社文書課史料(三井文庫未整理史料)。

(11) 昭和十五年六月二十七日「金融関係三会社株式ヲ三井家ニ譲渡之件」(第二七回理事会記録 三井合名文書課「昭和十五年上季理事会記録」所収)。

(12) 昭和十五年六月二十六日提出、同伴名議案(写)(昭和十五年 同族會議案)所収。なお、本文中の表は、同議案の付属資料として提出された本文表題と同一名の表の一部である。

(13) 「覚書」(同右「同族會議案」所収)。

(14) 昭和十五年七月一七日提出(一八日可決)「金融関係三会社株式譲渡価格一部変更之件」(同右「同族會議案」所収)。
(15)(16) 三井文庫未整理史料、三井本社史料。

二 改組案の内容

1 駒田案―「合名会社ノ解散ヲ論ス」(資料1)の内容

三井合名会社の改組について、文章にまとめられて提起された最初の案が、駒田案であったと思われる。駒田案の主張は結論は、「合名会社ヲ解散シテ同族会ノ昔ニ回歸ス可シ」という点にあった。「同族会の昔」とは、三井合名会社成立前において、三井諸事業の統轄にあつたのが、三井元方という三井家同族会(三井家同族一家の当主によって構成される三井の最高意思決定機関)の執行機関であり、それを念頭においての発言である。

駒田案は、「第一 合名会社ノ解散ハ三井家時局対策ノ根幹ナリ」「第二 合名会社解散ノ論拠」「第三 合名会社解散ニ要スル費用」「第四 合名会社解散後ノ処置」「第五 結語」の五つの部分から成っている。まず最初に一九三七

（昭和十二）年以來の税制改正により、三井家財産の保全のためには三井合名会社の解散が不可避である点を指摘し、続いて三井合名会社解散の論拠に言及している。税制改正とは、すでに指摘したように一九三七年三月三〇日公布（四月一日施行）の「臨時増徴法」とその後の増税を指している。同法では法人所得税の一〇割、個人所得税の平均五割（二・七割）の引上げ、また配当所得の控除削減、相続税の二・一〇割の引上げなど諸税の全般的増税が盛り込まれていた。この増税が三井財閥の組織変更になき作用を及ぼしたのである。

駒田が合名会社解散の必要性を指摘した論拠は、すでに指摘したように、以下の三点にあった。第一が「現合名会社組織ニ於テハ相続税納付財源ヲ求ムルコト不可能ナリ」とする点、第二が「合名会社ノ不表現資産ニ対スル高率課税ヲ避クル為メ」であり、第三が「合名会社ノ存続ハ巨額ノ二重課税支払ヲ要ス」故に、それを避けるため、である。

第一の相続税財源問題における合名組織の難点は、元本処分が不可能な点にある。相続税は、増税によって多額となるため三井合名の収益だけでは支弁できず、元本処分を不可避としており、そのためには元本処分が可能な資産構成としなければならない。合名形式における出資持分の売却は不可能であり、ここから合名会社の解散により、三井家同族が傘下会社の株式を直接所有すべし、との主張が導かれた。

第二の問題は、以下のような事情に基づいていた。三井合名の払込資本金と諸積立金の合計は、約三億四千万円であるが、この時価額は税務署評価によれば約八億円となる。この差額四億六千万円が不表現資産価格となる。この不表現資産は、相続税納付資金および直営会社や国策会社への新規投資などの所要資金を捻出するため、三井合名の所有資産を処分するたびに、売却差益金として表面化し、最低六四％の課税を受ける。加えて差益金は、臨時利得金として超過利得税、臨時利得税を付加され、不表現資産の大部分は税金として消滅してしまう。それ故に「合名会社ヲ解散シ比較的低率ナル清算所得税ヲ支払フコトニヨリ右不表現資産ノ高率課税ヲ避ケ」ることが緊要だ、と主張したのである。

第三の二重課税は、夙に指摘されていた事実である。事業会社と事業会社から配当を受ける合名会社双方に同一利益金に対して課税される不利益が、三井合名の配当金額約三千万円として、現在でも約五八〇万円にもなっており、新たな増税や臨時利得税等を考慮すると、「二重課税ハ驚ク可キ数額ニ達スル」だろう、と指摘している。

右のような三井合名会社解散の論拠を示したうえで、それでは解散に必要な費用がどれくらいになるかをはじき出している。駒田の概算によれば、清算所得税が積立金に対し百分の一・二・二五、不表現資産に対し百分の二・二・五、これに付加税を合算して、総額一億三五〇〇万円、この外不動産登録税などを加えて約一億四〇〇〇万円と算出している。

合名会社解散後は、冒頭の主張のように、同族会が直接傘下諸事業の株式を所有する形態をとることを提案している。

駒田は、三井合名の解散は、当面の納税政策上必要なだけでなく、将来の相続税を考慮すれば不可避免であり、その実行をためらえば、清算所得の個人総合課税の実現、さらに高度の増税により解散が不可能となり（清算税納付金の資金調達不可能）、かつ解散が不可避免である、という矛盾に逢着するとして、解散の早急な実施を結論付けている。

駒田案が提起した諸問題、すなわち相続税納付問題、資産処分に伴う合名会社の「不表現資産」に対する高率課税問題、二重課税問題は、三井合名会社体制が逢着した諸矛盾を的確に表現していた。その意味で駒田案は、三井合名会社体制の抱える問題の所在を明らかにし、その後の改革論の土台となったのである。

2 駒田案—「増税上ヨリ観タル三井家保全組織ニ就テ」（資料②）の内容

この駒田案は、すでに指摘しておいたように、一九四〇（昭和一五）年三月二十九日公布の所得税・相続税・法人税等の税制の抜本的改正を折込んで、詳細に検討した案である。同案は「(一)序説」「(二)合名会社解散ノ必要ナル所以」「(三)合

名会社解散後ノ資産及収益状態」「(四)結尾」の四部分より成っている。まず「三井合名会社ハ三井家相続税納付資金調達問題ト關聯シテ早晚之ヲ解散セザルヲ得ザルノ実情ニ在リ」との結論を再確認して、その理由を前の案より詳細に数值を挙げて論拠付けている。

まず相続税納付に必要な資金調達をおこなうためには、解散が不可避として以下のような数值を提示している。相続税の現在開始分（年賦未払分）が、五家分で約三五〇〇万円、見込一家で八〇〇万円、合計四三〇〇万円ある（資料2—1付表第1表参照）。この額を別にして、今後二五〇〇年に一度相続税の支払があるとして、主税局案（税率三三%、現在二六%）によって計算すると、年割約九五〇万〇一四〇万円の相続税支払額となる（資料2—1付表第1表参照）。三井合名の配当金が三〇〇〇万円を毎年持続するとして、これに対する三井家個人所得税額約二一三〇万円（税率七一%）で残額八七〇万円となり、相続税支払分に達しない。したがって三井合名の資産処分によって調達する以外に方法はない。

三井合名の払込資本金と諸積立金の合計は、三億三七〇〇万円であるが、正味資産時価は約八億六五〇〇万円と見積られ、約五億二八〇〇万円の差益がある（資料2—1付表第2、3表）。このため、時価一〇〇〇万円の資産売却をすると、平均六〇〇万円の売却差益となり、これに対して法人所得税（二六%）、臨時利得税（一〇〇四五%）などが課税（合算推定五〇%）され、約三〇〇万円を徴収される。したがって、一〇〇〇万円の資産売却によっても三井合名の出資者たる三井家同族の収入は、七〇〇万円である。しかも、この収入を同族に配当するとすれば、個人所得税の最高率七五%が課税され、同族の純手取額は一七五万円にすぎない。要するに三井合名資産の処分によって、八割は国家の収入となり、三井家が使用可能な割合は二割にすぎない。

仮りに本家一家の相続をおこなうとすると、主税局案による相続税賦課額約三二六〇万円となる（資料2—1付表第1表）。これを三井合名所有資産の売却によって調達するとすれば、約一億六三〇〇万円の資産売却が必要となる。しか

も、この措置は現在の配当制限令により増配が不可能なため、実施しても社員に配当して相続税に充当できない。すなわち三井合名資産の売却による相続税支払は不可能、との結論をここから導き出している。

合名資産の売却による相続税支払が不可能とすれば、残された一つの道として三井合名の解散が考えられる。そこで次に解散した場合について論を進めている。解散した場合には、清算所得税として積立金に対して一四・五%、その他の清算所得に対して二七%が課税され、総額約一億五五〇〇万円の諸税支払となる(資料2—付表第3表)これによって、三井合名の資産は全部三井家の使用に供し得ることとなり、前例の三二〇〇万円の納税資金調達には同額の資産を処分すれば足り、相続税の納税問題は解決するとしている。

相続税問題だけでなく、三井合名が存続し続けると「関係会社へノ新投資モ其投資捻出ノ都度売却差益金ニ課税サル、如キ現組織下ニ於テハ売得金額ノ活用ヲ阻マル、コト、ナリ、其結果財団トシテノ活動ヲ遅鈍ナラシムル虞レアル」と事業活動への悪影響を指摘している。

解散する場合には、早急に実施しなければならない。なぜなら、すでに議会上程されている税制改革案が通過した場合には、清算所得の個人総合課税が実施され、三井合名解散の場合には約四億八〇〇〇万円が課税され(資料2—付表第3表)、解散の機を失する、との理由からである。一九三九(昭和十四)年二月五日主税局発表の改正案は「法人ノ清算分配金中払込額ヲ超過スル金額ナドハコレヲ利益ノ配当ト看做シ他ノ所得ト別個ニ課税スルコト」と規定しているためである。

次に早急に解散する場合以外に想定される方法として、将来不況の時、すなわち株価下落の時に解散する場合と三井物産あるいは三井鉱山との合併などがある、としながらも、いずれにも否定的な立場をとっている。前者については、いつ来るかわからない不況を待つ間に、相続税納付義務が次々に発生し、合名資産処分をするのは不利益である、とし

て退け、後者については「合併ノ理由ニ公明ヲ欠ク嫌アリ、且ツ稅務当局ノ認定如何ニヨリテハ莫大ノ課稅ヲ受クル虞レナシトセザル」故に、やはり退けている。

次に三井合名解散後の資産及収益状態に言及し、前後の変化を検討している。資料2の第4表がそれである。解散後の資産は約一億六〇〇〇万円減少し、それに伴って収入は半期三七〇万円の減少をきたすものの、法人税等の諸税支出の減少により、収支差引解散後は三三〇万円の増収となり、個人所得税支払後の各家純手取額は八二万五〇〇〇円の増収となると予想している。これに加え、所有株式の払込による株価値上り益、増資新株割当益、各社の実績による株価上り益などにより三井合名の解散は正味三井家財産の増殖に資すると断定している。

最後に、今までの論述から現状のまま三井合名を存続させれば、三井家にとって多大な不利益となるのは歴然としており、その対策として翌年四月一日迄に解散の登記手続をしなければならないと主張している。何故なら同日より改正税制が実施され、膨大な清算税賦課のため、解散の機を失う恐れがあるからである、とその根拠を述べている。

以上の駒田案は、骨格においては先の駒田案と同一内容と言える。しかし前案との相違は、一九四〇年三月二十九日に公布された改正税法の内容がはっきりした前年一二月の時点において、相続税等諸納税推定が可能であり、かつ事態が切迫しているため、三井合名解散論をより詳細に具体的数値をあげて主張した点と、関係会社への新規投資資金捻出問題を視野に入れて論じている点にある。いずれにしても、駒田案が三井合名の解散を論じているのに対して、三井合名の存続を否定する点では駒田案と共通の認識に立脚しつつ、異なる見解を提起したのが、福田案であった。

3 福田案（三井合名会社会計課案）——「税法改正ノ当社及三井家ニ及ボス影響ト改組ノ是非」（資料3）の内容
一九四〇年（昭和一五）一月三十一日付のこの案は、「一、緒言」「二、当社が現在機構ヲ持続スル場合」「三、当社ヲ解

散スル場合」「四、当社ヲ物産及鉦山兩社ニ合併スル場合」「五、結語」の五節から構成されている。その趣旨を構成順に追つていこう。

まず「一、緒言」において、冒頭、今度の改正税法が四月一日より実施された場合には、現在の三井合名会社という機構のままでは、年々の収益によつては諸税負担に耐えられなくなると指摘する。その意味は「三井家ニ対スル（三井合名の…引用者）配当金中所得税ヲ支払ヒ、各家歳費ヲ控除シ、其残額ニテ相続税ガ支払ヒ切レザルコト」である。その不足分を一時的に借入金によつて充当するとしても、その返済が問題となる。返済方法として考えられるのは、三井家の資産処分か三井合名の臨時配当しかない。前者の場合には、三井家の資産がほとんど三井合名出資となつてゐる現状では、処分すべき資産がほとんどなく実行不可能であり、後者の場合には、三井合名資産の売却による臨時益の計上が必要であるが、この臨時益には会社税、所得税が賦課され、實際の手取金は、一五%にもならない。したがつて膨大な資産売却が必要となる。こうした諸税負担を回避すること、すなわち「当社所有ノ物産株、鉦山株其他ノ有価証券、不動産等ヨリ生ズル収益ニ対スル二重課税ヲ免レ且会社ノミニ課セラル、資産処分益ニ対スル課税ヲモ免ル、方策ヲ考究スル」ことが、重要な課題であるとし、その方策を二つ提起している。一つが三井合名の解散であり、もう一つが三井物産、三井鉦山兩社と三井合名との合併である。このうち、三井合名の解散は、莫大なる清算所得税を課せられて現行より不利として退け、三井物産・三井鉦山との合併が清算所得を回避し、配当収入の二重課税（物産・鉦山→三井合名、三井合名→三井家への配当）を免れ、資産処分課税もなく、しかも収支においても現状より有利である、との結論を出し、三井合併論を最良の方法として提唱している。以下その根拠を詳細に論じていくことになる。

「二、当社ガ現在機構ヲ持続スル場合」。ここでは、最初にその逢着する問題として、相続税の支払を指摘している。一九四三年（昭和一八）には相続税支払いのため現在約三〇〇〇万円の預金が消滅して赤字に転じ、一九四九年（昭和二四）

には約四八〇〇万円の累積赤字となる（資料3—付表第1表参照。なお各三井家の相続税支払と現行法・改正法の相続税額比較については、付表第2、3表参照）。この不足分の充当は、結局既述したように三井合名の資産処分による増配以外にない。

しかし、臨時益に対する会社税（税率五〇％）、その税引益金をそのまま配当した場合の個人所得税（税率七五％）を考慮すると、四八〇〇万円の不足分を埋合わせるには、三億八五〇〇万円以上の臨時益を計上しなければならず膨大な資産処分をおこなわなければならない。

三、「当社ヲ解散スル場合」。解散の有利さは、すでに駒田が繰り返し主張していた二重課税の回避や売却差益への課税を免れる点にあると指摘しつつ、問題は膨大な額となる清算所得税の賦課にある、とする。

現在の三井合名の正味資産は、八億九二〇〇万円であり（詳細は資料3—付表第4表参照）、改正案によると、清算所得税は一億二九〇〇万円であるが、清算所得が改正案では配当金とみなされる結果、別に所得税三億八五〇〇万円を賦課され、合計五億一五〇〇万円を課税されることになる（資料3—付表第5表参照）。この計算結果から、改正税法の実施後の解散は到底実行し難く、実行するとすれば改正前である。現行法による清算所得税は、一億六〇〇〇万円であり、この資金を調達するのも容易ではない。直系会社株式を除く全部の株式と国債を処分しても、なお四〇〇〇万円の不足を生じ、三井合名所有の三井銀行新株式会社と旧株式の半数を併せて売却しなければならぬ。借入金をするのも困難である。

しかも、税金の資金調達が可能だったとして、解散後の収支計算を試みると、解散前よりも有利ではない、と断定している。事例として、便宜上清算所得税、負債勘定整理及相続税納入資金合計二億三九〇〇万円を全部鉱山株売却によって調達し解散するとして、収支相殺して結局三井家純収入は解散前に比較して約二〇〇万円減少することになる（資料3—第6表、同付属表）。

この他、今後個人資産の売却にも課税の可能性があり（解散の妙味の喪失）、また税法改正目前の解散への社会的批

判、これに加えて会社組織を組合組織にした場合の資産の管理、運用、利益配分などの適切な実施の可否、などを考慮して、三井合名の解散に否定的な見解を示している。

「四、当社ヲ物産及鉾山両社ニ合併スル場合」。先の駒田案は三井合名の解散論であり、三井合名の直系会社との合併については、否定的見解を示していたが、福田案はその合併論を主張した。三井合名の正味資産の約七七％が物産、鉾山両社の株式評価額で占めており、また三井合名の総収入の約七四％が両社の株式配当である。したがって、三井合名と両社との合併は、配当収入の二重課税や資産処分益への課税を免れる点では三井合名の解散に次ぐ有利さがある。これを踏えて、種々なる合併の可能性を指摘しつつ、ここでは三社合併を前提とし、三社対等合併の場合と合併比率に若干の差等を設ける場合とを詳細に検討している。

(A) 「三社対等合併の場合」。

物産へ合名、鉾山を吸収合併するとして（あるいは物産へ合名を合併し、その後鉾山を合併する場合も同様）、三社対等合併では被合併会社の合名、鉾山には清算所得税を課せられない。現行法では合併会社が被合併会社に交付する株式の払込済額及金銭の総額が被合併会社の株式払込済金額（又は出資金）を超過した金額が清算所得とみなされる。それ故に合併比率対等ならば、被合併会社の出資金と合併会社の交付額が同一であり、清算所得が皆無となるからである。又合併会社に合併差益を生じても、被合併会社からの受入資産の記帳価格を操作することにより、差益金を計上せずに済ますことができる。

合名が物産、鉾山の大部分の株式を所有している関係上、合併後、物産、鉾山の自己株式分を減資して、新会社の公称資本金は三億三三五九・九万円（払込資本金二億五九七一・七万円）となる（詳細は資料3―1付表第7表の1参照）。それは、この新会社の収支状態はどうか、次にこの問題に移る。

三社合併による経費の節減、税金の軽減などによる利益の増大は、物産、鉾山両社の法人税、配当税のみでも年額約七三〇万円となり、少なくともこの額だけは負担の軽減となり増収となる。今仮りに新会社を本部（合名）、物産事業部、鉾山事業部と区分し、それぞれが旧来と同一の益金を挙げていすると、三社合併後の最低限度の配当可能利益は、物産事業部益金（旧物産配当金）一八三七・五万円、鉾山事業部益金（旧鉾山配当金）一五〇〇万円、本部益金（旧合名純益金から物産、鉾山両社配当金より税引後の純収入を除いた額）五六・四万円、の合計三三九三・九万円となる。この金額を新会社払込資本金二億五七一・七万円の配当とすれば、その配当率は一三・二％となり、三井家所有株式払込金二億四七〇〇万円に対する配当金は三二六〇・四万円となる。しかし、総動員法に基く利益配当制限に依り（合併後の基準配当率は主務大臣の許可が必要であり、その許可方針については資料3、三〇〇ページ参照）、新会社の配当金は半期一五六一万円まで、年率一二・一五％と予想される。

右のように合併後の配当金は制限されるが、新会社の収益は増大し、剰余の少なからざる部分が内部留保される。しかも改正税法によると、同族会社中事業会社に関り、毎期利益金の十分の六（現在十分三）まで留保を認め（超過分には課税）、かつ現行では留保金額が払込資本金の半額を超過する場合には加算税を賦課されるが、改正税法では半額を超過した場合でも毎期利益金の十分の四（保全会社は十分の一）までの内部留保を認めており、利益の増大を内部留保できる条件が拡大されている。先の試算どおり三三九三・九万円の利益金で配当金を年額三二二三・九万円（年率一二・一五％）とすると、重役賞与六五万円を差引いた残額二〇五万円が留保金となる。この留保金は、旧物産分と旧鉾山分との約二一二〇万円分の留保額（一九三九年度の両社合計）を益金算出以前に控除しており、実際の留保金は二三〇〇万円以上となり、総益金も五七九〇万円程になる。この総益金に対する留保可能な十分の四は、二三一六万円となり、充分な留保額となる。

次に三井家の年収入は、右の配当金と現在の社員預金の利子から諸税を控除して約八七二万円となる（資料3―1付表第7表の1、2参照）。ただし社員預金約三〇〇〇万円をそのまま新会社に預けるよりも、これを新会社株の払込に充当するのが得策であるとし、その場合には約六七・八万円の増収になる、と指摘している。

(B) 「三社合併比率ニ差等ヲ設クル場合」。

三社対等合併は、各社の資産内容に相違があっても税務上差支えない、との専門家の意見であるが、この点の不安があるため、次に三社合併比率に差異を設けて、この問題を検討している。合名が物産に合併する場合には、親子関係であるから合併比率を定めることは利害調整として無意味であり、資産実価収益力等を検討する必要はない。しかし鉾山を合併する場合には、事情は同一ではない。と言うのも、鉾山株の株式公開が実施され、総株数の約一六・二%が分譲され、合名とは純粹な親子関係でないとし、しかも合名を合併した物産と鉾山とで資産の含みに相違があり、鉾山が若干劣る（配当率二二%）からである。加えて合名合併後の新会社（新物産と仮称）の収益率が著しく増大し、他日増配を受ける可能性などを考慮すれば、合併比率に差異を設けるのが至当だとしている。

そこで次に比率如何が問題となる。新物産と鉾山とが親子関係がまったく無く対等合併するとすれば、合併後の新会社の基準配当率は一三・〇九%となり、新物産と鉾山との合併比率は一三・〇九%対一二%と配当率の比に依って算出するのが妥当とし、鉾山株一株に対して新物産株〇・九二株となる。こうすると、鉾山株主は一二・一五%（新会社の制限配当率）の配当を受ける間、当分株数減少により収入減となるが、株価の値上りによって充分補填できる、とする。また、右の合併とは逆に鉾山に新物産を合併することも考えられる。以下右の二方法の利害得失を考察している。

(イ) 物産が合名を合併した上、鉾山を合併する場合。

合名を物産に対等合併するときは、合名所有の物産株式に自己株式を減資して、新物産は結局公称資本金三億四千万

円（払込額二億四七三六・七万円）となる。合併後、さらに鉾山を合併すると（合併比率鉾山株一に対し、新物産株〇・九二）、合併後の新会社は、旧合名所有鉾山株Ⅱ自己株式を減資して、公称資本金三億三〇九四・八万円（払込額二億五六三三・七万円）となる。この場合、合名と物産の合併は対等合併なので清算所得税は賦課されず、また鉾山をさらに合併する場合も、新物産から鉾山への交付株の払込金が鉾山株の払込金以下なので、清算所得税は賦課されない。合併差益に対する課税も、既述したように鉾山からの受入資産の記帳価格を操作すれば、非課税となり、対等合併の場合も同様である（以上については資料3付表第8表の1、2参照）。

(ロ) 鉾山が合名を合併した物産を合併する場合。

この場合、前例と同様の操作を行ない、新会社は公称資本金三億六〇六三・九万円（払込額二億七九三八万円）となる。この合併は、新物産株主（三井家）が鉾山株式を九%だけ多く割当てられるので、改正税法によると右差額分だけ配当所得とみなされ、約一五五二万円の所得税を賦課される。しかし、合併会社（鉾山）から交付する割当株の払込金総額が被合併会社（新物産）の株式払込金額並に積立金の合計額を超過しないため（新物産の払込額並に積立金合計は、鉾山交付払込額より遙かに多い）、清算所得税は賦課されない。この場合も配当率は一二・一五%にとどまらざるを得ないが、資本金増大の結果、三井家の配当所得は税引にて九三八・三万円となり、対等合併並に新物産へ鉾山を合併する場合に比較して六五・九万円の増収となる（資料3—付表第9表参照）。

「五、結語」。以上の議論の他に、合名と物産（又は鉾山）を合併するだけの案、新たに三井家を株主とする一社を設立して之に合名より物産株その他株式を譲渡した上、物産と合併し一方合名は鉾山と合併する案などが考えられる。これらは今後の課題として、これまでの議論の結果では、三社合併案が最も有利、との結論を出し、最後に次の諸点を指摘している。

第一点：三社合併の場合には、事業統制機関とその傘下に入るべき物産、鉦山が同一体となり、同時に銀行、信託などの事業会社が事業会社の傘下に入る事になり、事業経営が果して円滑に遂行されるのかの懸念、第二点：解散ならば税法改正前に実行を要するも、合併の場合には急ぐ必要なく慎重に対処すべきである。第三点：合併後減資のため未払込株金減少し、旧物産、鉦山の事業資金が予定通りに調達できないが、これは必要に応じ増資によって対処しうるため懸念する必要はない。

以上が福田案の全容である。駒田案が解散を主張したのに対して、福田案は、現行税制と改正税法実施後の税制を視野に入れつつ、諸税賦課額の多寡だけでなく、改組前後の事業収益の問題まで立入って検討した点に、駒田案以上に具体的内容に富んでいた。ここでは解散論を事業収支上から現在よりも不利であるとして退け、合併論の有利性を諸税賦課と事業収益の双方から裏付けたのである。この福田案が、三井合名改組問題の方向性を規定したと言つてよい。日時、提案者とも不明であるが、恐らく一、二月に執筆したと思われる「三井合名改組案」(資料4)も解散と合併の長短を列挙しつつ、三社合併論を主張している。福田案の基本的骨格は、かなりの支持を得ていたことを窺わせる。駒田案が相続税問題を中心に、合名体制存続の不可を強力に展開し、三井合名の解散論を主張したのに対して、福田案では駒田案の相続税問題を踏えつつ、どのような改組が最も有利か、に力点を置いて三社合併論を主張した点に、改組案としての具体性、現実性と説得力があった。福田案提出後の議論は、対策委員会に委ねられ、最終的には既述のように三井物産と三井合名の二社合併論に帰着する。しかし、この変更は合併論としての福田案の基本的骨格を変えるものではなく、福田案の射程の枠内の修正にすぎなかった。福田案は、結果的に見ればその骨格において三井合名改組論の主軸的位置を占めていたと言えよう。

むすび——改組の歴史的意義——

三井合名の改組に先立って、一九三七年には、三菱、住友がそれぞれ本社部門を株式会社で改組した。最初に改組を実行した住友の場合、その改組は、資本金規模、株主構成、役員構成、経営組織の実質的变化はなく、「法人格の変更（住友合資→株式会社住友本社…引用者）以外に実質的な内容変更を含まず住友財閥の事業遂行上必要に迫られた改組とは考えられない^①」と評価されている。改組の最も根本的理由は、「本家の相続税の対策」^②に起因していたのであり、しばしば言及される社会的資金の導入が直接的な契機ではなかった。

三菱の場合には、三菱合資会社から株式会社三菱社への組織変更の際し、三菱合資社長岩崎小弥太が、その「挨拶」^③のなかで組織変更理由に言及している。彼によれば、組織変更の理由は、責任軽減でも、節税のためでもなく、三菱の公的性情故の改革である点を強調している。すなわち、三菱の各事業会社は「社を残して他は全部株式を公開しており、「三菱ノ諸事業ハ其精神ヨリ言フテモ其形式ヨリ言フテモ社会的国家的ニ公ノモノトナッタ」故に、「其中心タル合資会社ガ何時迄モ岩崎一家ノモノトシテ止マル事ハ出来得ナイ」のであり、「他人ヲ加ヘ得ル形ヲ整フル必要」から合資会社を株式組織に変更した、と開陳している。このなかで、「必ずしも急イデ組織ノ変更ヲ必要トシナイカモ知レマセンガ而モ何時ニテモ三菱ノ事業ガ岩崎一家ヲ離ル、トモ独立シ得ルモノト為シテ置ク事」と述べているように、必ずしも本社改組が差し迫った緊急の課題だった訳ではない。むしろ直接的な契機は、岩崎が冒頭で否定した節税（＝相続税）対策にあったと見た方が、三井、住友と比較した場合に納得がいく。三井合名改組の提唱者であった駒田民造も、住友、三菱の改組について「住友、三菱両財閥ガ合資会社ヲ株式会社ニ変改スル所アリタル其理由ノ一部ニハ此辺（相続税納付問題…引用者）ノ遠慮深謀存シタルモノト觀察シ得ベシ」（資料1）と三井に引き付けつつ住友、三菱の改組

理由を相続税問題と関連させて推定している。

右のように、改組の直接的理由は、即社会的資金動員体制を目指した訳ではなく、直接的契機として決定的意味をもつたのは、戦時税制とりわけ所得税、相続税などの税制改正にあった。その第一弾が、しばしば言及した一九三七年（昭和一二）三月三〇日公布の臨時租税増徴法にあった。広田前内閣下の馬場蔵相によって提案された抜本的な税制改正案Ⅱ大増税案が、国会に上程されながら内閣の総辞職によって一頓挫したあと、現行法を基礎に「臨時応急ノ措置」として立案、公布されたのが、この改正法である。その第一条で、「当分ノ内本法ニ依リ所得税、法人ノ營業収益税、資本利子税、相続税、鉱産税、酒税、砂糖消費税、取引所税及臨時利得税ヲ増徴シ金鉱及銀鉱ニ特別鉱産税ヲ課ス」と規定しているように、この法律は増税が目的であり、その増税の特徴は、増税の財源として間接税の増収はなるべく避け、直接税特に所得税の増徴に重点を置いた点にある。本法施行による増収予想約二・七億円のうち、所得税の増収を約一・六億円と見込んでいる。法人所得には一〇割の増徴、しかも同族会社には従来から加算されていた税額も五割の増徴となり、個人所得は累進課税の側面を強化し、増徴額を八段階に分け二〜七割増（七割増は一〇〇万円以上）としている。相続税も同様に累進的に増徴し、五段階二〜一〇割増（一〇割増は一〇万円以上）^④にしている。他方で、この改正法は、国民的合意を取付けるために、地方税の負担軽減を巻き合わせており、担税力に対応した税改革を強調している^⑤。「軍財抱合」と呼称された結城財政下のこの法律は、ファシズム財政の原型と位置付けられた先の馬場財政の大増税案からは一歩後退しているものの、一九四〇年大改正への過渡的産物であった。

一九四〇年の税制改正（三月二九日公布、四月一日実施）は、所得税法、相続税法の改正など改正法案・新税創設合計三一件に及び、平均年度増収八億一四〇〇万円を見込む税法史上画期的な大改正となった。馬場増税案をベースに「負担均衡、財政基礎ノ強化、経済諸政策トノ調和、税制ノ簡易化」を目的とした新租税体系は、累進課税と再配分（地方

財政調整交付金制度など）を制度的に確立した点⁶で、国内有和策として実施されたドイツ・ワイマール体制下の財政調整制度と同質の性格を具有していた。周知のように、ワイマール体制下の経済諸政策は、国家独占資本主義（以下国独資と略）的性格を具有しており、財政調整制度は国独資的財政政策の一環に位置していた。国民所得の再配分という形で国家による介入は、国民経済の再生産への新たな強力な介入であり、国独資的財政政策を表現している。累進課税と再配分を国民統合の武器としつつ実施された一九四〇年税制は、その意味において国独資的財政政策として位置付けることができ、戦時税制としてそれが具現したと言えよう。

右のような国独資的戦時税制＝国家的強制によって、財閥本社の改組が実施され、財閥の形態変化が進行していった。こうした外的規制による形態変化を定着させたのは、軍事的要請に対応して社会的資金の導入を不可避としつつあった財閥の蓄積基盤の変化＝重化学工業化とその拡大に他ならない。財閥本社の改組は、いわば形式が先行し、実態が後続するという形をとったのである。このように見れば、財閥本社の改組は、国独資的税制への対応の所産としてそれ自身国独資的資本蓄積に即応した財閥構造の変化を象徴的に表現しており、その意味において確かに日本資本主義の国独資（ただし、戦時国独資）への移行の一つのメルクマールとしての意義をもつと同時に、社会的資金導入体制整備、従って既成財閥の場合には金融資本的蓄積形態への一応の完成を示すものに他ならない。しかし、改組後の太平洋戦争下に、実際に直系会社および本社の借入金が増大し、株式公開が進展するとは言え、三大財閥における本社部門（ないし同族）の直系会社株の持株率は、五〇％前後を堅持しており、三井の場合には直系会社一〇社のうち三井信託を除き財閥解体時でも三井化学の四〇％を例外として、六社が七〇～一〇〇％、三井鉱山、三井物産の二社が五〇～六〇％台に達しており、また三井本社の同族持株比率も三井系企業・同重役持株を除き約六四％に達している。このように持株会社を頂点とする同族的支配構造は、後退を余儀なくされつつ、戦後の「グループ」化へ直結する形で解体していった

訳ではなく、戦前においてはかなり堅固に持続していたのである。

- (1) 麻島昭一著『戦間期住友財閥経営史』三二ページ参照。
 - (2) 同右 三三〜三六ページ参照。なお、改組理由として、相続税問題以外に、麻島は財閥の世論への配慮と、住友財閥将来の重荷を軽減するための潜在的負担（退職金支払義務）の整理、の二点を挙げている。
 - (3) 一九三七年一〇月四日「三菱会社組織変更ニ関シ社長挨拶」(『三菱社誌』37) 一二九八〜一三〇二ページ。
 - (4) 馬場財政の歴史的位置付けについては、林健久「第四章ファシズム財政の原型―馬場鏡一蔵相論―」(『東京大学社会科学』)
 - (5) 以上については昭和十二年二月十九日付官報「衆議院議事速記録第八号 臨時租税増徴法案外五件 第一読会」、三月十九日同二五号同「第一読会ノ続」、および三月三〇日付官報号外参照。
- 研究所編『ファシズム期の国家と社会 2 戦時日本経済』所収) 参照。
- (6) この累進課税について、國務大臣桜内幸雄は国会で次のように説明している。「今回ノ改正案の作成ニ当リマシテモ、国民ノ負担力ニ応ジタ税制ヲ樹立スルコトニ付、最大ノ苦心ヲ払ッタノデアリマス、即チ先ヅ直接国税ノ体系ヲ改組シテ、所得税ヲ分類所得税ト総合所得税トノ二種類ニ区分シテ課税スル制度ヲ採用スルコトトシ、分類所得税ハ所得ヲ其ノ性質ニ応ジテ数種ニ区分シ、資産所得ニ最モ重ク、勤労所得ニ輕ク課税スルコトニ依リ、各種所得間ノ負担ノ均衡ヲ図ルコトトシ、総合所得税ハ各人ニ付一切ノ所得ヲ総合シテ、相当程度以上ノ所得者ニ限り相当高度ノ累進税率ヲ以ッテ賦課スルコトニ依リ、大所得重課ノ目的ヲ達シ、以ッテ所得階級間ノ負担ノ均衡ヲ図ルコトト致シタノデアリマス」。また再配分については、地方税問題として以下のように言及している。「地方税問題ニ於キマシテモ国費多端ノ折柄多大ノ犠牲ヲ払ッテ、従来負担不均衡ノ根源ト称セラレテ居リマシタ戸数割ノ全廃ヲ断行スルト共ニ、所得税ノ付加税ヲ廃止シテ、新タニ分与税制度ヲ採用スルコトニ依リ、負担ノ地域的不均衡ヲ是正スルコトト致シマシタノデアリマス」(以上については昭和十五年二月九日付官報号外「衆議院議事速記録第九号 所得税改正法律案外三十件 第一読会」より)。なお、これらの改正法については昭和十五年三月二十九日付官報号外参照。

昭和十三年十月

合名会社ノ解散ヲ論ス

駒田民造

主張ハ合名会社ヲ解散シテ同族会ノ昔ニ回歸ス可シ。

突如トシテ合名会社ノ解散ヲ云フハ言聊カ奇矯ニ聞ユルナランモ反復熟慮スルニ尚且ツ其緊急事ナルコトニ想到セリ。以下少シク其骨子ヲ陳述シテ上司ノ参考ニ資セントス。

第一、合名会社ノ解散ハ三井家時局対策ノ根幹ナリ

合名会社ハ明治四十二年ニ創立セラレ爾來三井家財力ノ伸張ニ寄与スル所多大ナルモノアリタレ共其間社会事情ハ全ク一變シ税制ノ改革及之ニ伴フ税増加モ著シキモノアリテ、漸次合名会社ノ存続ガ三井家財産保全ノ実ヲ失フニ至レリ。中就昭和十二年及同十三年ノ増税並ニ近ク実現ノ可能性アル第三次増税ニ対シテハ之ヲ傍觀シ以テ現在ノ合名会社組織ヲ此俟放任シ置ク事ノ危険ヲ感スルニ至レリ。実ニ断乎タル対策ノ考究樹立ヲ必要トスルノ秋ナリ。而シテ此対策ハ合名会社ヲ解散シ新組織ヲ樹立スルコトヲ以テ根幹トス。之レ以外ニ良策ナシト断シ得ルコトヲ確信ス。

第二、合名会社解散論ノ論拠

合名会社解散論ノ論拠ハ大要左ノ三点ニ在リ。

第一点、現合名会社組織ニ於テハ相続税納付財源ヲ求ムルコト不可能ナリ。

近年ノ相続税ハ個人財産ノ無限増殖ヲ制禦セントスルノ觀念ニ出ヅルモノニシテ其狙フ所ハ元本ノ侵蝕ニアリ。今後其傾向益々顯著ナラントス。従ツテ其税額ハ所得税ノ如ク財産ノ収益金ヲ以テ之ヲ支弁シ得ル程度ノモノニ非ス。

然レバ三井家ニ於テモ相続税納付ノ為メニハ元本ヲ処分シ之ヲ納税ニ引キ当テ得ル如キ財産ノ構成ヲ計リ置ク要アリ。然ルニ現組織ハ三井家ノ殆ンド総財産ヲ合名会社ニ集中シアリ。従ツテ元本処分ニハ合名会社ノ出資持分ノ売却ヲ要スルコト、ナルモ如斯ハ事実不可能ノ事ナレバ結局相続税納付財源ヲ求ムルヲ得サルニ至ル可シ。

住友、三菱両財閥ガ合資会社ヲ株式会社ニ変更スル所アリタル其理由ノ一部ニハ此辺ノ遠慮深謀存シタルモノト觀察シ得ベシ。

右事情ヲ勘考スル時ハ三井家ニ於テモ合名会社ヲ解散シ其財産ハ三井家直接ノ所有形式ニ改メ之カ分割処分ヲ可能ノ形態ト為シ置ク必要ヲ認ム。若シ此形態ヲ準備シ置カサレバ將來合名会社ヲ解散セサルヲ得サルノ時機ノ到来スルコト必定ナリ。尚当面ノ北家始メ五家ノ未払相統稅四千數百万円ハ前述財産処分ノ方途ナキニヨリ社員預金払出シ及増配ニヨリ納稅資金ヲ調達スルコト、ナル可シ。而シテ之カ為メニハ後述ノ不表現資産ニ對スル課稅ノ關係上時価少クモ七、八千万円ニ相当スル合名会社所有物ヲ売却シ、売却差益金ニ對シ64%以上ノ税金ヲ支払フコト、ナル可シ。其結果相統稅完納後ニ於テハ社員預金皆無トナリ收益金モ著減スベシ。右当面ノ問題ニ関スル限リニ於テモ合名会社ヲ解散スルヲ以テ有利トス。

第一点、合名会社ノ不表現資産ニ對スル高率課稅ヲ避クル為メ合名会社ノ解散ヲ必要トス

合名会社ノ払込資本金及諸積立金ノ合計ハ約三億四千万円アリ。此時價格ハ過般相統稅ニ於ケル稅務署評價ニ依レバ約八億円ナリ。右ノ差四億六千万円ヲ不表現資産價格トス。

此不表現資産ハ相統稅納付資金、時局柄直營会社或ハ国策会社ヘノ新規投資及御同族子弟方ニ對スル分与金補助ノ資金等所要金ヲ捻出スル為メ合名会社ノ所有物ヲ処分スル毎ニ売却差益金トシテ表面化シ來リ最低64%ノ課稅ヲ受クルコト、ナル。

而モ此場合差益金ハ通常利益金ノ上ニ加ハル臨時利益金ナレバ超過所得稅、臨時利得稅ノ適用サル、範圍内ナルコト必至ニシテ之ガ為メ不表現資産額ノ大部分ハ税金トシテ消滅シ、所要資金ヲ無事調達シ得ルトスルモ其後会社ニ残ル財産ハ処分困難且ツ收益力少キ固定資産ノ類多クナリ三井家財的地位ハ降下スルノ己ムヲ得サルニ至ル可シ。

抑々不表現資産ノ稅務上ノ性質ハ低稅率時代ニ蓄積セラレタル未課稅ノ過去利益金ナリ。之ガ所有物売却ノ為メ売却差益金トシテ表面化シ現時ノ高稅率ヲ課セラル、コト、ナルモノナリ。右高稅率ヲ課セラル、コト、殊ニ昔ノ利得ニ對シ現在ノ臨時利得稅ヲ課セラル、如キハ稅法上致シ方無キ所ナレ共、理論上ハ全ク不当ノ事ニシテ納稅者トシテハ無為ニ之ニ服スルニ忍ビザルモノアリ。

合名会社ヲ解散シ比較的低率ナル清算所得稅ヲ支払フコトニヨリ右不表現資産ノ高率課稅ヲ避ケ以テ之カ始末ヲ附スルコト緊要ナリ。

第三点、合名会社ノ存続ハ巨額ノ二重課税支払ヲ要ス

三井各事業会社ノ収益金ハ合名会社ヲ通ジ三井家ニ配當セララル、關係上事業会社ニ於テ課税セラレタル同一利益ニ對シ合名会社ニ於テモ亦課税ヲ受ク。之レ現組織アル為メノ二重課税ニシテ此ノ無益ニ支払ツ、アル二重課税ノ額ハ合名会社ニ收入スル配當金ヲ年額三千万円ト仮定スレバ約五百八拾万円トナル。而モ第三次増税、臨時利得税等ヲ考慮スルトキハ右二重課税ハ驚ク可キ數額ニ達スルナラン。此点モ亦合名会社ヲ解散スルノ要アル所以ナリ。

第三、合名会社解散ニ要スル費用

合名会社解散ノ場合要スル清算所得税ハ積立金ニ對シ $\frac{12.25}{100}$ 、不表現資産ニ對シ $\frac{22.5}{100}$ 之二附加税ヲ合算シ総額見積一億三千五百万円トナル。外ニ不動産登録税其他ヲ加ヘ清算費用一億四千万円程度ナル可シ。右資金ハ所有物ノ売却等ニ依ルコトナランモ、之ニハ可成ノ困難ヲ伴フ可シ。然シ此困難ハアク迄克服シ決シテ一時ヲ糊塗スルノ態度ニ出ズベキニ非スト思料ス。

第四、合名会社解散後ノ処置

冒頭主張ニアル如ク昔ノ同族会ニ回復ス。

第五、結語

合名会社ノ解散ハ当面ノ納税政策上必要ナルノミナラズ将来ノ相続税ニ思フ致サバ絶対不可避ノ事ナリ。其実行ハ非常ノ困難ヲ伴フ事ナレ共、之ガ困難ナル為メ実行ヲ延バス事ハ禍ヲ将来ニ遺スノミナラズ、清算所得ノ個人総合課税ノ実現或ハ更ニ高度ノ増税ノ為メ解散不可能トナル虞レアリ。從ツテ現状ノ俛放任シ置カバ解散不可避ニシテ且ツ不可能ノ状態ニ立テ至ル事ナシトセズ。寒心ニ堪ヘザル次第ナリ。況ンヤ近ク相続税支払其他ノ為メ巨額ノ所有物売却ガ必至ノ現状ニ於テハ更ニ一步ヲ進メ合名会社ヲ解散スルニ如カズ。

以上大綱ノ論述ニ止ム。宜シク本問題ニ關スル調査委員會ヲ設置シ細目ノ研究ニ當ラシム可シ。

附記

次ニ述ブル一点ハ甚ダ重大ニシテ之ヲ口ニスルヲ憚ル所ナキニ非ザレド強イテ之ニ言及セン。三井家ノ現制度ニ於テハ三井十一家共同財産ニ就テハ所得税、相続税共ニ之ヲ各家共同ノ負担トシテ処理シ居ルモ、之ハ今後増税時代ニ於テハ持分少キ連家筋ニ

税負担加重ノ一部ヲ軋嫁スルコト、ナリ理論上面白カラザルノミナラズ各家融和上未曾有ノ一大危険ヲ孕ムモノト思料セラル可シ。殊ニ既往ノ如ク収益剰余金中ヨリ納税シ得タル当時ハ穩和平静ニ経過スルコトヲ得タルモ将来各家資産低減ス可キ見透ノ下ニ於テハ右ノ感ヲ深クスルモノアリ。合名会社解散ニ際シテハ之等ノ点ニ就テモ慎重考慮ノ上改良ヲ加フ可問題ナリト考フルモ今ハ其一端ヲ指示スルニ止メ深ク之ヲ考究細述スルコトヲ避ク。(終)

資料 2

函 昭和十四年十二月

増税上ヨリ觀タル三井家財産保全組織に就テ

(一) 序 説

現今世上税制ノ大改革ガ論議セラレ居リ、主税局又之ガ立案ヲ發表セリ。主税局案ガ何ノ程度ニ議會ノ承認ヲ得ルヤハ予測シ得ザルモ、時局ノ圧力ハ将来増税ニ次グ増税ヲ可能ナラシムルモノト思ハル。此時ニ当リ三井家財産保全組織ニ就テ少シク考察ヲ試ムルニ、三井合名会社ハ三井家相続税納付資金調達問題ト關聯シテ早晚之ヲ解散セザルヲ得ザルノ実状ニ在リトノ結論ニ到達セリ。以下合名会社解散ガ必要且ツ有利ナル所以ヲ略述セントス。

(二) 合名会社解散ノ必要ナル所以

現在三井家ニ於テハ五家相続税年賦金未払金三千五百万円余及ビ永坂町相続税見込額八百万円合計金四千三百万円ノ納税ヲ控ヘ居レリ。(第一表)

右ヲ別ニシテ三井家今後ノ相続開始ニ対スル相続税ヲ予測スルニ、仮リニ三十年乃至三十五年ニ各家一回相続開始スルモノト見テ、主税局案ニヨリ計算スルトキハ、年割約九百五十万円乃至千四百四十万円トナル。(第一表)

右ノ如キ巨額ノ相続税ハ仮令合名会社ノ配当金年約三千万円ヲ持續スルト為スモ、之ニ対シ主税局案ニヨル三井各家個人所得稅総

額約二千三百十萬円（此平均稅率ハ七一%ニ當ル）ヲ納付スルトキハ其殘額八百七十萬円ニ過ギザルヲ以テ右相統稅ヲ納付スルコトヲ得ズ。勢ヒ相統稅納付ノ為メニハ、合名会社所有資産ノ売却ヲ為サルヲ得ザルニ至ルハ明カナリ。

然ラバ合名会社所有資産売却代金ヲ以テ相統稅支払資金ニ充當セントスル場合如何ト云フニ之レ実ニ容易ナラザル事態ヲ伴フベシ。即チ同社払込資本金及諸積立金合計三億三千七百萬円ナルニ對シ正味資産時価ハ約八億六千五百萬円ト推算（第二表）セラル、ヲ以テ資産評價差益金ハ五億二千八百萬円（第三表）実ニ正味資産時価ノ六割ニ達ス。故ニ仮リニ時価一千万円資産ヲ売却スルトキハ平均六百萬円ハ売却差益トナリ、之ニ對シ法人所得稅（二六%）臨時利得稅（一〇%—四五%）等ノ課稅（合計推算五〇%）約三百萬円ヲ徵收セラレ、社員ニ配當シ得ル金額ハ売却代金一千万円中七百萬円トナラン。之ヲ配當セリトセバ更ニ個人所得稅ノ最高稅率七五%ヲ課セラル、ヲ以テ純手取額八百七十五萬円程度ノモノトナルベシ。換言スレバ合名会社資産売却代金中三井家ノ使用可能分ハ僅カニ約二〇%ニ止リ他ノ八〇%余リハ國家ニ徵サル、性質ノモノタルベシ。今仮リニ本家一家ノ相統開始セリトセバ、主稅局案ノ稅率ニヨリ賦課セラル、相統稅額ハ約三千二百六十萬円（第一表）トナル。之ヲ仮リニ合名会社所有資産ノ売得金ヲ以テ支払ハントスレバ相統稅年賦延納期間中ニ約一億六千三百萬円ノ資産売却ヲ必要トスベシ。洵ニ不利益ノ極ト謂フベシ。更ニ一步ヲ進メテ仮リニ此不利益ヲ忍ビ資産売却ヲ為シ資金ヲ調達スルモ、現在配當制限令存続中ハ増配不可能ナレバ之ヲ直チニ相統稅支払ニ充當スルヲ得ザル可シ。事情如斯ヲ以テ合名会社資産ノ売却ニヨリ相統稅支払ヲ為スコトモ事実不可能ニ近キ情態ト云フベシ。

翻ツテ合名会社解散ノ場合ハ如何ト云フニ此場合ハ清算所得稅トシテ積立金ニ對シテハ一四・五%其他ノ清算所得ニ對シテハ二七%即チ合計一億五千五百萬円（第三表）ヲ支払フノミニテ合名会社資産ハ全部三井家ノ使用ニ供シ得ラル、ガ故ニ前例ノ場合ノ三千式百萬円ノ納稅資金調達ノ為メニハ夫レト同額ノ資産ヲ処分スレバ足り現在ノ配當制限令トハ無關係ニ納稅スルヲ得ルニ至ルベシ。

次ニ相統ニ関シテノミナラズ關係会社ヘノ新投資モ其投資金捻出ノ都度売却差益金ニ課稅サル、如キ現組織ノ下ニ於テハ売得金金額ノ活用ヲ阻マル、コト、ナリ、其結果財団トシテノ活動ヲ遲鈍ナラシムル虞レアルモ之ヲ改組スルトキハ前述ノ理由ニヨリ此懸念モ霧消スルニ至ル可シ。

更ニ又今後ノ稅制改革ハ即チ重稅ヲ意味スルモノト思惟セラル、折柄將來萬一※清算所得ノ個人總合課稅實施セラル、如キコトア

ラバ会社解散ノ場合之ガ為メ約四億八千万円(第三表)ノ課税ヲ受クルコト、ナリ遂ニハ解散ノ機ヲ失シ由々敷事態ニ陥ル虞レナキヲ保セザルベシ。

※昭和十四年十二月五日主税局発表改正案左ノ如シ(添付)

一般所得税

◎法人ノ清算分配金中払込額ヲ超過スル金額ナドハコレヲ利益ノ配当ト看做シ他ノ所得ト別個ニ課税スルコト合名会社ノ解散ヲ将来不況ノ時即チ株価下落シタル時ニ行フコト或ハ物産又ハ鉱山会社ト合併スルコト等考ヘラレザルニアラザレドモ前者ニ就テハ仮リニ一商家相統開始スル場合直チニ三千数百万円ノ相統税納付義務ヲ発生シ、之ガ為メ一億数千万円ノ合名会社資産売却ノ必要起ルコトヲ思ハ、徒ラニ不況時ノ来ルヲ待ツヲ得ズ。又後者ニ就テハ合併ノ理由ニ公明ヲ欠ク嫌アリ、且ツ稅務當局ノ認定如何ニヨリテハ莫大ノ課税ヲ受クル虞レナシトセザルベシ。

以上縷述セル所ニヨリ合名会社解散ハ焦眉ノ急務ニシテ徒ラニ等閑ニ附スベキニハ非ザル所以ヲ明カニセルモノト信ズ。

(三) 合名会社解散後ノ資産及収益状態

次ニ合名会社解散後ノ資産並ニ収益状態ハ之ガ解散前ニ比シ如何ナル變化ヲ招来スルヤヲ觀ルニ先ズ資産状態ニ於テハ現在合名会社総資産時価八億六千五百万円アリ、此中清算所得税及清算予備費見積額合計一億六千万円(資金ハ資産売却ニヨル)ヲ差引キ之ニ社員預金約三千万円ヲ加フレバ結局七億三千五百万円トナル。之レ即チ解散後ノ総資産時価格ナリトス。(以上第四表)

次ニ其収益状態ニ於テハ前記ノ如ク資産一億六千万円ノ減少ニ因リ総収入金ハ之ニ伴ヒ半期約三百七十万円ノ減額ヲ来スモ一方支出ニ於テ合名会社法人諸稅約五百万円及諸費約二百万円合計七百万円ヲ減ジ得ルヲ以テ各家総収入金ハ約三百三十万円ノ増収トナルベシ。而シテ右各家総収入金増加ノ結果各家個人所得稅ハ約二百四十七万円(右増収分ノ七五%)ノ増加ヲ来スヲ以テ、結局純手取額ニ於テ約八十二万円ノ増額ヲ来スコトナルベシ。(以上第四表)

右推算ハ実行ニ當リ多少ノ狂ヒヲ生ズルナランモ、結局合名会社ノ解散ハ三井家総収入ニ差シテ影響ヲ及ボサザルモノナルコトヲ知り得ベシ。

更ニ茲ニ看過シ得ベカラザルハ合名会社解散後ニ於テハ所有株式ノ払込ニヨル株価値上リ益、増資新株割当益、各社累年ノ社内留保蓄積ニヨル株価値上リ益等ニ對シテハ之ガ資金化ノ場合ト雖モ何等課税ヲ受クルコトナク正味三井家資産ノ増殖ニ資スルコト、

ナルノ一事ナリトス。

四 結 尾

以上縷述セル所、吾人ハ其資料ヲ詳カニセザルガ故ニ之ガ完璧ヲ期シ難キモ合名会社ヲ現状ノ保存続スルトキハ三井家財産ニ対シ重大ナル事態發生ノ虞レアルコトヲ明カニセリト思惟ス。然ラバ之ニ処シテ如何ナル対策ヲ執ルベキヤ。又如何ニ改組スルヲ必要トスルヤハ次デ起ル問題ナルガ斯ク洵ニ重大ナル課題ニシテ而カモ焦眉ノ急ヲ要スベシ。即チ本年十二月五日主税局発表ニ依レバ明年四月一日ヨリ実施ノ改正案ニ於テ清算所得ハ之ヲ利益配当ト看做シ所得税賦課ノコト、セルヲ以テ、合名会社ノ解散ハ来ル四月一日迄ニ之ガ登記手續ヲ踏ムニアラザレバ遂ニハ其機ヲ失シ悔ヲ千歳ニ胎スコト、ナラン。之等ニ就テハ勿論夙ニ合名会社ニ於テモ適當ニ御考慮中ノコト、思ハル、モ此際急遽之ガ対策樹立セラレ而シテ三井家財産永遠ノ保全ノ途講ゼラレナバ吾人ノ願意以テ足レリト謂ハンカ。(終)

△付属表▽(全四表)

(表紙ペン書) 田中主事ノ加筆ヲ受ケ永島理事ヲ經テ議長殿(三井高公：筆者注)ニ提出、写ヲ御同族並ニ向井理事等ニ配布セリ(駒田)

三 井 家
相 続 税 調 (第1表)

現在相続開始分

摘 要	支 払 済	未 払	合 計	備 考
	千円	千円	千円	
北 家	12,288	9,216	* 21,506	七年中四年払済
伊 皿 子 家	4,974	6,632	11,606	同 三年払済
新 町 家	3,566	8,915	12,482	} 同 二年払済
南 家	3,638	9,095	12,734	
松 阪 家	2,208	1,656	3,865	同 四年払済
永坂町家(未決定)	0	8,000	8,000	見込額
合 計	26,674	43,514	70,193	

* 数値は原料のまま

今後相続税予測

摘 要	総 領 家	本 家 (一家分)	連 家 (一家分)	十一家合計
	千円	千円	千円	千円
合名会社資産価格 (出資持分評価額)	199,000	99,000	34,000	865,000
相続税一回分 (主税局発表税率33%ニヨル) (現在ノ税率ハ26%ナリ)	65,670	32,670	11,220	285,450
相続税率年割額				
30年=1回相続ノ場合	2,189	1,089	374	9,515
25年=1回相続ノ場合	2,626	1,306	448	11,418

合名会社資産調 (第2表)

摘 要	南家相続税査定				現在時価推算				時 価 増 減
	払込	数量	@	時価	払込	数量	@	時価	
物 産 株 { 旧 新	円 100	千株 1,000	円 303.50	百万円 303	円 100	千株 1,000	円 250	百万円 250	▲53
		—	—	—	45	500	180	90	90
鉦 山 株 { 旧 新	円 100	500	239	119	円 100	1,000	200	200	81
	60	500	178	89	25	1,000	120	120	31
小 計				511				660	149
其 他				272				205	*▲67
合 計				783				865	82

* 物産鉦山新株払込等ノ為ノ為67百万円減少 (△印はマイナス…編者)

参 考

現在時価測定

	払 込	時 価	利 廻	配当率
	円	円	%	%
物産株	旧 100	250.00	6.0	15.0
	新 45	180.00	3.75	〃
鉦山株	旧 100	200.00	6.0	12.0
	新 25(未払ヒ)	120.00	2.5	〃

三菱鉦業株時価 (14/12/16)

{	旧	50	111.50	5.22	12.0
	新	25(½払込)	83.90	3.57	〃

合 名 会 社
清 算 所 得 税 調 (第3表)
資 産 価 格

正味資産 時 価	記 帳 価 格			差引差益金
	払込資本金	諸積立金	合 計	
百万円 865	百万円 247	百万円 90	百万円 337	百万円 528

清 算 所 得 税

摘 要	現行税法ニヨル		清算所得個人総合課税ノ場合ノ予想				
	税率	清算所得税	税率	清算所得税	税率	個人所得税	合 計
積立金ニ対スル分	14.5%	百万円 13	%	百万円 0	75.0%	百万円 67	百万円 67
差益金ニ対スル分	27.0	142	14.5	76	75.0	* 339	415
外ニ 清算予備費見積額		155		76		406	482
		5					5
		160					487

百万円
* (528 - 76) × 75% = 339
百万円

合名会社解散前後
資産並収益状態比較表

(第4表)

摘 要	解散前	解散後	比較増減	備 考
<u>資 産 状 態</u>	千円	千円	千円	
合名会社正味資産時価	865,000	705,000	* △160,000	* 清算所得税及 清算予備費 (第3表)
同 社員預金	30,000	30,000	0	
	895,000	735,000	△160,000	
<u>収益状態(半期)</u>				
<u>収 入</u>	見積			
総 収 入 金	20,000	* 16,300	△3,700	* 解散前正味資 産, 時価収益 率 (半期2.312%) ニヨリ算出ス
	20,000	16,300	△3,700	
<u>支 出</u>				
合名会社法人諸税(主税局 案ニヨル)	* 5,000	0	△5,000	* 税金控除前ノ 益金ニ対シ約 27%
同 諸費	見積 2,000	0	△2,000	
	7,000	0	△7,000	
<u>差引益金</u>	13,000	16,300	3,300	
<u>個人所得税</u>	平均71% 9,230	11,705 (9,230) (2,475)	最高75% 2,475	
<u>再差引各家純手取額</u>	3,770	4,595	<u>825</u>	

(△印はマイナス…編者)

極秘

昭二五・一・三一日

税法改正ノ当社及三井家ニ及ボス影響ト改組ノ是非

三井合名会社会計課

一、緒言

昭和十二年四月臨時租税増徴法実施以來政府ハ事変処理ニ伴フ国費ノ増嵩ニ対処シテ累年増税ヲ重ネ来リタルガ本年四月ヨリ実施ヲ予定セル税法改正案ハ正ニ画期的大増税ニシテ当社並ニ三井家ニ対シ極メテ重大ナル影響ヲ及ボスモノナリ

今改正税法案ガ其俚今議會ヲ通過シ四月一日ヨリ実施セラル、モノトシ当社並ニ三井家ガ現在機構ノ俚ニテ課税セラレ行クモノトセバ当社ハ年々収益ヲ以テ税金ヲ支払ヒ切レザルコト、ナリ収益金ヲ以テ新タニ投資ヲナス余裕ナド全然無ク不足金ハ結局借入金金又ハ資産売却ニ依リテ之ヲ賄ハザルヲ得ザルコト、ナルベシ(昨年迄ハ税金支払ノ為メニ不足ヲ来シタルコトナク借入金ヲ生ジタルハ鉱山株式払込其他投資ノ為メナリ)

勿論当社ニ課セラル、税金ハ当社ノ収益ヲ以テ之ヲ支払ヒ得ベク縦ヒ一時其支払資金ヲ借入ル、コトアルモ後日収益ヲ以テ之ヲ完済シ得ベシ而シテ三井家ニ課セラル、税金モ所得税ハ如何ニ高率ナリトハ謂ヘ是亦配当金額以上ニ出ヅルコトナキヲ以テ支払不能トナルベキ筈ナシ、故ニ右税金ノ支払ヒ切レザルト云フハ結局三井家ニ対スル配当金中所得税ヲ支払ヒ各家歳費ヲ控除シ其残額ニテ相続税ガ支払ヒ切レザルコトヲ意味スルモノナリ

然ラバ三井家ハ此不足金ヲ借入金ニヨリ一時支弁スルコトトシテ其返済ヲ如何ニスベキヤト云フニ結局二ツノ方法アリ一ハ三井家ノ資産売却ナルガ今日三井家ノ資産ハ殆ンド全部当社出資金トナリ居ルヲ以テ三井家ニハ売却シ得ベキモノ無シ。他ハ当社ヨリノ配当金ナルガ当社ガ特別配当ヲ為サンガ為メニハ当社資産売却ニ依ル臨時益ノ計上ヲ要シ此臨時益ニ対シテハ最近モ已ニ実現セル如ク五割以上ノ会社税ヲ課セラレ而モ其配当金ニ対シテハ七割以上ノ所得税ヲ課セラレ純手取金ハ会社益金ノ一割五分ニモ足ラザル僅少ノモノナルヲ以テ勢ヒ当社ハ莫大ナル資産ヲ売却セザルヲ得ズ(配当金制限モアルコトナレバ特別配当ヲナス代リニ当社ヨリ三井家ニ貸金ヲナスモ一策ニシテ且實際的ナルガ三井家ガ此借入金ヲ当社ニ返済スルニハ非常手段トシテ出資金ト

相殺スル手モナキニアラザルガ矢張り後日配当金中ヨリ濟崩スルノ外ナカラン)

仍テ当社ハ此際此難関突破ノ為メニ当社所有ノ物産株、鉦山株其他ノ有価証券、不動産等ヨリ生ズル收益ニ対スル二重課税ヲ免レ且会社ノミニ課セラル、資産処分益ニ対スル課税ヲモ免ル、方策ヲ考究スルヲ要スル次第ナリ

其方策ノ一トシテ挙ゲラル、ハ当社ノ解散ニシテ解散ヲナストキハ其結果当社資産全部ガ三井家ノ個有ニ歸シ前項ノ目的ヲ完全ニ達シ得ベキモ解散ヲナストキハ現行法ノ下ニ於テモ莫大ナル清算所得税ヲ課セラル、コト、ナリテ実行困難ナルノミナラズ取支勘定ノ上ニ於テハ(資産処分ノ場合ヲ除キ)現状ノ俣ヨリモ反テ不利益ナルコト後述ノ如シ

第二ノ方策トシテハ物産、鉦山両社ト当社ノ合併ガ考ヘラル、此場合清算所得税ハ後述ノ如ク賦課セラルコトナク而シテ当社資産ノ七六・八%ヲ構成スル物産、鉦山両社株式ガ三井家ノ個有ニ歸スル次第ナレバ前々項ノ目的ハ大部分達シ得ラルベシ而シテ取支勘定ノ上ニ於テモ現状ヨリ遙カニ有利ナルコト是亦後述ノ如シ故ニ三社合併ガ此際最良ノ方策ナリト思考ス

以下卑見ノ概要ヲ記述スベシ

二、当社ガ現在機構ヲ持統スル場合

当社ガ合名会社組織ニテ此儘存続スル場合当期以後会社益金ニ臨時的ノモノ無ク(但シ当期鉦山株売却益金ハ既ニ取得済ナレバ之ヲ加算)又損金ニモ臨時的ノモノ無シ(但シ当期ニ限り臨時壹〇〇万円計上)ト仮定シテ各期ノ純益金ヲ算出シ其殆ンド全部ヲ社員配当又ハ社員賞与トシテ処分シ各家歳費準備金等ハ仮ニ現在ノ俣トシテ其余ヲ社員預金ニ受入レ之ヨリ毎年所得税(改正案税率ニヨル)並ニ相統税ヲ支払ヒ行クトスレバ(但シ相統税ハ現在未払分ノ外新タニ起ルモノヲ計上スルコト不可能ナルガ仮ニ昭和十八年以後ハ後記ノ如ク三井各家相統ヲ三十年ニ一回ツ、起ルモノトシ改正案税率ニテ算出シタル年割税額九百八十万円ヲ毎年引当金トシテ計上シ未払分ハ其内ヨリ支払ヒ余分ハ之ヲ積立ツルモノトシテ計算セリ)第一表ノ如ク毎年収支支払勝トナリ現在約三千万円ノ社員預金ハ昭和十八年ニ全減シテ同年末ニハ約四百万円ノ赤字トナリ爾後赤字ハ累年漸増シテ昭和二十四年末ニハ四千八百拾七万円トナル勘定ナリ、此計算ハ右不足金ハ総テ当社ガ借入ヲナシ之ヲ更ニ三井家ニ貸付ケテ支弁スルモノト仮定セルモノナルガ当社トテモ借入金ニハ自ラ限度アリ結局当社ハ資産売却ニ依リテ之ヲ償還スルコト、ナルベキモ三井家ハ当社ニ対シ償還スベキ財源ナキニ付前記ノ如ク出資金ノ払戻ナル非常手段ヲ用ユルカ然ラズンバ配当金ヲ増額シテ之ニ依リテ濟崩的ニ償還スルノ外ナカラン

然レドモ仮ニ臨時益ヲ挙ゲテ増配ヲナストスレバ其臨時益ニ対シテハ約五〇%ノ会社税ヲ課セラレ其税引益金ヲ其仮配当スルモノトセバ之ニ七五%ノ個人所得税ヲ課セラルベキヲ以テ前記昭和二十四年末ノ不足金四千八百余万円ヲ埋合ハスタメニハ累計參億八千五百万円以上ノ臨時益(此内税金ニ支払參億參千七百萬円)計上ヲ要スベシ

(註) 相続税ハ改正案ニ依レバ相続財産五百萬圓以上直系卑屬三三% (現行法二六%) ニ引上ゲラル

三井家相続税支払高、未払高並ニ將來ノ仮定支払高等別表ノ如シ(第二表、第三表)

三、当社ヲ解散スル場合

当社ヲ解散スルトキハ当社資産全部ガ三井家ノ個有ニ歸シ物産、鉾山其他諸会社配当金不動産収益等ニ対スル二重課税ヲ免レ之等資産ノ売却差益ニ対スル課税ヲ免ル、等ノ点ニ於テ有利ナルコト争フ余地ナキ所ナルモ解散ニ付テハ現行法ノ下ニ於テモ莫大ナル清算所得税ヲ課セラル、コト前述ノ如シ

当社正味資産ノ計算第四表ノ如ク有価証券中物産、鉾山株ニ付テハ同付屬表ノ通り特ニ評價シ其他ハ昨年末当該課作成有価証券表ニ依リタルモノニシテ土地建物什器等ハ南家相続當時ノ稅務署査定價格ヲ基準トシテ之ニ其後ノ増減ヲ加除シタルモノナリ、尚同表資産、負債ハ大体昨年未現在ノモノナルガ鉾山株ハ一月売却分ヲ有価証券勘定ヨリ控除シテ同売却代金ヲ資産ニ計上セリ

右ニ依リ計算シタル正味資産八億九千貳百萬圓ニシテ之ニ対スル清算所得税ハ現行法ニテ壹億六千六百圓、改正案稅率ニ依レバ清算所得税ハ壹億二千九百萬圓ナルモ清算所得ヲ配当金ト見做サル、結果外ニ所得稅參億八千五百萬圓ヲ課セラレ合計五億壹千五百萬圓ノ課税ヲ受クルコト、ナルベシ(第五表)

右ノ通り改正法實施後ニ於テハ解散ハ到底實行シ難ク若シ實行スルトセバ改正前ニ手續スルヲ要スルモ現行法ニ依ル税金壹億六千萬元トテモ之ヲ調達スルコトハ事實容易ナラザルモノト云ハザルベカラズ、仮ニ鉾山株ヲ売却シテ之ヲ調達スルコト、スレバ旧株百四十六萬三千八百株ヲ売却スルヲ要シ或ハ当社所有々有価証券中直系会社株式ヲ除ク全部ノ株式及國債ヲ売却スルモ尚四千萬元ノ不足ヲ生ジ三井銀行新株式全部及同旧株式約半數ヲ併セテ売却スルヲ要スベシ借入金ヲナスコトモ亦困難ナルコト言フ俟タズ

而シテ仮リニ右税金ノ調達可能ナリトシテ試ニ解散後ノ收支計算ヲナシ之ヲ現状ノ儘持統スル場合ノ收支計算ト比較スルニ解散ノ場合ハ現状持統ノ場合ヨリモ有利ナラズ

今計算ノ便宜上清算所得税、負債勘定整理及相続税納入資金合計式億參千九百万円ハ全部鉦山株売却ニ依リ調達スルモノトスレバ収入ハ鉦山株配当減ニヨリ六百六拾九万円ヲ減少シ支出ニ於テハ法人税四百參拾万円其他諸経費式百八拾四万円ヲ減少スルモ寄付金、銷却金、使用人給料等ノ損金否認アルヲ以テ所得税ハ從來ヨリモ増加シ結局三井家純取得金ハ約式百万円ヲ減少スルコト、ナルベシ(第六表)

(註) 右計算ハ前期及今期ノ臨時益計上ニ依ル收支勘定ノ異常状態ヲ脱シテ平常状態ニ復スベキ昭和十七年下期頃ノ收支勘定ヲ予想セルモノナリ

尚解散ノ結果当社資産ハ三井家ノ個有ニ帰シ資産売却差益ニ課税セラル、コトナキハ現行法ノ下ニ於テモ改正法ノ下ニ於テモ有利ナルコトハ多言ヲ要セザルモ税法ハ今後ト雖モ再々更改ヲ加ヘラル、コトヲ予想セザルベカラズ現ニ馬場財政當時ニ於テ有価証券売却差益金課税ヲ現実ニ目論マレタルコトアリ税源涸渇シ一方國費益々増嵩スル此際個人ノ臨時益ニ對シテモ課税セラル、眞アルモノト考ヘ置ク必要ナキニアラザルカ

其他此際当社ヲ解散スルニ付テハ考慮スベキコト尠カラズ税法改正ヲ目先ニ控ヘ三井ガ其施行ニ先タチ解散ヲ断行スルコトガ果シテ社会ヨリ正当視セラルベキヤ

会社組織ヨリ仮リニ組合組織ニ改ムルモノトシテ果シテ従来通り資産ノ擁護、運用、収益分配等遺憾ナキヲ得ベキヤ否ヤ之等ノ諸点ニ就テモ極メテ慎重ナル考究ヲ要スベシ

四、当社ヲ物産及鉦山兩社ニ合併スル場合

当社正味資産中物産及鉦山兩社株式評価額ハ七六・八%ヲ構成スルコト前記ノ如ク總資産ニ對シテモ約七〇%ニ達シ又兩社ヨリ受クル配当金収入ハ当社総収入(但シ臨時収入ヲ除ク)ニ對シテ約七三・五%ヲ占メ兩社株式ハ当社ノ最重要資産ニシテ且ツ最重要収入資源ナリ

故ニ兩社ト当社ガ合併スルコトハ兩社ノ配当収入ニ對スル二重課税ヲ免レ且ツ資産処分益ニ對スル課税ヲ免ル、点ニ於テ当社解散ノ場合ニ次グ有利ナル方策ナルコト多言ヲ要セザルベシ

合名会社ハ株式会社ヘ合併セラル、コトニ依リテ其資本金ヲ株式会社化スルヲ得ルモノナリ而シテ会社ノ合併方法ニハ吸収合併ト新設合併トアリ、吸収合併ニモ合併会社ガ資本ヲ増加シテ被合併会社ニ其増加株式ヲ交付スルモノ、現金ヲ交付スルモノ、株

式現金ヲ併セ交付スルモノ等アリ又合併比率モ対等ナルモノ、然ラザルモノ等種々アルガ今三社合併ノ場合ハ最初ニ物産ハ合名ヲ吸収合併シ更ニ之ニ鉦山ヲ吸収合併スルコト、シ合併比率ハ第一案ニテハ三社共対等トシ第二案ニテハ若干ノ差等ヲ設クルコト、セリ

(A)三社対等合併ノ場合

三社対等ニテ合併スルトキハ被合併会社タル合名及鉦山会社ハ清算所得稅ヲ課セラル、コトナシ

(註) 現行法ニ依レバ会社合併ノ場合ハ合併会社ガ被合併会社ニ交付スル株式ノ払込済金額及金銭ノ總額ガ被合併会社ノ株式払込済金(又ハ出資金)ヲ超過シタル金額ヲ清算所得ト看做サレ

超過額中被合併会社ノ積立金ニ該当スル部分 百分ノ十四・五

其他ノ金額 百分ノ二十七

ノ清算所得稅ヲ課セラル

而シテ改正案ニ依レバ右積立金ニ該当スル部分ニハ課稅セラレザルモ其他ノ金額ニ清算所得稅百分ノ十八外ニ營業稅及同附加稅合計百分ノ六ヲ課セラル、コトナリ且右兩者ヲ被合併会社ノ株主(又ハ出資社員)ノ配當所得ト看做サレ分類所得稅(百分ノ十)總合所得稅(總所得八十萬圓以上ノ場合百分ノ六十五)ヲ課セラル、コト、ナル

何トナレバ合併比率對等ナラバ合名出資金百圓ニ對シ物産株式一株(百圓払込済)ヲ交付スルガ故ニ清算所得ナルモノ皆無トナル次第ナリ

合名ト合併後ノ物産ガ鉦山ヲ合併スル場合亦同ジ

又会社合併ノ場合合併会社ニ合併差益ヲ生ズルトキハ該差益金ニ對シ法人稅ヲ課セラル、モ是亦合併会社ガ被合併会社ヨリノ受入資産ノ記帳価格ヲ按配スルトキハ差益金ヲ計上スルコト無クシテ済マスコトヲ得ベシ

而シテ合名ガ物産鉦山兩社株式ノ大部分ヲ所有セル關係上物産ハ他ノ二社合併ノ上ハ式億參千七百參拾八萬余圓ヲ減資スルヲ要シ對等合併ノ場合ハ合併後且右減資後公稱資本金參億參千五百五拾九萬九千圓(内払込式億五千七百拾萬七千圓)トナルベシ

(第七表ノ一)

對等合併ハ事實会社ノ資産内容ニ相違アル場合ト雖モ稅務關係ニ於テハ差支ナク稅務當局ニ之ヲ否認スル權限無カルベシト云フ

但シ此点ニ関シテハ聊懸念ナキニアラズ後述スベシ

又解散ニ代ヘテ親子關係ノ同族会社ガ合併スルコトハ一種ノ逋税行為ト看做サレ所得税法第七十三条ノ二ノ適用ヲ受クル虞ナキヤヲ一応懸念シタルモ是亦杞憂ニ属スルコトヲ確メタリ

然ラバ三社合併後ノ収支如何ト云フニ三社合併ニ依ル經費ノ節減、税金ノ軽減其他經營合理化ニ依ル利益ノ増大ハ蓋シ勘カラザルモノアルベク合名ノ受取ル物産鉾山両社ノ配当金ニ対スル法人税及配当税ノミニテモ概算七百拾参万円(年額)トナリ三社合併後ノ益金ハ少クモ此金額ダケハ増大スルコト疑ナカラシ

今仮ニ三社合併後物産事業部並ニ鉾山事業部(何レモ仮名)ノ益金中配当シ得ベキ益金ヲ旧物産並ニ旧鉾山ノ配当金ト同額ナリト仮定シ本部(旧合名)ノ益金ヲ旧合名ノ純益金ヨリ物産鉾山両社配当金税引純収入(配当金ニ対スル法人税配当税等控除残額)ヲ除キタルモノトスレバ之等ヲ合算シタルモノハ三社ノ合併後ニ於テ配当シ得ベキ最低限度ノ益金ナルベシ、其金額ヲ年額ニテ見積レバ左ノ如シ

物産事業部益金(旧物産配当金)

一八、三七五千元

鉾山事業部益金(旧鉾山配当金)

一五、〇〇〇千元

本部益金(旧合名純益金ヨリ物産鉾山両社

配当金税引純収入ヲ除キタルモノ)

五六四千元

計

三三、九三九千元

之ヲ前記三社合併後ノ払込資本金式億五千七百拾壹万七千元ニ対シ配当スルトセバ其配当率ハ一三・二%トナリ三井家所有株式払込金式億四千七百万円ニ対スル配当金ハ参千貳百六拾万四千円トナル勘定ナリ

然レドモ総動員法ニ基ク利益配当制限ニ依リ合併後ノ基準配当率ハ主務大臣ノ許可ヲ得テ決定スベク其許可方針ハ

(イ)基準配当率ヲ有スル会社相互ガ対等ノ条件ヲ以テ合併シ払込資本金ニ増減ヲ来サマル場合ニ於ケル基準配当率ハ合併前ノ各会社基準配当率ヲ各会社ノ払込資本金ニ応ジ加重平均シタル率トスルコト

(ロ)合併会社ニ當該基準配当率ヲ適用シテ得ベキ配当金ガ合併前ノ各会社ノ最終ノ配当金ノ合計額(各会社相互間ニ授受シタル部分ヲ控除ス)ヲ超エザルコト

(イ) 企業ノ合理化上前各号ノ原則ニ依ルヲ適當トセザルモノニ付テハ其実情ニ從ヒ適當ニ認定スルコト

等ナルガ此方針ニ依リ許可セラルベキ三社合併後ノ基準配当率ヲ想定スレバ方針(イ)ニ依リ一応一・八一五九%ナル配当率ヲ算出シ得ルモ(ロ)ニ從ヘバ各社ノ合併前最終配当金ノ合計額(参考、六八七千円)ヨリ合名ノ物産及鉱山ヨリ受ケタル配当金(巷六、〇七七千円)ヲ控除シタル金額(巷五、六巷〇千円)ヲ超過スル配当ヲ許サレザルニ付結局合併後ノ資本金式億五千七百拾壹万七千円ニ対シ半期千五百六拾壹万円以上ノ配当ヲナスヲ得ズ即チ基準配当率ハ一・一五%ト認定セラル、コト、ナルベシ(但シ(イ)ニ依リ一分位ノ増配ハ許サル、可能性アランカト考ヘラル)斯クテ合併後配当ハ制限セラル、モ合併会社ノ収益ハ著シク増大シ結局利益金ハ其勘カラザル部分ヲ留保スルコト、ナルベク期待セラル、ガ合併会社ハ同族会社中事業ノ経営ヲ主タル目的トスル会社タルコト明瞭ナルヲ以テ税法改正ニ依リ余リ懸念ナク増大スル利益金ヲ留保シ得ルコト、ナリ此事ハ三社合併ノ結果収益増大ノ外ニ有利ナル点ナリ

(註) 改正案ニ依レバ同族会社中事業会社ニ限り毎期利益金ノ十分ノ六(現在十分ノ三)マデ留保スルコトヲ得(之ヲ超過スルトキハ加算税ヲ課セラル)且ツ現在ハ過去ノ留保金総額ガ払込資本金ノ半額ヲ超過セル場合ハ加算税ヲ課セラル、モ改正案ニ依レバ此場合モ毎期利益金ノ十分ノ四迄留保差支ナキコトナル(保全会社ハ十分ノ一)

即チ前記合併後ノ仮定益金參參、九參九千円ヲ基準配当率ニテ配当スレバ

配当金 三一、二九千円

(内三井家分 三〇、〇〇〇千円)

重役賞与金(従来ノ社員賞与金ニ該当スルモノ) 六五〇千円

(外二旧物産及鉱山重役分賞与金アルモ前記仮定益金ヨリ控除シアルヲ以テ計上セズ昭和十四年上下兩期間分実額二、六八〇千円)

留保金 二、〇五〇千円

右留保金ハ旧物産及鉱山分(昭和十四年上下兩期分約二一、三〇〇千円)ヲ前記仮定益金ヨリ控除シアルヲ以テ實際ハ式千參百万円以上トナリ益金総額ハ五千七百九拾万円位ナルベシ而シテ此益金ニ対スル前記留保可能ノ限度十分ノ四ハ式千參百拾六萬円ナレバ留保ニ就テハ先ツ懸念ナシト云ヒ得ベシ

次ニ三井家ノ年收入ハ右ノ計算ニ依レバ配当金參千萬元ト外ニ現在社員預金ヲ其儘物産ヘ預ケ置クモノトシテ其利子百万円合計參千百萬円アリ、此中配当税、所得税合計式千貳拾七万円ヲ控除スルトキハ純收入八百七拾貳万余円トナル勘定ナリ（第七表ノ二）

（註）右社員預金（現在約參千萬元）ヲ其儘物産ヘ預ケ置クコトハ此際不利益ナレバ之ヲ物産株ノ払込ニ充当スルヲ得策トス、此場合ハ更ニ約六拾七萬八千円ノ増収トナル

(B) 三社合併比率ニ差等ヲ設クル場合

三社對等合併ハ各社資産内容相違ノ場合ト雖モ稅務關係上差支無カルベシトノ説ハ某専門家ノ意見ナレバ充分傾聴ニ値スルモノト思ハル、モ全然此点ニ就テ安心シ得ベキヤ否ヤ

思フニ合併スルニ会社ガ互ニ利害關係ヲ異ニスル場合ニ於テハ必ず合併比率ヲ第一ノ問題トシテ討議スベク即チ双方共相手方ノ正味資産ノ一株當リ実価、収益力等ヲ充分検討シタル上其価値ノ比ヲ求メ互ニ討議妥協ノ上比率ヲ定ムルモノナリ然ルニ同族会社殊ニ親子關係アル二社ガ合併スル場合ニハ縦ヒ比率ヲ定ムルトモ一方ニ於テ失フ所ハ他方ニ於テ得ル所トナル次第ナルヲ以テ比率ヲ定ムルコトハ無意味ナリ

合名ガ物産ニ合併スル場合ハ右親子ノ合併（三井家所有ノ物産株若干アルモ其數僅少ナレバ問題トナラザルベシ）ニ該當スルモノナレバ双方ノ資産実価収益力等ヲ検討スルコトナク便宜一對一ニテ合併スルコト差支ナカルベシ

乍併更ニ鉦山ヲ合併スル場合如何ト云フニ鉦山株ハ既ニ先般旧株三萬三千株新株約六十一萬五千株（総株數ノ約一六・一％）ヲ分譲シ居ルガ故ニ鉦山ト合名トハ純粹ナル親子關係ニ在ルモノト云ヒ難ク而シテ實際合名ヲ合併後ノ物産ト鉦山トハ資産ノ含ミ相違シ鉦山ガ若干劣リ居ルコトハ争フ余地無ク配当率ハ配当制限ノ關係上物産モ合名ト合併後差當リ一二・一五％ニ止メ置カザルヲ得ズ鉦山ノ一二％ニ對シテ僅少ノ差異ナルモ合併会社ノ収益率ガ著シク増大シ他日増配ヲ受クル可能性アルコトモ考ヘラル、ガ故ニ兩者ハ理論上對等合併ヲナスベキモノニアラズ、或ハ右分譲ヲ受ケタル株主ニ此合併ニ依ル利益享受セシムルコトハ部内關係者ノコトニテモアリ差支ナカラントノ説モアルベシ、併シ其与フル利益ハ一種ノ贈与ト看做サレテ合併会社ガ課税セラル、虞レ絶無ナリトハ云ヒ難カラシ

故ニ物産（合名合併後ノ、以下同之）ニ鉦山ヲ合併スルニ際シテハ合併比率ニ相當ノ差等ヲ設クルコト安全ニシテ且ツ至當ナ

リト考ヘラル

然ラバ如何ナル比率ガ適當ナリヤト云フニ之ヲ決定スルニハ兩者ノ資産内容収益力等ヲ詳細ニ検討スルヲ要シ俄カニ断定シ難キモ物産ト合名トガ仮ニ親子關係無クシテ對等合併ヲナスモノトスレバ其合併後ノ基準配当率ハ一三・〇九%ニシテ又此程度迄配当スルコトハ縦ヒ親子会社ノ合併ナリト云ハ企業ノ合理化上適當ナリトシテ許可セラル、可能性モアラン就テハ暫ク物産鉾山ノ合併比率ハ一三・〇九%對一二%ノ配当率ノ比ニ依リテ算出シ置クコト、スベシ

右配当率ノ比ニ依リ合併比率ヲ算出スレバ左ノ如シ(物動株式ハ鉾山株式ト同様ニ一株額面五拾円払込済ト假定ス)

$$50 \times 12\% \div 50 \times 13.09 = 0.92$$

即チ鉾山株一株ニ對シ物産株〇・九二株トナリ此割合ニテ合併スレバ鉾山株主ハ当分一二・一五%ノ配当ヲ受クル間ハ収入減ヲ免レザルモ株価ノ値上リ(仮ニ市場ニテ売買セラル、モノトセバ三社合併後ノ新会社ノ株価ハ鉾山ノ株価ヨリモ遙カニ高値ナルコト言ヲ俟タズ)ハ之ヲ償ヒテ余リアルベシ

尚又右ハ物産ニ鉾山ヲ合併スル場合ナルガ鉾山ヘ物産ヲ合併スルコトモ合併方法ノ一トシテ考ヘラル、此場合ニ於ケル合併比率ヲ前記ノ方法ニ依リ算出スレバ左ノ如シ

$$50 \times 13.09\% \div 50 \times 12\% = 1.09\text{強}$$

即チ物産株一株ニ對シ鉾山株一・〇九株トナル

就テハ合名物産ハ對等合併ヲナシ鉾山トノ合併比率ニ差等ヲ設クル場合ヲ右ノ通り二ツニ分ケテ夫々ノ場合ノ利害得失ヲ考察スベシ

(イ)物産ガ合名ヲ合併シタル上鉾山ヲ合併スル場合

合名ヲ物産ニ對等合併スルトキハ最初公称資本金四億五千万円内払込額參億六千九百五拾万円トナルモ自己株式ニ対応スル資本金額ハ同株式ヲ他ニ讓渡セザル限り減資スルヲ要スルヲ以テ結局公称資本金參億四拾五千万円内払込額貳億四千七百參拾六万七千円トナル

而シテ右合併後更ニ鉾山ヲ合併スルコト、シ其合併比率ヲ前記ノ如ク鉾山株一株ニ對シ物産株〇・九二株トスレバ其合併後ノ公称資本金ハ四億八千四百四拾五千万円内払込參億六千貳百參拾六万七千円トナルモ此場合ニ於テモ自己株式ニ対応スル資本金

額ノ減資ヲ要スルヲ以テ結局公称資本金ハ參億參千九拾四万八千円内払込式億五千六百參拾參万七千円トナルベシ（第八表一）

然ラバ此場合清算所得税ノ課否如何ト云フニ物産ト合名ハ対等合併ナレバ課税セラレズ更ニ鉦山ヲ合併スル時モ物産ヨリ交付株ノ払込金ガ鉦山株ノ払込金以下ニシテ清算所得無キニ付是亦課税セラルコトナシ、合併差益ニ対スル課税モ物産ガ鉦山ヨリ受入資産ノ記帳価格ヲ按配スルコトニ依リ免レ得ベク此点ハ対等合併ノ場合ト同様ナリ

尚此場合合併後ノ株主配当ハ合名以外ノ旧鉦山株主ニ対シテハ減額トナルコト前記ノ如クナルガ合名ハ対等合併ノ場合ト同額ノ配当ヲ受クルコト、ナルベシ（第八表一）

(ロ) 鉦山ガ合名ヲ合併シタル物産ヲ合併スル場合

合名ヲ対等ニテ合併シタル物産ヲ鉦山ガ一對一・〇九ノ比率ニテ合併スルトキハ物産株主ハ九割ノ株式ヲ割当テラル、結果一応公称資本金五億式千七百四拾八万九千円内払込額參億九千四百六拾參万円トナルモ自己株式ニ対スル資本金ノ減少ヲ必要トスル結果公称資本金參億六千六拾參万九千円内払込額式億七千九百拾八万円トナルベシ（第九表一）

而シテ此場合ハ物産株主（三井家）ガ鉦山株式ヲ九割ダケ多ク割当テラル、ガ故ニ改正税法案ニ依レバ三井家ハ右差額ノ清算所得ヲ配当所得ト看做サレテ約千五百五拾式万円ノ所得税ヲ課セラル、コト、ナルモ清算所得税（合併会社ニ課セラル、）ハ改正税法案ニ依レバ合併会社（鉦山）ヨリ交付スル割当株ノ払込金総額ガ被合併会社（物産）ノ株式払込金額並ニ積立金ノ合計額ヲ超過セザレバ賦課セラレズ物産ノ払込額並積立金ノ合計額ハ鉦山ノ交付株払込額ヨリモ遙カニ多キニ付此点懸念ナシ（第九表一）

尚此場合配当率ハ矢張り一・一五%止メザルヲ得ザルモ資本金額増大ノ結果三井家ノ配当所得ハ税引ニテ九百參拾八万參千円トナリ対等合併並ニ物産へ鉦山ヲ合併スル場合ノ八百七拾式万四千円ニ比シ六拾五万九千円ノ増収トナル勘定ナリ（第九表一）

五、結語

以上現状維持ノ場合、解散ノ場合並ニ三社合併ノ場合ノ利害得失ヲ概論セルガ尚此外ニ合名ト物産（又ハ鉦山）ヲ合併スルニ止メ置ク案、新タニ三井家ヲ株主トスル一社ヲ設立シテ之ニ合名ヨリ物産株其他ヲ譲渡シタル上物産ト合併シ一方合名ハ鉦山ト合

併スル案等モ考ヘラルニ付之等ハ今後引継キ研究スルコト、スベシ

而シテ之マデ研究シタル所ニテハ三社合併ガ最モ有利ナル如クナルガ尚最後ニ二三思浮ビタル所ヲ附加ヘ置キタシ

一、三社合併ノ結果ハ事業ノ統制機關タル合名ガ其統督下ニ在ルベキ物産、鉦山ト同一体トナルト同時ニ銀行信託其他ノ事業会社ガ事業会社ノ傘下ニ統合セラル、コト、ナリ果シテ事業経営ノ円滑ヲ期シ得ベキヤ否ヤ聊カ懸念ナキニアラザルモ此点ニ就テハ必シモ善後ノ良策ナキニアラザルベシ

一、解散ナラバ新税法施行前ニ実行ヲ要スルモ合併ナラバ急グニ及バズ、斯ノ如キ重大事ヲ急遽決行スルコトハ誤リノ基ナラシ、宜シク深考熟慮ノ上実行スベキナリ

尚又税法改正ヲ目前ニ控ヘ改正前ニ解散若クハ合併ヲナスコトハ時局ヲ認識セザルモノトノ批難ヲ受クル惧アリ現下ノ社会情勢ニ照シ考慮ヲ要スベシ

而シテ解散ハ税法改正後ハ絶対不可能ナルガ合併ナラバ清算所得税及清算所得ニ対スル個人所得税ノ賦課ヲ免レ又ハソノ負担税額ヲ少額ナラシムルコトモ可能ナルヲ以テ改正後ニモ比較的容易ニ実行シ得ベシ

一、合併後減資ノ為メ未払込株金減少シ旧物産及鉦山ノ事業資金ヲ予定ノ如ク調達シ得ザルコト、ナルモ此点ハ必要ニ応ジ増資ヲ申請スルトキハ事情ヲ斟酌シテ許可セラルベキニ付懸念ナカラシ

(以下福田案「添付表」。なお第一表…の表示は、カッコを除き原資料のまま)

〔第一表〕

社員預金出入概算表

(△印はマイナス)

306

	昭和15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年
繰越高	千円 29,770	千円 19,175	千円 10,111	千円 2,996	千円 △ 3,976	千円 △11,356	千円 △18,720	千円 △26,084	千円 △33,448	千円 △40,812
預入高	28,848	24,374	26,459	27,339	27,200	27,200	27,200	27,200	27,200	27,200
配当金 (配当税差引) 利子	1,000	850	500	250						
計	59,618	44,399	37,070	30,585	23,224	15,844	8,480	1,116	△ 6,248	△13,612
払出高	25,888	19,733	19,519	19,887	19,900	19,900	19,900	19,900	19,900	19,900
所得税	25,888	19,733	19,519	19,887	19,900	19,900	19,900	19,900	19,900	19,900
名家歳費其他	4,364	4,364	4,364	4,364	4,364	4,364	4,364	4,364	4,364	4,364
相統税	北家	2,848	2,848	2,848						
	若松町家	533	533	533						
	伊皿子家	1,594	1,594	1,594	1,594					
	新町家	1,693	1,693	1,693	1,693	1,693				
	南家	1,723	1,723	1,723	1,723	1,723				
	永坂町家	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300		
小計	9,691	9,691	9,691	6,310	4,716	1,300	1,300			
相統税引当				3,500	5,100	8,500	8,500	9,800	9,800	9,800
其他引当	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500
計	40,443	34,288	34,074	34,561	34,580	34,564	34,564	34,564	34,564	34,564
差引残高	19,175	10,111	2,996	△ 3,976	△11,356	△18,720	△26,084	△33,448	△40,812	△48,176
借入金年末現在高	43,826	70,121	94,467	101,439	108,819	116,183	123,547	130,911	138,275	145,639

(21-1 22~)

〔第一表付属〕

社員預金出入表

	昭和4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年	13年	14年
繰越高	千円 602	千円 641	千円 4,420	千円 936	千円 3,705	千円 6,994	千円 13,412	千円 15,325	千円 22,301	千円 29,902	千円 30,045
預入高 配当金 (各家歳費差引) 利子	14,996	15,444	7,471	8,666	11,597	14,584	6,279	13,335	24,079	19,268	18,933
										1,035	1,052
計	15,598	16,085	11,891	9,602	15,302	21,578	19,691	28,660	46,380	59,205	50,030
払出高	5,500	5,000	3,000								
資本金払込	2,921	3,076	2,556	1,845	1,920	3,879	2,207	1,524	7,307	11,137	11,330
所得税											41
利子税	2,164	1,262	1,262	1,043				3,381	4,974	8,389	8,389
相続税	2,871	326	138	8	3,388	2,786	660	454	2,596	233	200
各家渡金	1,500	2,000	4,000	3,000	3,000	1,500	1,500	1,000	1,600	400	500
其他引当											
計	14,956	11,664	10,956	5,896	8,308	8,165	4,367	6,359	16,477	20,159	20,260
差引残高	641	4,420	936	3,705	6,994	13,412	15,325	22,301	29,902	30,045	29,770

〔第二表〕

三井家相続税調 (各家個有分ヲ除ク)

昭和十五年一月現在

各家別	支払済	未払	合計	備考
北家	千円 11,392	千円 8,544	千円 19,936	十七年三月終了
伊皿子家	4,782	6,376	11,158	十八年九月 "
新町家	3,386	8,465	11,851	十九年四月 "
南家	3,446	8,615	12,061	十九年四月 "
松阪家	2,132	1,599	3,731	十七年四月 "
永坂町家(未決定)		9,100	9,100	二十一年 "
合計	25,138	42,699	67,837	

〔第三表〕

現行法及主税局案 相続税額比較

	総領家	本家 (一家分)	連家 (一家分)	十一家合計	
合名会社資産評価ニ対スル各家持分	千円 205,217	千円 102,608	千円 34,798	千円 892,246	
相続税	主税局案 33%	67,721	33,860	11,483	294,436
	現行税法 26%	53,356	26,678	9,047	231,981

主税局案ニ依ル相続税支払見込

		毎年平均支払額
各家平均	三十五年ニ一回相続ノ場合	8,412千円
"	三十年 " "	9,814
"	二十五年 " "	11,777
"	二十年 " "	14,721

〔第四表〕

三井合名会社
正味資産

昭和15年1月現在

資 産		千円	(明細別紙)
	有 価 証 券	881,393	
	組 合 出 資 金	6,660	
	土 地 建 物 ・ 什 器	62,400	
	繰 替 金	7,910	
	仮 支 出	1,165	
	預 ケ 金	1,258	
	銀 行	11,461	
	現 金	8	
	株式償却代(一月分)	14,851	
	計	987,106	
負 債	預 リ 金	31,773	
	仮 収 入	9,649	
	借 入 金	28,000	
	恩 給 基 金	2,814	
	計	72,236	
	当/下 益金分税金	7,300	
	〃 配 当 金	15,000	
	〃 賞与交際費	323	
	計	22,623	
	合 計	94,860	
差引正味資産		892,246	

〔第四表 附属一〕

三井合名会社

有価証券ノ評価

		払込 円	時価 円	株数 株	株式総時価 千円
<u>物産</u>	旧株	100.00	290.00	996,900	289,101
	新株	45.00	185.00	498,505	92,223
	小計				381,324
<u>鉦山</u>	旧株	50.00	110.00	1,963,800	216,018
	新株	12.50	65.00	1,364,000	88,660
	小計				304,678
<u>合計</u>					686,002
12-31日					
有価証券表時価ノ中鉦山及物産ヲ含マサルモノ					195,391
総計					<u>881,393</u>

〔第四表 附属二〕

物産, 鉦山株価算出

三菱商事株式時価	50円払込 旧株	115. —	(配当18% 利廻5.8%)
三井物産株式時価ヲ推算スレバ			
利廻5.2%ヲ還元ニ依リ算出スレバ	100. — 払込 旧株	290. —	
新旧プレミアムノ比率ヲ7.4掛トスレバ	45. — 払込 新株	185. —	
三井鉦山株式時価ハ三菱鋼業株価108円ナレバ	50. — 払込 旧株	110. —	
(プレミアム比率約8.9掛)	12.50 払込 新株	65. —	
<u>参考</u>			
南家相続税ノ時	鉦山株	100. — 払込	239.00
	物産株	"	303.50

〔第五表〕

解散ノ場合ノ税金計算

(△印はマイナス…編者)

現行法ノ場合

正味資産	千円 892,246		
内 訳		税率	清算所得税
払 込 金	247,000		
積 立 金	105,586	× 14.5%	千円 15,310
其 他	539,660	× 27%	145,708
計	892,246		<u>161,018</u>

改正案ノ場合

正味資産	千円 892,246		
内 訳			
払 込 金	247,000		
積 立 金	105,586		
其 他	539,660	× 24%	千円 129,517
	892,246		清算所得税 18% 営業税 8%
積 立 金	105,586		
其 他	539,660		
清算所得税	△129,517		
		千円 515,729	× 10% = 51,572…分類所得税
			× 65% = 334,052…総合所得税
			<u>515,141</u>

〔第六表〕

解散前後収入支出予想比較表

(△印はマイナス…編者)

	解散セザル場合	解散セル場合	
収入			
鉦山株配当	千円 °8,960	千円 △2,268	○公開株式配当減新株第三回迄 払込済配当増算入 △上記並ニ清算所得税、相統税 (17/下迄分)会社負債整理ニ ヨル売却株配当減算入 14/下実績
其他株式配当	12,388	12,388	
其他収入	2,506	2,506	〃
計	23,854	17,162	
支出			
前期益金分法人税	千円 4,332	千円 0	17/下期(平準年度)分
其他税金	1,000	1,000	{14/下期実数ヨリ利益配当税 支出減500千円ヲ除ク
寄附金	171	*171	14/下平常分
建物外銷却金	503	*503	14/下期分
鉦山払込ニ要シタル 借入金利子	682	682	鉦山新株第二回及第三回払込 資金ノ利子
相統税納入ノタメ ノ借入金利子	581	0	{17/下迄相統税 29,073 千円借 入利子 解散セル場合ハ鉦山 株売却ニヨリ納入
其他	*3,260	*1,000	*{14/下3,510千円ヨリ社員預金 利子減 260 千円ヲ除ク、解散 ノ場合ハ諸給其他ノ支出減少 ノ見込
計	10,529	3,356	
差引益金	13,325	13,806	{×印支出ハ総費ヲ認定セラレ ズ依テ税務上益金ハ15,480千 円トナル
同上年額	26,650	27,612	
内			
配当税	100		
社員所得税	19,036	22,049	
	19,136		
残額	7,514	5,563	
		差額 △1,951	

〔第六表附属〕

解散後鉦山株残高表

鉦山株

			公開株	
公開前株数	旧株	1,993,800-	30,000=	1,963,800株
	株新	1,994,000-	630,000=	1,364,000
<u>清算所得税</u>	千円	161,018	納入ノ為メノ所要株数	旧株 1,463,800株
			株 円	千円
			1,463,800×110=	161,018
<u>会社負債勘定整理ノ為メ所要株数</u>				旧株 445,882株
使用人ヨリ預り金	千円	1,284		
仮収入		9,649		
借入金		28,000	旧株 円	千円
恩給基金		2,814	445,882×110=	49,047
十四/下分税金		7,300		
		49,047		
<u>相続税</u>	千円	29,073	納入ノ為メノ所要株数	旧株 54,118株
			(17/下迄分)	株新 355,707
			株 円	千円
			旧 54,118×110=	5,952
			新 355,707×	65=23,120
				29,072
鉦山株残高	旧株	0		
	新株	1,008,293		
配当収入	株 円	1,008,293×	2.25=	2,268千円

〔第七表ノ一〕

三井合名，三井物産，三井鉱山合併案

(対等合併ノ場合)

(△印はマイナス…編者)

一、三井合名ヲ三井物産ニ合併 (但シ物産ト鉱山ノ何レヲ先ニスベキハ株主關係、) (取引關係其他ノ事情ヲ考慮シテ決定スベシ)

合併比率 1 対 1

合併後資本金

	払込金 千円	未払込金 千円	(計)公称資本金 千円	
合名	247,000	53,000	300,000	
物産	122,500	27,500	150,000	
消滅	*△122,133	△27,417	△149,550	(取得自己株式ニ対 応スル資本金額)
合併後	247,367	53,083	300,450	合名 以外分
				* 千円 千円 千円 122,500 - 367 = 122,133

二、三井合名合併後ノ三井物産ニ三井鉱山ヲ合併

合併比率 1 対 1

三社合併後資本金

	払込金 千円	未払込金 千円	(計)公称資本金 千円	
物産	247,367	53,083	300,450	
鉱山	125,000	75,000	200,000	
消滅	△*115,250	△51,600	△*166,850	
合併後	257,117	76,483	333,600	合名 以外分
				* 千円 千円 千円 ×125,000 - 9,750 = 115,250

三、合併ト税金ノ問題

(イ) 清算所得税 対等合併ノ場合ハ課税セラレズ

(ロ) 合併差益ニ対スル税金 合併会社ノ受入資産価格ヲ被合併会社ノ記帳
価格ヲ以テスル時ハ課税セラレズ

〔第七表ノ二〕

四、三社合併後ノ三井家収支及純収入

払込済資本金	257,117	千円			
内					
三井合名以外所有株分	10,117	(=物産分	367	+ 鉦山分	9,750)
差引三井合名所有株分	247,000				
配当率	12.15%	合併前配当			
		合名	30,000	12.15%	払込 247,000
		物産	18,375	15.00%	" 122,500
		鉦山	15,000	12.00%	" 125,000
配当金	247,000 × 12.15%	=	30,000	千円	
社員預金利子			1,000		
計			31,000		
内					
利益配当税			△795		
分類所得税			△3,020		
総合所得税			△18,461		
計			△22,276		
差引(三井家純収入)			8,724		

〔第八表ノ一〕 三井合名，三井物産，三井鉱山合併案

(合名合併後ノ物産ガ鉱山ヲ吸収合併シ其比率ニ差等アル場合)

一、三井合名ヲ三井物産ニ合併 (但シ物産ト鉱山ノ何レヲ先ニスベキヤハ株主間係、取引關係其他ノ事情ヲ考慮シテ決定スベシ)

合併比率 合 1 対 物 1

合併後資本金

	払込金 千円	未払込金 千円	(計)公称資本金 千円	
合 名	247,000	53,000	300,000	
物 産	122,500	27,500	150,000	
消 滅	*122,133	△27,417	△149,550	(取得自己株式ニ対 応スル資本金額 以外分)
合併後	247,367	53,083	300,450	千円 千円 千円

*122,500 - 367 = 122,133

二、三井合名合併後ノ三井物産ニ三井鉱山ヲ合併

合併比率 物 0.92 株 対 鉱 1 株 合名，物産合併会社ノ平均配当率13.09%
 鉱山配当率12.00%
 $(50 \times 12.00) \div (50 \times 13.09) = 0.92$ 弱
 (カッコは編者)

三社合併後資本金

	払込金 千円	未払込金 千円	(計)公称資本金 千円	
物 産	247,367	53,083	300,450	
鉱 山	115,000	69,000	184,000	125,000 × 0.92 = 115,000
消 滅	△106,030	△47,472	△153,302	(125,000 - 9,760) × 0.92 = 106,030
合併後	256,337	74,611	330,948	

三、合併ト税金ノ問題

(イ) 清算所得税 三井物産ニ三井合名ヲ合併スル場合ハ対等ナレバ課税セラレズ又コノ合併会社ニ三井鉱山ヲ合併スル時モノノ交付株払込金ガ鉱山ノ払込金ヲ超過セザルヲ以テ清算所得税ナシ

(ロ) 合併差益ニ対スル税金 第一案ノ場合ト同様ナリ

〔第八表ノ二〕

四、三社合併後ノ三井家収支及純収入

払込済資本金	256,308	千円			
内					
三井合名以外所有株分	9,308	(=物産分	367	+ 鉦山分	8,940)
差引三井合名所有株分	247,000				
配当率	12.15	%			
			合併前配当		
			合名	30,000	12.15
			物産	18,375	15.00
			鉦山	15,000	12.00
			払込	247,000	
				122,500	
				125,000	
配当金	247,000	× 12.15	=	30,000	千円
社員預金利子	1,000				
計	31,000				
内					
利益配当税	△795				
分類所得税	△3,020				
綜合所得税	△18,461				
計	△22,276				
差引(三井家純収入)	8,724				

〔第九表ノ一〕 三井合名，三井物産，三井鉱山合併案

(鉱山トノ合併比率ニ差等アリ且ツ鉱山ニ合名，物産合併会社ヲ合併スル場合)

一，三井合名ヲ三井物産ニ合併 (但シ物産ト鉱山ノ何レヲ先ニスベキヤハ株主關係，取引關係，其他ノ事情ヲ考量シテ決定スベシ)

合併比率 合1 対 物1

合併後資本金

	払込金 千円	未払込金 千円	(計)公称資本金 千円	
合名	247,000	53,000	300,000	
物産	122,500	27,500	150,000	
消滅	*△122,133	△27,418	△149,551	(取得自己株式ニ対 応スル資本金額)
合併後	247,367	53,082	300,449	合名以外分 千円 千円 千円 *122,500-367=122,133

二，三井合名合併後ノ三井物産ヲ三井鉱山ニ合併 (但シ会社ノ称号ハ三井物産トス)

合併比率	株 物1 対 株 鉱1.09	合名，物産合併会社 平均配当率	% 13.09
		鉱山配当率	% 12.00
		%(50×13.09)÷(50×12.00)=1.09強	

鉱山へ合併後資本金

	払込金 千円	未払込金 千円	(計)公称資本金 千円	
物産	269,630	57,859	327,489	
鉱山	125,000	75,000	200,000	合名以外分
消滅	△115,250	△51,600	△166,850	千円 千円 千円 125,000-9,750=115,250
合併後	279,380	81,259	360,639	

三，合併ト税金ノ問題

(i) 清算所得税

三井合名ヲ三井物産ニ合併スル場合ハ対等ナレバ課税セラズ。コノ合併会社(物産)ヲ三井鉱山ニ合併スル時ハソノ交付株払込金ガ物産ノ払込金ヲ超過スルヲ以テコノ清算所得ニ対シ下記ノ通り個人所得税ヲ課セラル即チ

〔第九表ノ二〕

交付鉱山 物産払 超過金
株払込金 込金 (清算所得)

千円 千円 千円
269,630 - 247,367 = 22,263

千円 % 千円 千円
22,263 × 75 - 1,171 = 15,526...個人所得税

尚清算所得税ハ物産ノ積立金ガ約 185,000 千円アリ之ニ払込
金ヲ合スレバ432,367千円トナリ交付株ノ払込金269,630千円ヨ
リ遙カニ大ニシテ課税セラレズ

四、三社合併後三井家ノ収支及純収入

払込済資本金	279,380	千円
内		
三井合名以外所有株分	10,150	
差引三井合名所有株分	269,230	
配当率	12.15	%
配当金	269,230 × 12.15 = 32,711	千円 %
社員預金利子	1,000	
計	33,711	
内		
利益配当税	△868	
分類所得税	△3,284	
総合所得税	△20,176	
計	△24,328	
差引(三井家純収入)	9,383	

三 井 合 名 会 社 改 組 案

(解散及合併ノ長所短所)

一、合名会社ヲ現状ノ儘存続スルコトヲ得サル理由

数次ニ亘リ各種税金増徴セラレ合名会社及三井家ノ負担ハ著シク過重セラレタル処今般ノ税法改正案ニ依レハ臨時利得税、法人税、個人所得税、相続税等夫々飛躍ノ増徴セラルルコトトナリ三井家ノ各事業会社及合名会社ノ社内留保額並三井家ノ手取額ハ夫々著シク減少セサルヲ得ス殊ニ相続税引当金トシテ毎年九百八十万円ヲ準備スル要アル処斯クテハ十年後ニハ社員ノ預金ハ現在額約三千万円ヲ費消シタル上尙四千八百余万円ノ赤字トナリ之ヲ填補スル為メニハ合名会社ニ於テ資産ヲ処分シ參億八千五百万円ノ臨時益ヲ計上セラルヘカラス蓋シ右臨時益ニ対シテハ約五十%ノ会社税ト税引配当金ニ対スル約七十五%ノ個人所得税ヲ見込マサルヘカラサルカ故ニ税金合計參億參千七百万円トナルヲ以テナリ此状態ヲ繼續スレハ三井家ノ資産ハ近キ将来ニ於テ烏有ニ歸スルニ至ルヘシ因ツテ合名会社ヲ現状ノ儘ニテ存続スルハ絶対ニ不可ナリ

合名会社ノ存続ヲ不可トスレハ之カ改組案トシテ第一ニ考慮セラルヘキハ解散論、第二ニ考慮セラルヘキハ合名、鉦山、物産ノ三社合併論ナリ其他管理会社等別ニ会社ヲ新設スヘキヤ否ヤ等各種ノ問題アルモ茲ニハ取敢ヘス解散ト合併並之カ長短所ニ付テ述フヘシ

二、解散及合併

A、概論

解散スレハ清算所得税約一億六千万円ヲ要スル処之カ資金調達ハ現在容易ノ業ニ非サルノミナラス解散ノ時期ノ点ヨリ云ヘハ新税法施行後ハ税法上全ク不可ナルヲ以テ解散決議ハ新税法施行前即チ三月三十一日迄ニ成立セサルヘカラス尙後述ノ如キ短所モアルヲ以テ出来得レハ此際解散ヲ避ケ三社合併ノ途ヲ選ヒ度シ、合併ナラハ特ニ三月三十一日迄ニ手續完了ノ要ナキ筋合ナルモ合併ノ為メニハ臨時資金調整法ニ基ク認可ヲ要スルヲ以テ其成否ノ見徹シニ依リ若シ合併カ認可セラレサル如キ情勢ノ場合ニハ已ムナク解散ヲ再考セサルヘカラス然ルニ解散ノ時機ハ前述ノ如ク極限セラレ居ルヲ以テ勢ヒ合併ノ可否及能否ヲ

至急決定ノ要アリ

B、各論（解散及合併ノ長短）

イ、解散及合併共通ノ長所

- 1、合名会社ノ税金ヲ全額 Sale 出来ルコト（半期約四ノ五百万円）
 - 2、三井家手取額ヲ増加シ得ルコト（半期百万円及至二百万円）、ハ又
 - 3、社内留保ニ依ル資産蓄積ヲ可能ナラシムルコト（半期三百万円乃至四百万円）
- ロ、解散特有ノ長所

1、比較的低率ナル清算所得ノ源泉課税ニテ資産ノ所屬カ直接三井家ニ移ルコト
即チ、出資払込金ニ対シテハ不課税

積立金ニ対シテハ一四・五%ノ源泉課税的ノ会社税

秘密積立金（含ミ）ニ対シテハ二七・〇%ノ会社税及源泉課税的ノ会社税

ヲ課セラルルノミニテ個人ニ対シテハ課税セラレス

改正税法案ニ依レハ秘密積立金ニ対シテ一八%ノ会社税ヲ課スルノミニテ会社ニ対スル税金輕クナル如キ觀アルモ積立金
及秘密積立金ノ分配額ニ対シテハ個人ニ所得税（最高七五%）ヲ賦課スルカ故ニ改正法施行後ハ絶対ニ解散ハ不可ナリ

2、解散ニハ法令ニ基ク認可、許可等ヲ要セス社員總會ノ決議ノミニテ為シ得ルコト

3、鉱山、物産等關係会社ニ殆ンド影響ヲ及ボスコトナクシテ目的ヲ達シ得ルコト

ハ、解散ノ短所

1、一億六千万円ノ清算所得税ヲ賦課セラレ其資金ノ調達容易ナラサルコト

2、増資ノ困難ナル今日合名会社未払込出資金ヲ利用スルコトヲ得サルコト

3、三月三十一日迄ニ決行セサルヘカラサルコト

4、全三井事業興廢ノ懸レル重大事故敢テ世評ニノミ拘泥ノ要ナキコト勿論ナルモ議會開會中会社解散ノ決議ヲスルコトハ
其反響モ考慮セサルヘカラス又銀行、信託等ノ取引先ノ動搖等ナキ様細心ノ考慮ヲ要ス

二、合併特有ノ長所

- 1、解散ノ短所ヲ全部 Cover 出来ルコト即チ
清算所得税ハ全然賦課セラレス合併差益ニ対スル税金モ賦課セラレサルコト
- 2、合名会社ノ未払込出資金モ未払込株金トシテ引継キ置クコトニ依リ後日利用ノ機会ヲ掴ミ得ルコト(但シ臨時資金調整法ノ合併認可条件カ如何ナルヤ未判明)
- 3、合併可能ノ見徹シサヘ着ケハ必スシモ三月三十一日迄ニ決行スル必要ナシ
- 4、解散ノ場合ニ比シ反響輕カルヘシ
- 5、右ノ外合併会社ノ自己株取得分ヲ売出シ処分スルコトヲ得ハ(三井家ニ於テ引受ケノコト—資金ハ借入金ニテ可ナリ)増資困難ノ此際会社ノ自己資本獲得上ノ利益ノミナラス税金計算上モ課税所得ノ資本総額ニ対スル割合低率トナリ高率(資本金ノ一割超過分ニ対シテ四五%)ノ臨時利得税ヲ課セラルルコトナキニ至リ税負担ハ著シク輕減セラルヘシ尤モ此点ニ付テハ臨時資金調整法ニ基ク認可ノ際如何ナル条件ヲ附セラルルヘキヤ今ノ処判明シ居ラス
- 6、人的並物の資材ノ交流ヲ為シ得ルコト
- 7、解散ノ長所(1)ノ低率ナル清算所得税ニテ資産ノ所屬カ直接三井家ニ移ル利益ハ合併ノ場合ニハ無キモ合併会社ハ最初ヨリ将来解散スヘキヲ前提トスルニ非ス合併会社ノ資産カ蓄積セラルルコトハ即チ三井家ノ資産カ蓄積スルコトニ外ナラス敢テ解散ニ依ル個人ノ直接所有ヲ企図スル必要ナキ故此点ヲ合併ノ不利ト称スルハ当ラスト信ス
- 8、相続等ノ場合税金納付ノ為メ資産ノ換価ヲ要スル場合ニモ現状ニテハ合名会社ヘノ出資額ヲ売却スルコトヲ得サルモ合併後ハ三井家各個人所有ノ合併会社ノ株式ヲ売却スレハ可ナルヲ以テ清算所得税及個人ノ所得税ヲ課セラルルコトナシ従ツテ一千万円ノ資金ヲ要スル場合ニハ一千万円タケノ資産ヲ売却スレハ足り現状ノ如ク一千万円所要ノ場合八千万円ノ臨時益アル資産ヲ売却スル必要ナシ

ホ、合併ノ短所

- 1、三井家直系会社ニ影響ヲ及ボシ稍広汎ナル機構改革ヲ要スルコト
- 然レ共此点ハ職員配置ノ形式的陣容ニ若干ノ変更ヲ来スノミニテ實質的ニハ命令系統ニ大ナル変化ナクシテ同一目的ヲ達

シ得ヘシ

2、合併ハ臨時資金調整法ニ基ク認可事項ナル故果シテ認可カ得ラルヘキヤ否ヤ疑問アリ当局者説得ニ最善ヲ尽ス外ナシ
尚右ノ如ク臨時資金調整法ノ認可ヲ必要トスル結果合併ニテ進ムナラハ格別急ク必要モナカルヘク同法カ廃止ト為リタル
後合併スレハ可ナラスヤトノ論モ成立スヘキモ資金ノ統制ハ益々強化ノ傾向ニアリ近キ将来ニ於テ同法カ廃止セラルル如
キハ殆ント予想セラレサルノミナラス将来合併認可条件ハ益々厳重ニナルヤモ知レス又合名会社ト株式会社トノ合併ハ認
メスト云フコトトモナラハ合併ハ遂ニ不可能トナルハ勿論其時ニナリテ解散セントスルモ時已ニ遅ク解散モ出来サルコト
トナルヘシ若シ此ノ如キ結果ヲ招来センカ合名会社ハ破産ノ運命ニ陥リ三井家及其事業ハ遂ニ合理的建直シノ方途ナキニ
至ルヘキ虞アリサレハ此際合併成就ニ向テ至急最善ヲ尽スヘキモノト確信ス

資料 5

三井合名会社改組委員会ノ事

一、対策委員会

イ、組織

委員	委員長	向井忠晴	合名常務理事	大矢知昇	取締役
委員	南條金雄	〃	〃	福田忍	合名會計課長
委員	金子堅次郎	〃	〃	浜龍彦	文書課長
委員	永島雄治	同族会理事	〃	佐々木四郎	〃 考査課長
委員	太田静男	物産常務取締役	〃	田中寛治	同族会事務局主事
委員	辻 儼一郎	物産常務取締役	〃	高橋清悟	物産文書部副部長
委員	橋本幸造	〃 常任監査役	〃	大谷津寿雄	鈷山総務部第一課長
委員	小池正彪	銀行常務取締役	〃	松林才二	銀行經理課長

委員補佐	梅野梅治郎	合名会計課長代理		樋口重雄	會計課員
"	中山英一	銀行經理課次長	"	太田修治	"
"	江戶英雄	合名文書課員	"	駒田民造	同族會事務局員
"	宮崎基一	"	"	中島丈七	物産文書部員
			(追加)		

ロ、目的

三井合名会社ハ現状ニテ可ナリヤ、改組スベキヤ、又ハ解散スベキモノナリヤヲ研究スルコト
尚本件ニ関シテハ三井合名会社会計課ヨリ

『三井合名会社ハ改組スルノ要アリ、即チ三井合名会社、三井物産会社及三井鉱山会社ノ三社合併ノ方法ニ依リ改組ノ要アリ。』

トノ意見書ノ提出アリタリ。

ハ、議事要領

第一回委員会 昭和十五年二月九日 於合名第一會議室

出席者 合名社長殿

向井委員長以下全員

但大矢知、佐々木両氏ハ常時委員ニアラズ第六回ヨリ出席

主ナル議事

合名社長殿ヨリ本委員会設置ノ目的ニ就キ御挨拶アリ

前記委員ヲ任命セラル

南條合名常務理事ヨリ本委員会研究事項ニ付意見ノ開陳アリタリ

向井委員長ハ福田委員(合名会計課長)ヲシテソノ提出ニ係ル意見書ヲ朗読セシメラル

第二回委員会 昭和十五年二月十二日 於合名第二応接室

出席者 向井委員長以下全委員及梅野補佐委員陪席

主ナル議事

向井委員長ヨリ解散可、否ニ付各委員ノ意見ヲ求ム

解散ハ清算税調達上及社会情勢上不可ナルコト、改組ノ目的ハ資金調達ニアルヲ以テ合併ニ依ル持分株式化ノ必要ナルコトヲ各委員夫々開陳セリ

要之本日ハ数字的ニモ抽象的ニモ解散ハ不可能ナリトノ理由ヲ強調スル結果トナレリ

第三回委員会 昭和十五年二月十三日 於合名第二応接室

出席者 前回事

主ナル議事

解散ノ場合ニ於ケル清算期間ノ事、清算税納付方ノ事

解散ニハ複雑性ナク社会的反発亦大ナラザルベシトノ意見モアリタルガ結局解散ニハ社会大衆ノ反響ヲ重視スルノ要アル事ヲ認メタリ

第四回委員会 昭和十五年二月十四日 於合名第二応接室

出席者 前回事

主ナル議事

解散ノ場合ニ於ケル資金調達方ヲ検討論議シ借入金ニシテモ、所有株ノ売却ニシテモ又納入方延期ヲ政府ヘ申入レニ付テモ夫々種々困難ナル事情アル事ヲ認メタリ

第五回委員会 昭和十五年二月十五日 於合名第二応接室

出席者 前回事

主ナル議事

合併ニヨル自己株式取得ノ事、事業会社タル合併会社ガ銀行、信託、生命等ノ金融關係三会社ノ大株主トナル事ノ不適當ナル事

合併ハ三社合併ヲ最善トスル事

合名会社ト株式会社トノ合併ニ付法律的検討、資金調整法上ノ拘束如何ヲ考慮シ結局各委員ハ合併ノ積極的必要性、
鉦山会社ノ合併ト免許事業ノ關係等各種ノ点ニ亘リ研究スル事トセリ

第六回委員会 昭和十五年二月十六日 於合名第二応接室

出席者 前回ノ外ニ本日ヨリ新ニ大矢知、佐々木西氏委員トシテ出席

主ナル議事

社会情勢ハ道徳的ニモ經濟的ニモ考慮ノ要アル事

解散後ノ対応策(1)十一家ヲ以テ組合ヲ作ル事

(2)事業統制機關ヲ作ル事

清算税納付ニ関シ資金獲得上ノ困難、株式暴落ノリスク等ヲ強調、合併ヲ無税ニテ行フ事ハ事實上不可能ニハ非ルカ
等ヲ論議ス

第七回委員会 昭和十五年二月十七日 於合名第二応接室

出席者 前回通り

主ナル議事

向井委員長ヨリ今日迄解散、合併ニ関シ論議シタル所ヲ総合シテ結論ニ達セン事ヲ提言セラレ成案ノ起草ヲ左ノ諸氏
ニ委嘱ス

福田、浜、橋本、大矢知、高橋、以上五氏

第八回委員会 昭和十五年二月十九日 於合名第二応接室

出席者 前回通り

主ナル議事

起草委員ノ成案ヲ検討

合併ト資金調整審査委員会へ申請方

鉦山会社ニ関シテ同委員会ノ問題トナルベキモノノ検討

合併若クハ解散ト新聞、雜誌及諸団体等ニ対スル問題ヲ論議セリ

第九回委員会 昭和十五年二月二十日 於合名第二応接室

出席者 前回通り

主ナル議事

向井委員長ヨリ合併ニ関シ堂々タル理由ヲ考慮スル要アル事ヲ力説

合併ニ因リ國家ニ奉公セントスル信念ノ強力ナル事が最モ肝要ナルコト解散ニ因リ清算税其他ノ資金ノ流出ハ三井ヨリ新鮮ナル血液ノ大部分ヲ抽出スル事トナリ斯クテハ三井ヲ弱体化スル事トナリ三井ノ國家ニ尽ス所以ニアラズトノ意見アリ合併理由トシテ論議セラレタル主ナルモノ左ノ如シ

(イ) 持分ノ株式化ニ依リ公衆ト協力ガ自由トナルコト

(ロ) 東亜新秩序建設ノタメ生産拡充、総合強化、指導一元化

(ハ) 生産、配給、資金調達各部門ノ一元化ニ依ル企業ノ合理化

(ニ) 人事ノ交流

(ホ) 社債発行、資金借入レ可能ナル点ニ於テ現在ノ非公開のナル合名ヨリモ株式会社ノ方ガ利便ナルコト

以上委員会ニ依テ得タル成案別紙ノ如シ

対策委員会成案

第一案

三社合併ニ付キ官庁ニ対シ臨時資金調整法ニ基ク許可申請ノ内交渉ヲ即時進メルコト

第二案

右内交渉ノ結果ガ三月中旬頃迄ニ判明セザル場合又ハ官庁ノ合併承認ヲ得ラレザル場合ニハ清算資金調達ノ見込ヲ立テタル上直チニ解散ノ手続キヲトリ、同時ニ事業統制機関タル新株式会社設立手続キヲ取ルコト

第三案

三社合併ヲ企画シ繼續研究ノ上其ノ時機ヲ見、出来得ル丈早日ニ之ヲ実行スルコト

第一案

合併ノ場合

長所

(イ) 合名会社出資金ヲ株式化スルコトヲ得テ三井家ガ資金獲得ニ当リ無税ニテ資産ヲ処分シ得ルコト

(ロ) 解散ノ場合ニ比シテ壹億六千万円ノ清算所得税ヲ免レ得ルコト

(ハ) 合名会社存続ノ場合ニ比シテ二重課税ヲ免レ得ルコト

(ニ) 経費ノ節約ヲナシ得ルコト

(ホ) 人的並ニ物的資材ノ交流ヲ為シ得ルコト

(イ) 合併会社ハ事業ヲ主タル目的トスル会社ト看做サレ大体ニ於テ同族会社ノ加算税規定ノ適用ヲ免レ得ルノミナ
ラズ資本増加ニ依リ臨時利得税ノ賦課ヲ減免セラルヽコト莫大ナルコト

短所

(イ) 臨時資金調整法ニ基ク認可事項ナルタメ果シテ認可セラルヽヤ否ヤ及ビ其認可ノ時期ニ付疑問アリ

(ロ) 世上人心ニ及ボス影響ヲ考慮スル必要アルコト

付記

(一) 将来銀行、信託等ノ株式ハ合併後三井家ニ売却シ三井家ハ所有合併会社株式ヲ売却シテ前記株式ヲ買収シ新会

社ヲ設立スルコト之ニ依リ合併会社ハ巨額ノ流動資金ヲ獲得シ得ルコト

(二) 合併承認ノ見透シ付キタル時ハ直チニ稅務当局ノ了解ヲ得万全ヲ期スルコト

第二案

解散ノ場合

長所

(イ) 合名ノ資産全部ガ三井家ノ個有ニ帰シ資金獲得ニ当リ無税ニテ資産ヲ処分シ得ルコト

(ロ) 収益ニ対シ二重課税ヲ免レ得ルコト

(ハ) 合併ノ場合ト異リ臨時資金調整法其他ノ制肘ヲ受クルコトナク手続簡單ナルコト

短所

(イ) 清算所得税其他ノ莫大ナル資金調達ニ困難ナル場合アルベキコト

(ロ) 清算期間中ニ株式暴落シ税金調達ノタメ莫大ナル所得株ヲ失フニ至ル「リスク」アルコト

(ハ) 合併ノ場合ニ比シ世上人心ニ及ボス影響ヲ一層考慮スル要アルコト

付記

(一) 清算所得税ハ現行法ナラバ宕億六千万円ナルガ改正法ナラバ五億零千五百万円トナル、故ニ解散ハ三月末迄ニ
実行セザレバ事実不可能ナルコト

(二) 目下開会中ノ議會ノ議事進行ニ深甚ノ注意ヲ要スルコト

第三案

合併ヲ延期スル場合(第一案トノ比較)

長所

(イ) 適當ノ時期ニ於テスルナラバ臨時資金調整法上ノ困難ヲ比較的緩和シ得ベキコト

(ロ) 社会ニ与ヘル影響ヲ輕微ナラシメ得ルコト

短所

(イ) 将来臨時資金調整法ガ強化セラレ合併又ハ解散ハ事実上不可能トナル惧レアルコト

(ロ) 合併実行迄ハ引続キ二重課税ノ負担ヲ免レザルコト

合併ヲ必要トスル理由

資金関係

- 一、合併ニヨリ持分ヲ株式会社化シ之ニ換価性並ニ担保力ヲ附シ生産拡充其他ニ要スル資金調達ノ途ヲ拓クト共ニ株式公開ニヨリ社会ノ協力ヲ受ケ得ルニ至ルコト
 - 二、合併ノ結果社債発行ニヨル資金ヲ獲得シ得ルコト
 - 三、合併ニヨリ資金借入ニ付非公開的ナル合名組織ノ場合ニ比シ便益ヲ増シ得ルコト
- 事業合理化関係
- 一、生産、配給並ニ資金調達ノ各部門ヲ一元化シ企業ノ合理化、能率ノ向上ヲ計リ得ルコト
 - 二、三社ノ直営事業並ニ投資事業ノ総合統一ニヨリ内外ニ対スル三井ノ実力ヲ強化シ得ルコト
 - 三、人事交流並ニ資金疏通ノ便宜アルコト

合併後ノ関係事業統制

- 一、合併直後ノ応急策トシテ合併会社ニ監理部(仮称)ヲ設ケ関係事業ノ連絡統制ニ当ラシムルコト
- 二、将来ハ恒久的組織(例ヘバ会社)ヲ設置スルコト

二、金融委員会

対策委員会ニ引続キ昭和十五年二月廿六日ヨリ解散ノ場合ニ於ケル清算税其他ノ資金調達方研究ノタメ合名第一会議室ニ於テ開催

昭和十五年三月四日別紙ノ通り答申ヲ得タリ

委員氏名左ノ如シ

委員長	向井忠晴	合名常務理事	石田礼助	物産代表取締役
委員	南条金雄	"	川島三郎	鉦山会 長
"	金子堅次郎	"	万代順四郎	銀行会 長
"	永島雄治	同族会理事	松井和宗	信託会 長

渡辺省二	生命会長	辻	一郎	鉾山常務取締役
太田静男	物産常務取締役	佐々木	四郎	合名考査課長
小池正彪	銀行常務取締役	高橋	清悟	物産文書部副部長

金融委員会答申決定事項

昭和十五年三月一日

一、株式売却予定額

一六〇、四五六千円

各社引受額

鉾山	一六、〇〇〇千円
物産	三六、〇〇〇〃
生命	六〇、〇〇〇〃
計	一一二、〇〇〇〃

一般売出額

四八、四五六〃

尚別表ニ依レバ

現在借入金

一六、〇〇〇千円

十七年末現在鉾山新株八九六、一三〇株ニ対スル払込資金借入金 三三、六〇二千円

計

四九、六〇二〃

八十七年末ニ於テ残存スルヲ以テ之モ成ルヘク短期間ニ株式売却ニ依リ償還スルヲ得策トス

右売却ニ際シテモ各社就中生命ハ相当引受能力アリ

一、売却株式種類

別表ハ物産、鉾山両社株式売却ヲ予定セルモ生命ハ此外合名所有ノ他株式ヲ取交セ引受ヲ希望ス

尚若干ハ合名ニ於テ鉾山若クハ物産所有ノ他株式ト物産又ハ鉾山株式トヲ交換ノ上之ヲ生命ニ売却スルコトトシタキモ鉾山、物産両社カ之ニ依リ多額ノ臨時益ヲ生スルコトアル場合ニハ相当ノ手加減ヲ要ス

(別表略)

一、有価証券担保融資

株式売却カ予定ノ如ク進歩セサル場合、銀行及信託ハ合計壹億円ヲ限り有価証券担保ニテ合名清算人へ融資スヘシ（引受割合ハ大凡銀行六、信託四トス）
以上

三、手続審査委員会

対策委員会ノ成案ニ基キ前項金融委員会ト併行シテ昭和十五年二月廿六日ヨリ合併、解散ノ夫々ノ場合ニ対スル手続審査ノタメ開催

委員氏名左ノ如シ

委員長	向井忠晴	合名常務理事	西村清介	合名文書課長代理
委員	南條金雄	〃	梅野梅治郎	合名會計課長代理
委員	金子堅次郎	〃	梅田宗一	合名考査課長代理
委員	永島雄治	同族会理事	江戸英雄	合名文書課員
委員	橋本幸造	鉦山常任監査役	宮崎基一	〃
委員	浜龍彦	合名文書課長	金子珪亮	〃
委員	福田忍	合名會計課長	樋口重雄	會計課員
委員	佐々木四郎	合名考査課長	太田修治	〃
委員	田中寛治	同族会事務局主事	江村都秋	〃
委員	大谷津寿雄	鉦山総務第一課長	中島丈七	物産文書部員
委員	高橋清悟	物産文書部副部長	駒田民造	同族会事務局員

資料 6

三社および二社合併案

三社同時対等合併案(A)

15/2/26日

	払込金		(計)公称 資本金	株数	株数	
	千円	千円				千円
三井物産	122,500	27,500	150,000	旧50	2,000,000}	3,000,000
				新22.50	1,000,000}	
三井鉱山	125,000	75,000	200,000	旧50	2,000,000}	4,000,000
				新12.50	2,000,000}	
三井合名	247,000	53,000	300,000	(仮定) 旧50	4,000,000}	6,000,000
				新23.50	2,000,000}	
計	494,500	155,500	650,000	旧50	8,000,000}	13,000,000
				新23.50	2,000,000}	
				〃 22.50	1,000,000}	
				〃 12.50	2,000,000}	
内						
自己株式(物産)	122,132	27,417	149,550	旧50	1,994,000	
				新22.50	997,010	
(鉱山)	115,283	51,700	166,984	旧50	1,961,000	
				新12.50	1,378,690	
自己株式控除残	257,084	76,381	333,465	旧50	4,045,000}	6,669,300
				新23.50	2,000,000}	
				〃 22.50	2,990	
				〃 12.50	621,310}	
三井合名以外株主分	10,083	23,381	33,465	旧50	45,000	
				新22.50	2,990	
				〃 12.50	621,310	
三井合名所有株分	247,000	53,000	300,000	旧50	4,000,000	
				新23.50	2,000,000	

三社同時対等合併案(B) (自己株式消却ニ当リ旧株ノミヲ
消却シ未払込株ヲ全部残ス案)

	払込金 千円	未払込金 千円	(計)公称 資本金 千円	(仮定)		株 数
				円払込	株	
三井物産	122,500	27,500	150,000	旧50 新22.50	2,000,000 1,000,000}	3,000,000
三井鉱山	125,000	75,000	200,000	旧50 新12.50	2,000,000 2,000,000}	4,000,000
三井合名	247,000	53,000	300,000	(仮定) 旧50 新23.50	4,000,000 2,000,000}	6,000,000
計	494,500	155,500	650,000	旧50 新23.50 " 22.50 " 12.50	8,000,000 2,000,000 1,000,000 2,000,000}	13,000,000
内						
自己株式(物産)	122,132	0	122,132	旧50	2,442,634.5}	4,748,327
自己株式(鉱山)	115,283	0	115,283	旧50	2,305,672.5}	
自己株式控除残	257,084	155,500	412,584	旧50 新23.50 " 22.50 " 12.50	3,251,673 2,000,000 1,000,000 2,000,000}	8,251,673
三井合名以外株主分	10,083	23,381	33,465	旧50 新22.50 " 12.50	45,000 2,990 621,310}	669,300
三井合名所有株分	247,000	132,119	379,119	旧50 新23.50 " 22.50 " 12.50	3,206,673 2,000,000 997,010 1,378,690}	7,582,373

三社同時対等合併案(C) (自己株式消却ニ当リ合名未払
込分ノミヲ消却セントスル案)

	払込金		(計)公称 資本金	株数		
	千円	千円		(仮定) 円	株	
三井物産	122,500	27,500	150,000	旧50 新22.50	2,000,000 1,000,000	3,000,000
三井鉱山	125,000	75,000	200,000	旧50 新12.50	2,000,000 2,000,000	4,000,000
三井合名	247,000	0	247,000	(仮定) 旧50	4,940,000	4,940,000
計	494,500	102,500	650,000	旧50 新22.50 〃12.50	8,940,000 1,000,000 2,000,000	11,940,000
内						
自己株式(物産)	122,132	0	122,132	旧50	2,442,654.5]	4,748,327
(鉱山)	115,283	0	115,283	旧50	2,305,672.5]	
自己株式控除残	257,084	102,500	359,584	旧50 新22.50 〃12.50	4,191,680 1,000,000 2,000,000	7,191,680
三井合名以外株主分	10,083	23,381	33,465	旧50 新22.50 〃12.50	45,000 2,990 621,310]	669,300
三井合名所有株分	247,000	79,119	326,119	旧50 新22.50 〃12,50	4,146,680 997,010 1,378,690]	6,522,380

二社对等合併案(A)

15/2/27

	払込金 千円	未払込金 千円	(計)公称 資本金 千円	株数		株
				(仮定) 円払込 旧50 新22.50	株 2,000,000 1,000,000	
三井物産	122,500	27,500	150,000	旧50 新22.50	2,000,000 1,000,000	3,000,000
三井合名	247,000	53,000	300,000	(仮定)払込 旧50 新23.50	4,000,000 2,000,000	6,000,000
計	369,500	80,500	450,000	旧50 新23.50 22.50	6,000,000 2,000,000 1,000,000	9,000,000
自己株式(物産)	122,132	27,417	149,550	旧50 新22.50	1,994,000 997,010	
自己株式控除残	247,368	53,083	300,449.5	旧50 新23.50 " 22.50	4,006,000 2,000,000 2,990	6,008,990
三井合名以外株主分	368	82	450	旧50 新22.50	6,000 2,990	
三井合名所有株分	247,000	53,000	300,000	旧50 新23.50	4,000,000 2,000,000	=200,000 = 47,000

(*は編者)

二社対等合併案(B) (自己株式消却ニ当リ旧株ノミヲ
消却シ未払込株ヲ全部残ス案)

	払込金	未払込金	(計)公称 資本金	(仮定)	株数	
	千円	千円	千円	円	株	株
三井物産	122,500	27,500	150,000	旧50 新22.50	払込2,000,000 1,000,000	3,000,000
三井合名	247,000	53,000	300,000	(仮定) 旧50 新23.50	4,000,000 2,000,000	6,000,000
計	369,500	80,500	450,000	旧50 新23.50 〃22.50	6,000,000 2,000,000 1,000,000	9,000,000
自己株式(物産)	122,132	0	122,132	旧50	2,442,640	
自己株式控除残	<u>247,368</u>	<u>80,500</u>	<u>327,868</u>	旧50 新23.50 〃22.50	3,557,360 2,000,000 1,000,000	6,557,360
三井合名以外株主分	368	82	450	旧50 新22.50	6,000 2,990	
三井合名所有株分	247,000	80,418	327,418	旧50 新23.50 〃22.50	3,551,360 2,000,000 997,010	

会社合併内認可申請書

一、合併スル会社ノ住所及商号

東京市日本橋区室町式丁目壹番地壹

三井物産株式会社

東京市日本橋区室町式丁目壹番地壹

三井合名会社

二、合併スル会社ノ目的並資本金額及払込資本金額

目的

三井物産株式会社

物品販売業、問屋業、運送業、代理業、工事請負業、製材業、造船業、繋船並ニ陸揚場業及以上ノ各業ニ附帶スル事業ヲ

営ムコト

三井合名会社

有価証券及不動産ヲ取得シ利用スルコト

資本金額及払込資本金額

資本金額

払込資本金額

三井物産株式会社 一五〇、〇〇〇、〇〇〇円

一二三、五〇〇、〇〇〇円

三井合名会社 三〇〇、〇〇〇、〇〇〇円

二四七、〇〇〇、〇〇〇円

三、合併後存続スル会社ノ住所及商号

東京市日本橋区室町式丁目壹番地壹

三井物産株式会社

四、合併後存続スル会社ノ目的並ニ資本金額及払込資本金額

目的

一、物品販売業

一、問屋業

一、運送業

一、代理業

一、工事請負業

一、製材業

一、造船業

一、繋船並陸揚場業

一、諸事業ニ対スル投資並ニ融資

一、有価証券及不動産ノ取得保有

一、前各号ニ関連スル事業

資本金額 三〇〇、四四九、五〇〇円

払込資本金額 二四七、三六七、二七五円

五、合併ノ時期及方法

時期 昭和拾五年八月拾五日

方法 (一) 吸収合併

(二) 存続スル会社ノ増加スヘキ資本ノ額

一五〇、四四九、五〇〇円 (払込額一、二四、八六七、二七五円)

註 手続上ハ先ツ三井物産株式会社ハ合併ニ因リ資本金參億円ヲ増加シ資本金総額ヲ金四億五千万円内払込金參億六千九百五拾万円トシ右ノ内合併ニ因リ三井合名会社ヨリ承継スル自己株式額面金五拾円全額払込済株式壹百九拾九

万四千株及額面五拾円内金貳拾貳円五拾錢払込済株式九拾九万七千拾株ハ合併ト同時ニ之ヲ償却シ資本金壹億四千九百五拾五万五百円（内払込金壹億貳千貳百拾參万貳千七百貳拾五円）ヲ減少スルカ故ニ結局本文ノ通りノ資本金トナルナリ

因ミニ三井物産株式会社ノ現在ノ株式ハ旧株ハ壹株額面金百円全額払込済、新株ハ壹株額面金百円内金四拾五円払込済トナリ居ルモ右壹株ノ金額ヲ變更シ額面五拾円全額払込済ノ株式ト額面五拾円内金貳拾貳円五拾錢払込済ノ株式トノ貳種ト為シ然ル後合併手續ニ入ルモノトス

(三) 存続スル会社ノ発行スル新株ノ種類、数及払込金額並ニ合併ニ因リテ消滅スル会社ノ社員ニ対スル新株ノ割当ニ關スル事項

(A) 新ニ発行スル新株ノ種類、数及払込金額

普通株額面五拾円全額払込済株式四百萬株

普通株額面金五拾円内金貳拾參円五拾錢払込済株式貳百萬株

(B) 合併ニ因リ消滅スル会社ノ社員ニ対スル新株ノ割当方法

合併期日現在ニ於ケル三井合名会社ノ社員ニ対シ其持分壹個（金參拾万円内払込額貳拾四万七千円）ニ付前記額面五拾円全額払込済株式四千株及額面五拾円内金貳拾參円五拾錢払込済株式貳千株（此額面金參拾万円内払込金貳拾四万七千円）ヲ割当交付ス

(四) 合併ニ因リテ消滅スル会社ノ社員ニ支払ヲ為スヘキ金額金七百五拾万円也

(五) 合併契約書承認ノ決議ヲ為スヘキ株主總會ノ期日

昭和拾五年參月拾八日

但三井合名会社ハ総社員ノ同意ヲ以テ合併契約書ヲ作成スルモノトス

六、合併ヲ必要トスル事由

要旨

第一、三井合名会社ヲ株式組織ニ改メ、合名社員ノ持分ニ換価性及担保力ヲ附シ、之カ公開ニ因リ三井關係事業ニ對スル社会

全般ノ資本的協力ヲ仰ギ、以テ新東亜經濟建設國策ニ即応シ得ルノ態勢ヲ整へ度キコト

第二、改組ニ因リ社債発行ノ途ヲ拓クト共ニ、借入金能力ヲ増大セシメ、以テ将来ニ於ケル旺盛ナル資金需要ニ対処シ度キコト

第三、三井物産株式会社ノ資本實力ヲ充実セシメ、貿易國策遂行上不可欠ナル同社ノ國際的信用ノ昂揚ニ資シ度キコト

第四、三井合名会社及三井物産株式会社兩社ノ出資關係ヲ綜合整理シ、金融關係各社ヲ除ク全事業会社ノ統制ヲ一元化シ度キコト

以下更ニ右ニ付詳説セントス

第一、持分ノ株式化ニ付

一、三井合名会社ハ、明治四十二年十一月旧三井鉱山合名会社ヲ改組設立シ爾來三井系各社ノ親会社トシテ其綜合統轄金融等ヲ掌リ、關係事業ノ振興並ニ新規事業ノ育成ニ務メ以テ今日ニ及ヒタルカ、此間我國經濟界ノ發展ニ聊カ寄与シ得タリト確信スル次第ナリ

二、然ルニ近時國內戰時態勢整備ノ進行ニ連レ、諸般ノ統制強化、税制改正等漸次実施セララルル一面、生産力ノ飛躍的拡充ニ對スル國家的要請熾烈トナルニ及ヒ、現機構ハ時勢ノ進運ニ合致セサルノミナラス寧ロ國策ノ要求ニ背馳スル哉ノ結果ヲ招来セリ。之レ次ノ如キ諸理由ニ因リ、合名力遽ニ激増シ来レル事業資金、國策会社投資々金、寄附金其他ノ諸負担等ヲ円滑ニ賄フコト能ハサルニ至リタル為ニシテ、今ヤ合名ハ三井關係諸事業ノ中枢トシテ産業報國ノ使命ヲ完遂シ得サル情勢ニ立到レリ。即チ

(一)合名社員ハ資産一切ヲ拵ゲテ同社ニ出資セルノミナラズ、其収入ハ諸税公課ヲスラ支弁スルコト能ハサル実状ナルヲ以テ、個人所有資産ヲ以テ持分払込ヲ為スコト不可能ナルコト

(二)合名ノ負担激増其他ノ事由ニ因リ、利益蓄積ニ依ル資金調達ノ余裕殆トナキコト

(三)社債発行ハ法律上不可能ナルコト

(四)非公開のナル合名組織ヲ以テシテハ、借入金ノ利用ニ限度アルコト

(五)所有資産ノ処分ハ手取額僅少ニシテ巨額ノ資金需要ニ堪フルコトヲ得サルコト

三、合名ハ從來有価証券ヲ担保トスル同系金融機関ヨリノ借入金及所有株式ノ大量処分ニ依リ所要資金ヲ調達シ、以テ國策ノ要

求ニ応ヘ来リタル処金繰円滑ヲ欠キ關係事業資金ノ供給不如意ニシテ、時局下豊富ナル人的資源ヲ傘下ニ擁シ、重点主義ノ見地上、内ハ益生産力補充ニ邁進シ外ハ興亜ノ国策ニ協力スヘキトキニ当リ、單ナル組織上ノ理由ニ因リ建設的活動ヲ阻マルルニ至リタルコト洵ニ遺憾ニ堪ヘサル所ナリ

四、加之、合名カ現状ノ儘推移シ、株式ノ大量処分ヲ繰返スニ於テハ、遠カラスシテ三井系事業ノ体系ニ急激ナル變動ヲ来スヘク、信用ヲ事業ノ生命トスル金融業及貿易業關係各社ニ動揺ヲ来ス惧ナシトセス、聖戦下之ニ因リ生スヘキ内外ニ対スル影響等洵ニ懸念ニ堪ヘサルモノアル次第ナリ

五、合名ニ於テハ、予テヨリ關係各社ト協力シ百方対策ヲ考究中ノ処、經濟の影響緩慢ナル資金獲得ノ方法トシテ、結局合名社員ノ持分自体換価ノ途ヲ拓クノ重大決意ヲ為シ、其具体的方法トシテ三井合名会社ヲ三井物産株式会社ニ合併スルヲ最モ実行のナリトスルノ結論ニ到達セリ

六、斯クテ、従来全然融通力ヲ有セザリシ合名社員ノ持分ニ換価性及担保力ヲ附与シ、新合併会社ノ株式ヲ公開シテ社会ノ資本的協力ヲ仰キ得ルニ至ラハ、茲ニ合名ハ現在直面シ在ル資金難ヲ打開シ、多年ニ亘リ培養シ来レル關係諸事業ノ全機能ヲ動員シ、来ルヘキ長期經濟建設戰ニ於テ渾身ノ奉公ヲ為シ得ルノ自身ト決意トヲ有スル次第ナリ

第二、社債及借入金ノ利用ニ付

刻下三井關係事業ノ重大使命タル石炭、金、アルミニウム、鉛、亜鉛、硫安等重要物資ノ増産ヲ促進シ、人造石油事業、造船海運事業等時局産業部門ノ發展補充ヲ図ルニ付テハ、今後資金需要累増シ来ルヘキコト明白ナルノミナラス、興亜ノ大業達成ニ当リ經濟界ニ課セラレタル重責ヲ遂行スル為メニハ、国家永遠ノ計ニ稽ヘ、一貫不動ノ目論見ニ從ヒ、遠大ナル規模ノ下ニ、巨億ノ資本投下ヲ必要トスルコト云フヲ俟タス。斯カル巨額ナル資金需要ニ対シテハ、限定セラレタル自己資金ノミヲ以テシテハ到底之ニ対処シ得ルモノニ非ス。茲ニ改組ニ因リ、新ニ社債発行力ヲ獲得スルト共ニ、従来同系金融機關ニノミ依存シ来レル借入金ノ利用モ、廣ク一般金融機關ノ助力ヲ仰クノ方途ヲ講シ、仍テ關係諸事業所要資金調達ノ重責ヲ担ヘル親会社ノ使命ヲ全カラシメントスルモノナリ

第三、國際的信用ノ昂揚ニ付

三井物産株式会社ハ国策ニ遵ヒ全世界ニ亘ル商売網ヲ動員シ、銳意貿易ノ振興、外貨ノ獲得ニ努メ来リタル処、近時円貨ノ

著シキ低落ト物価ノ世界的昂騰トニ伴ヒ、物産カ其資本金ニ依リ表現セラルル資力ニ基キ、國際間ニ保持シ來タル地步ハ、昨今漸ク其威力滅殺セントスル実情ナルニ付、茲ニ合名ヲ吸収合併シテ其ノ資本金ヲ倍增シ、且ツ其傘下ニ三井關係全事業ヲ包括統合シ、國際の信用ノ昂揚ヲ図リ、巨額ノクレヂットノ設定及ヒ國際商業戰ニ於ケル実力ノ涵養ニ資シ、以テ世界貿易界ニ於ケル不動ノ地位ヲ確保セントスルモノナリ

第四、子会社ノ統合整理

三井物産株式会社ノ關係会社ハ現在既ニ社數二百三十八社、此投資責任額金二億六千余万円、内払込済額金一億八千八百余万円ニ達シ、社數、投資額何レモ累増ノ趨勢ニ在リ一方三井合名会社ノ關係会社ハ三井物産ヲ除キ社數六十七社、此投資責任額金三億一千六百余万円、内払込済額金二億二千一百余万円ニシテ兩社ノ持株關係ノ重複スル部分不尠、徒ニ屋上屋ヲ重ヌル嫌アルノミナラズ、其他ノ投資關係ニ於テモ相錯雜セルモノアルヲ以テ、合併ニ因リ兩社ノ出資關係ヲ統合シ、且關係事業ノ組織ヲ整備シ、其統制ヲ全カラシメントスルモノナリ。

但シ金融關係各社即チ三井銀行、三井信託、三井生命保險ノ三社ハ其性質上事業会社ノ子会社トスルハ不穩當ト認メラルルニ付、右三社ノ株式ハ合併後三井同族ニ於テ之ヲ買取り別ニ適當ナル管理方法ヲ講シ度シ

結語

合名、物産兩社カ合併ヲ為シ得タル曉ニ於テハ、三井ハ刻下ノ金融難ヲ克服シ、潤達進取ノ伝統の特色ヲ發揮スルコトヲ得ル一面、創業以來ノ此一大転換期ニ當リ、益部内ヲ督勵鞭撻シテ、人心ノ刷新ニ努メ、時局認識ヲ徹底セシメ、以テ傘下ニ在ル豊富ナル人材、資源、技術並ニ世界ニ其比ヲ見サル組織、信用ヲ活用シ、益々産業報國ノ使命達成ニ邁進セントスルモノナリ。

七、合併後存続スル会社ノ事業ノ大要

従來三井物産株式会社カ營ミ來レル輸出入貿易、外國間貿易、各種物品販売業、海運業、埠頭業、代理業、製材業等ヲ其繼續統シ三井合名会社カ營ミ來レル投資業ヲ承繼シ併セ經營ス。要スルニ兩会社ノ現事業ヲ其繼續統維持シ益々業務ノ進展ヲ計ラントスルモノニシテ詳細ハ別紙事業計畫書明細書ノ通りナリ

右合併ノ件臨時資金調整法第四條ニ拠リ内認可相受度此段申請候也

昭和拾五年参月拾四日

東京市日本橋区室町式丁目壹番地壹

三井物産株式会社

代表取締役 石田礼助

東京市日本橋区室町式丁目壹番地壹

三井合名会社

代表社員 三井高公

大蔵大臣 桜内幸雄殿

商工大臣 藤原銀次郎殿

添附書類

一、合併契約書案

各通

二、合併後存続スル会社ノ定款並ニ事業計画明細書及事業収支目論見書

各通

三、合併スル会社ノ定款並ニ最終ノ貸借対照表及損益計算書

各通

資料 8

合併契約書

三井合名会社(以下甲ト称ス)ト三井物産株式会社(以下乙ト称ス)トノ間ニ合併ニ関シ契約ヲ締結スルコト左ノ如シ

第一条 甲乙両社ハ合併シ甲ハ解散シテ乙ニ於テ甲ノ權利義務一切ヲ承継スルモノトス

第二条 乙ハ合併ニ因リ資本金參億円ヲ増加シ新ニ左記各号ノ株式ヲ発行スルモノトス

一、額面金五拾円全額払込済株式四百万株

二、額面同上内金貳拾參円五拾銭払込済株式貳百万株

第三条 乙ハ合併期日現在ニ於ケル甲ノ社員ニ對シ其持分壹個（金參拾万円内払込額金貳拾四万七千元）ニ付乙ノ額面金五拾円全額払込済株式四千株及額面同上内金貳拾參円五拾銭払込済株式貳千株（此額面総額金參拾万円内払込額金貳拾四万七千元）ヲ割当交付シ且金七千五百円ノ交付金ヲ支払フモノトス

第四条 乙カ合併ニ因リ甲ヨリ承継スル左記乙ノ自己株式ハ乙ニ於テ合併ト同時ニ之ヲ償却シ資本ヲ減少スルモノトス

一、額面金五拾円全額払込済株式壹百九拾九万四千株

二、額面同上内金貳拾式円五拾銭払込済株式九拾九万七千拾株

右株式償却後ノ乙資本金及株式左記ノ如シ

資本金総額 金參億四拾四万九千五百円

内払込額 金貳億四千七百參拾六万七千貳百七拾五円

株式総数 六百万八千九百九拾株

内額面金五拾円全額払込済株式 四百万六千株

額面同上内金貳拾參円五拾銭払込済株式 貳百万株

額面同上内金貳拾式円五拾銭払込済株式 貳千九百九拾株

第五条 合併期日ハ昭和拾五年 月 日トス但シ已ムヲ得サル事情生シタルトキハ甲及乙ハ協議ノ上合併期日ノ變更ヲ為スコトヲ得

第六条 甲ハ合併期日ニ於テ現存スル一切ノ資産及負債ヲ乙ニ引渡スヘシ

但シ右引渡ニ付テハ昭和拾四年拾貳月參拾壹日現在ノ財産目録及貸借対照表ニ基キ其後ノ異動ハ別ニ計算書ヲ以テ之ヲ明確ナラシムルコトヲ要ス

第七条 本契約締結後合併期日迄ニ甲又ハ乙カ其ノ財産ニ重大ナル影響ヲ及ホスヘキ行為ヲ為サントスルトキハ相手方ノ承諾ヲ得

ルコトヲ要ス

甲又ハ乙カ最近ノ配当率ヲ超ユル利益配当ヲ為サントスルトキ亦同シ

第八条 乙ノ合併成立後最初ノ決算期タル昭和拾五年下期(昭和拾五年四月壹日乃至同年九月參拾日)ニ於ケル利益配当ニ付テハ乙ハ合併ニ因リ新ニ発行シタル株式ニ対シ昭和拾五年七月壹日ヨリ起算シ從來ノ株式ト同率ノ配当ヲ為スモノトス

合併ノ成立カ昭和拾五年拾月壹日以後ト為リタル場合ニ於テハ乙ハ昭和拾五年七月壹日以後ノ配当金額ニ相当スル金額ノ交付金ヲ甲ノ社員ニ支払ヒ且昭和拾六年上期ニ於ケル利益配当ニ付テハ新ニ発行シタル株式ニ対シ從來ノ株式ト同額ノ配当ヲ為スモノトス

第九条 本契約締結後合併期日迄ニ天災其他ノ事由ニ因リ甲又ハ乙ノ資産ニ重大ナル変更ヲ生シタルトキ其他已ムコトヲ得サル事由アル場合ニハ甲及乙ハ協議ノ上本契約ヲ解除スルコトヲ得

第十条 合併ニ必要ナル事項ニシテ本契約書ニ記載ナキモノハ本契約ノ趣旨ニ反セサル限り甲及乙ニ於テ協定ノ上之ヲ処理ス

第十一条 甲及乙ハ昭和拾五年參月式拾五日各其社員總會及株主總會ヲ開キ本契約ノ承認ヲ受クヘキモノトス但シ合併ニ付主務大臣ノ認可ヲ得ルコト能ハサルニ至リタルトキハ本契約ハ其効力ヲ失フ

右契約締結ヲ証スル為メ本書式通ヲ作成シ各自其尅通ヲ保持スルモノナリ

昭和拾五年參月式拾日

東京市日本橋区室町式丁目壹番地尅

三井合名会社

代表社員 三井 高 公[㊟]

東京市日本橋区室町式丁目壹番地尅

三井物産株式会社

代表取締役 石田 礼 助[㊟]

三井同族組合及三井総元方規約草案説明（抄 「新機構大綱」部分省略。）（昭和一五年七月 三井合名会社）

三井同族組合規約

第一条 本組合ハ三井合名会社ノ改組ニ伴ヒ同族ニ於テ取得スヘキ資産ノ保全ヲ図リ且關係事業統轄ノ円滑ヲ期スル為メ必要ナル事項ヲ行フモノトス

一、本条ハ合名定款第二条ニ該当シ組合ノ目的ヲ規定ス。目的ノ内容モ右定款ノ規定ト異ナラス。合名定款ノ「有価証券ノ取得利用」ヲ踏襲セサリシハ対外部關係ヲ考慮シタルニ因ル。

二、目的事項トシテ掲ケタルハ次ノ二点ナリ。

(イ)合名改組ニ伴ヒ同族ニ於テ取得スヘキ資産ノ保全ヲ図ル為メ必要ナル事項

(ロ)關係事業統轄ノ円滑ヲ期スル為メ必要ナル事項

(イ)ニ於テ保全スヘキ資産トシテ「合名改組ニ因リ同族ニ於テ取得スル資産」ト明規シタルハ、本組合ハ現在ノ合名同族社員ノ持分ニ相当スル資産ノ保全ヲ目的トシタルニ因ル。

但シ、第十一条ニ規定セル如ク右以外ノ共有資産モ亦本組合ニ包括セラル、ニ至ルモノナリ。

又、右資産ノ保全トハ、単ニ同族ニ於テ新物産ヨリ割当ヲ受ケタル株式ヲ保管スルノミニ止ルモノニ非スシテ、物産株式ニ対スル払込、右払込ノ為メノ借入金、株式一部ヲ処分シ他株式ヲ買入レ其他組合所要資金ヲ調達スルコト、借入金ヲ為ス為メノ担保差入、其他荷モ資産保全ノ為メ必要ナル以上、株式ノ処分、運用等一切ノ事項ヲ含ム。

(ロ)ノ關係事業統轄ノ為メ必要ナル事項ハ合名現在ノ統轄事項ト同様ナリ。

關係事業ノ意義ハ広汎ニシテ、新物産及銀行、信託、生命等同族ニ於テ直接株式ヲ所要スル会社ノ外、改組後物産ノ子会社トナル鉱山其他現合名所有各社、物産本来ノ子会社、鉱山ノ子会社等三井關係直接間接ノ子会社孫会社其他關係事業一般ヲ含ミ、又三井家ニ關係アル事項ヲモ含ム。

三、組合ノ目的事項ノ變更ハ会社ノ目的事項ト異リ、当局ノ認可ヲ要セス又登記モ不要ナルニ付、将来必要アル場合同族全員

ノ一致ノミニテ之ヲ変更スルコトヲ得。

第二条 三井合名会社及三井物産株式会社ノ合併ニ因リ三井合名会社社員ノ持分ニ対シ割当ラルヘキ別紙記載ノ株式ハ前条ノ目的ノ為之ヲ本組合ニ出資シ其持分ノ割合ヲ左ノ通トス

千分ノ貳百參拾	三	井	高	公
千分ノ百拾五	三	井	高	長
千分ノ百拾五	三	井	高	遂
千分ノ百拾五	三	井	高	精
千分ノ百拾五	三	井	高	陽
千分ノ百拾五	三	井	高	修
千分ノ參拾九	三	井	高	素
千分ノ參拾九	三	井	高	篤
千分ノ參拾九	三	井	高	昶
千分ノ參拾九	三	井	弁	藏
千分ノ參拾九	三	井	高	光

一、本条ハ合名定款第五条及第六条ニ該當シ、本組合ニ出資スヘキ資産及各同族ノ持分ノ割合ヲ定ム。

二、出資スヘキ株式ハ合名社員ノ持分ニ対シ割当ラルヘキ新物産社株式全部ナリ。此出資総額ハ額面金三億円内払込金二億四千七百万円ニシテ、合名ノ現資本金ト全然同様ナリ。

三、出資株式ハ各同族ノ共有ニ帰屬ス。

四、右共有株式ニ対スル各同族ノ持分割合ハ合名定款所定各社員ノ持分割合ト全然相等シ。

尚組合財産ヨリ生スル収益其他組合財産増殖變更等ノ場合右持分割合ニ變更ナク又出資払戻ノ場合モ同様ナリ。(第十一
条参照)

第三条 総領主ノ戸主ハ本組合ヲ代表シ且其業務ヲ執行ス

- 一、組合代表者及業務執行者ヲ総領家ノ戸主ト定メタルハ、家憲上ノ三井家同族會議長制ニ倣ヒタルモノナリ。
- 二、共有株式ニ関シテハ商法ノ規定上 代表者一名ヲ定ムルコトヲ要スル処其表示ハ實際上左記ニ依ルモノトス。

株主名簿原本

同族全員及其持分割合ヲ表示シ其共有ニ属スル旨ヲ明ラカニシ、且代表者名ヲ記載ス

株券及外部ニ印刷公表スル株主名簿

三井高公外十名共有 右代表者 三井高公

(但将来相手方タル会社ニ於テ共有者全部ノ名ヲ株券等ニ記入スルコトヲ要求スル場合ニハ之ニ從フ)

第四条

本組合ノ重要事項ハ同族ノ協議ニ依ル但シ本組合ノ常務ハ業務執行者ニ於テ之ヲ実行スルコトヲ得

一、本条ハ合名定款第十六条ニ当リ、業務執行方法ヲ規定ス。

即チ組合ノ重要事項ハ同族ノ協議ヲ要シ、常務ハ業務執行者之ヲ專決シ得ルモノトス。

二、本組合ノ重要事項トハ本組合ノ業務ニ関スル重要事項ニシテ、大体現在ノ合名社員總會附議事項ニ當ル。業務關係以外ノ組合自体ノ機構ニ関スル事項、例之規約ノ變更、組合員加入、除名解散等ハ本規定ニ不拘総員ノ同意ヲ要ス。

三、本組合ノ業務執行ハ挙ケテ之ヲ三井総元方ニ委託シ、三井総元方ニ於テ業務執行方法ヲ規定スルカ故ニ、本規約中ニ、業務執行ニ関スル規定ヲ要セサルヤノ疑アルモ、本規約ハ之ヲ官庁其他ニ提出スル要アルノミナラス、資産保有ニ関スル根本ノ規約トシテ、組合規約ノ一般要件ノ大綱ヲ掲ケル必要アルニ因ル。

第五条 本組合ニ於テ同族ノ協議ヲ要スル事項ニ付テハ七名以上ノ同族議決權ヲ行ヒ其持分カ同族全体ノ持分ノ半額ヲ超ユルニ非

サレハ決議ヲ為スコトヲ得ス

前項ノ議事ハ決議ニ加ハリタル同族ノ持分過半数ヲ以テ之ヲ決ス可否同数ナルトキハ業務執行者之ヲ裁決ス

一、本条ハ合名定款第二十四条及第二十七条ニ該当シ、同族協議ノ場合ノ議決方法ヲ定ム。

第六条 組合財産ヨリ生スル損益ノ分配ハ持分ノ割合ニ從フ

一、本条ハ合名定款第八条ニ該当シ、組合員ノ損益分配ノ割合ヲ定ム。

二、組合財産ヨリ生スル収益ハ之ヲ分配スルニ至ル迄ハ各組合員ノ共有ニ属ス。即新物産社ノ配当ハ組合ノ利益配当実行迄ハ

各同族ノ共有ナリ。

第七条 同族カ戸主権ヲ喪失シタルトキハ本規約ニ基ク權利義務ハ当然家督相続人ニ於テ之ヲ繼承ス

一、本条ハ合名定款第九条ト同様ナリ。

二、戸主権喪失トハ隠居及死亡兩者ヲ含ム。

合名会社及組合ニ在リテハ何レモ、隠居ハ脱退ノ当然ノ事由タラス、又社員又ハ組合員死亡ノ場合相続人ハ入社ヲ為サ、ルヲ原則トス。本規定ハ右法律規定ヲ特約ニ依リ排除セントスルモノニシテ、隠居ノ場合当然脱退スヘキ旨、並ニ隠居及死亡ノ場合ニ於テ家督相続人ノ当然入社スヘキ旨ヲ定ム。

第八条 同族ハ其持分ノ全部又ハ一部ヲ他人ニ譲渡シ又ハ担保ト為スコトヲ得ス

一、本条ハ合名定款第十条ト全然同様ナリ。

第九条 本組合ノ決算期ハ毎年六月參拾日ト拾式月參拾壹日ノ兩度トス

一、本条ハ合名定款第二十九条ト同様ニシテ、新物産ノ配当期ニ対応シ決算期ヲ定ム。

第十条 本組合ノ存立時期ハ昭和 年 月 日迄トス

一、本条ハ合名定款第四条ニ該當ス。

二、特ニ存立時期ヲ規定スル所以ハ資産保全ノ組織トシテ比較的永続性ヲ保有セシメントスル趣旨ニ外ナラス。

第十一条 同族共同取得ニ係ル財産ニシテ共有ノ目的ヲ有スルモノハ之ヲ本組合ニ出資スルモノトス

第二条所定ノ持分ノ割合ハ前項ノ出資アリタル場合ト雖モ變更セラル、コトナシ出資一部ノ払戻アリタル場合亦同シ

一、本条ハ出資ノ増減ニ関スル規定ニシテ、合名定款第十一条ニ該當ス。

二、本条第一項ヲ設ケタル主ナル目的ハ、同族ニ於テ合併前合名ヨリ買戻シタル銀行、信託、生命三社株式及之カ買入ノ為メ

ノ借入金ヲ一括シテ本組合ニ移管セントスルニ在リ。

右三社ノ株式ノミニ付規定セスシテ一般ノ規定シタルハ、右以外ニ同族共同ニ取得シ且共有ノ目的ヲ以テ保持セントスル資産モアリ得ヘキヲ以テ、斯ル場合一々本組合ニ移管ノ意思表示ヲ為スハ手数數ニ付自働的ニ本組合ニ組入ル、仕組トセントスル趣旨ニ出ツ。

三、實際上、本組合カ一旦成立スル以上財産共同買入ハ、之カ手續ハ三井総元方ニ於テ実施スル一面取得財産ハ当然組合財産トナルヲ以テ、本規定ノ適用アル事例稀ナルヘシ。

三井総元方規約

第一章 総則

第一条 三井同族ハ三井合名会社ノ改組ニ伴ヒ本規約ニ基キ三井総元方ヲ組織ス

一、本条ニ基キ同族ハ三井同族組合ノ外ニ三井総元方ヲ組織ス

二、総元方ノ組織員タル同族ノ範圍ハ同族組合ト同様三井十一家戸主トス

三、総元方ノ組織ハ同族ノ勞務出資ニ依ル民法上ノ組合トス

四、総元方ハ同族組合ヨリ營業資産ニ関スル業務一切ノ委託ヲ受ク

第二条 三井総元方ハ三井全事業ニ関スル重要事項ニ付執ルヘキ根本方針ヲ定メ之ガ実行ノ方法ヲ講シ且同族共有ニ係ル資産ノ管理保全並ニ關係事業ノ連絡統轄ヲ図ルヲ以テ目的トス

一、目的ノ内容ハ略同族組合ト同様ナルモ特ニ「三井全事業ニ関スル重要事項ニ付執ルヘキ根本方針ヲ定メ之カ実行ノ方法ヲ講スル」旨ノ規定ヲ加ヘタルハ現下ノ重大時局ニ処シ三井ノ事業方針ニ遺漏ナキヲ期センカ為メ最高統帥機關トシテノ三井総元方ノ地位ヲ明確ナラシメントスルノ趣旨ニ出ツ

二、「同族共有ニ係ル資産ノ管理保全並ニ關係事業ノ連絡統轄」トハ概ネ合名ノ業務ト其ノ内容ヲ同シクス。但シ資産ノ管理保全ニ付テハ株金ノ払込、配当受領、資金借入等ニ関スル事務ハ総元方ニ於テ行フモ財産ノ主体ハ飽ク迄同族組合ナリ

第三条 三井総元方ノ事務所ハ東京市日本橋区室町貳丁目壹番地壹ニ之ヲ置ク

第四条 三井総元方ノ存立時期ハ昭和 年 月 日迄トス

一、本条ハ同族組合規約第十条ト照応スルモノナリ

第二章 正員

第五條 三井総元方ノ組織員ヲ正員ト称ス

一、本章ハ概ネ合名定款中「第三章社員」ノ部ニ該当ス、只正員ハ社員ト異リ財産出資者タル地位ヲ有セス勞務ヲ出資スルニ止マル、即チ正員ハ総元方ノ組織員トシテ總會ニ於ケル議決權行使其他ヲ通シ其ノ事業ニ参画スルモノトス

一、正員タルヘキモノハ同族ト同シク三井十一家戸主トス。戸主未成年者タルトキハ後見人ニ於テ其ノ職務ヲ行フ

第六條 正員ノ權利義務ノ割合ヲ左ノ通りトス

式百参拾個 三井高公

百拾五個 三井高長

百拾五個 三井高遂

百拾五個 三井高精

百拾五個 三井高陽

百拾五個 三井高修

参拾九個 三井高素

参拾九個 三井高篤

参拾九個 三井高昶

参拾九個 三井弁藏

参拾九個 三井高光

一、本条は合名定款第六條乃至第八條及ヒ同族組合規約第二條ニ照応スルモノトス

二、本条ニ「正員ノ權利義務」トハ主トシテ總元方ノ事業ニ参与スル權利及ヒ義務ヲ云フ、總元方ハ同族組合ト異リ財産保有ヲ目的トセサルカ故ニ財産上ノ權利義務分担ノ問題ヲ生スルコトハ稀ナリ

三、本条ハ畢竟正員ノ「勞務出資ノ持分數」及ヒ「損益分配ノ割合」ヲ定メタルモノナリ

第七條 正員カ戸主權ヲ喪失シタルトキハ其權利義務ハ当然家督相続人ニ於テ之ヲ繼承スルモノトス

一、本条ハ同族組合規約第七條ニ同シ

第八条 正員ハ三井総元方ヨリ脱退スルコトヲ得ス

一、本条ハ同族組合規約第八条ニ照応スルモノナリ、即チ同族組合ハ財産ノ主体ナルヲ以テ其ノ持分ノ譲渡及ヒ質入ヲ禁シタルモ、財産的価値ニ乏シキ総元方ノ持分ニ付右ト同一字句ノ規定ヲ設クルハ適當ナラサルヲ以テ、本条ニ依リ直截ニ正員ノ脱退ヲ禁シ同様ノ目的ヲ達セントスルモノナリ

第三章 議長

第九条 議長ハ総領家ノ戸主ヲ以テ之ニ任ス

一、本条ハ同族組合規約第三条ニ該当ス

第十条 議長ハ三井総元方ヲ代表シ且其業務ヲ統轄ス

一、本条ハ同族組合規約第三条及ヒ合名定款第十三条ニ該当ス

第十一条 議長ハ本規約、業務規定並ニ總會ノ決議ニ遵ヒ業務ヲ執行スル責任アルモノトス但シ常務ハ議長之ヲ専行スルコトヲ得業務規程ハ總會ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

一、本条ハ合名定款第十六条ト全ク同シ

第四章 専務理事及理事

第十二条 三井総元方ニ専務理事一名及理事若干名ヲ置ク

一、本条ハ合名定款第二十一条ニ該当ス、但シ「常務理事及理事各若干名ヲ置ク」トアルヲ「専務理事一名及理事若干名ヲ置ク」ト改メタリ

第五章 總會

一、總會ハ合名ノ社員總會ニ當リ三井全事業ノ統帥機關タル総元方ノ中枢ヲナスモノナリ

二、正員ノ事業参画ハ主トシテ總會ニ於ケル議決權行使ニ依リ行ハル、「正員ノ權利義務」ト云ヒ「正員ノ勞務出資」ト云フモ畢竟總會ヲ通シテ具体化セラル。従ツテ正員カ總會ニ於テ有スル議決權ノ數ハ第六条所定ノ正員ノ權利義務ノ割合ニ依ル

第十三条 議長ハ總會ヲ召集シ之ヲ主宰ス

一、本条ハ合名定款第二十二條及第二十五條前段ニ該當ス

二、「之ヲ主宰ス」トハ總會ノ議長トナルノ意ナリ、斯カル文言ヲ用ヒタルハ議長ノ文字ノ重複ニ因リ「総元方ノ議長」ト「總會ノ議長」トノ混淆ヲ来スヲ恐レタルニ因ル

第十四條 議長事項アルトキハ出席正員ノ互選ニ依リ總會ニ於テ議長ノ職務ヲ代行スヘキ者ヲ定ム

一、本条ハ合名定款第二十五條後段ニ該當ス

二、「總會ニ於テ議長ノ職務ヲ代行スヘキ者」トハ「總會ノ議長」即チ前条ニ所謂「總會主宰者」ヲ指稱ス、総元方ノ議長ヲ互選ニ依リ定メ得ルノ趣旨ニ非サルコト云フヲ俟タス

第十五條 正員ハ總會ニ於テ第六條所定ノ持分壹個毎ニ壹個ノ議決権ヲ有スルモノトス

第十六條 總會ハ七名以上ノ正員議決権ヲ行ヒ其持分カ正員全体ノ持分ノ二分ノ一ヲ超ユルニ非サレハ決議ヲ為スコトヲ得ス

第十七條 總會ノ議事ハ本規約ニ別段ノ定メアル場合ノ外決議ニ加ハリタル正員ノ議決権過半数ヲ以テ之ヲ決ス可否同数ナルトキハ議長之ヲ裁決ス

議長ハ裁決ヲ為ストキト雖モ其正員トシテ有スル議決権ヲ失フコトナシ

正員ハ他ノ正員ニ委任シテ議決権ヲ行フコトヲ得

一、前記三條ハ總會ノ定足数及ニ決議ノ方法ヲ定メタルモノニシテ合名定款第二十四條、第二十六條及第二十七條ト全ク同シ

第十八條 總會ノ議事ハ議事録ニ記載シ議長之ニ署名シ之ヲ保存スヘシ

一、本条ハ合名定款第二十八條ト全ク同シ

第六章 計算

第十九條 三井総元方ノ決算期ハ六月參拾日ト拾貳月參拾日ノ兩度トス

一、本条ハ同族組合規約第九條ニ照応スルモノニシテ決算期ハ合名ト同シ

二、決算期ト云フモ総元方ニハ固有資産ナキヲ以テ同族組合ノ決算トハ自ラ異ル、結局総元方ノ事務ニ伴フ收支ノ決算ヲ為スニ止マルヘシ

(以上の資料1~9の本文中、旧漢字は原則として新漢字に改めた)